

日本とコルチャク政権承認問題

——原敬内閣におけるシベリア出兵政策の再形成——

細谷 千博

まえがき

大正八年（一九一九年）五月一六日、原敬内閣は、ロシアのコルチャク政権の仮承認（事実上の承認）を連合国政府に提議する点、閣議決定を行う。コルチャク政権は、いうまでもなく、全露臨時政府を標榜して、西シベリアのオムスクで、帝政派の旧軍人を権力の核心として、前年秋成立したものであり、この時期にはウラル戦線で革命軍に対する圧倒的勝利を伝えられ、その勢威は内外で高揚、反革命各政権の支持を獲得していたものであった。承認提議の決定を行った日本政府は、ひきつづき、コルチャク政権への実質的援助の強化と、外交関係の開始にそなえる大使任命の措置をとることとなる。

コルチャク政権に対する、このような日本の政策は、前年来、参謀本部のもとで進められてきた、極東ロシアにおけるホルヴァートやセミノフらの擁立政策とは、その意義に力点の移行が認められねばならなかった。すなわち、ホルヴァートらの擁立政策が、革命への対抗的観点を内包しつつも、その重点は、傀儡的な親日政権の樹立による極

東ロシア三州の「緩衝地帯」化を志向していたのに対し、「露国復興」を目標として、革命政権との武力闘争を熾烈に遂行している全露臨時政府への援助の積極化は、革命自体に挑戦する、本質的な意味での《干渉》への傾向を強化したといわれねばならなかったからである。右の承認案を付議した外交調査会の席上（五月一七日）、田中（義一）陸相はのべた。「オムスク政府ヲ公然承認シ對露方針モ一定スル以上ハ向後出兵ノ要求アルモ我帝國トシテハ素ヨリ辞スヘキニ非スト信ス⁽¹⁾」。出兵は、いうまでもなく西部シベリアに対するものであり、革命軍との一戦をも辞せない決意を陸軍当局がしめしたと、見られるべき発言であった。

ところで、原敬は、かつて政友会総裁として外交調査会でシベリア出兵反対論を唱えており、したがって彼の組織した政党内閣は、シベリアへの《干渉》政策に消極的方針を打出すものと見られたにもかかわらず、むしろ次第にコルチャク政権承認提議に見られるように《干渉》強化の方向へそのシベリア政策を傾斜せしめていったのは、一体どのような事情にもとづいていたのであろうか。コルチャク政権承認問題を中心に、原内閣のシベリア政策の再形成における《干渉》面の強化の検討が、本稿の第一課題である。

次に、原内閣のシベリア出兵政策は、対米協調の重視を、その特色とするが、この点をめぐってどのように日本側の政策の再形成が試みられ、またアメリカ政府はこれにどのような対応をせしめたであろうか、あるいは、日米両国政府の政策決定過程は、シベリア出兵問題をめぐって、どのような交互作用の構造をもちながら展開していったであろうか、この点についての検討が本稿の第二主題とされる。

分析の対象として、とり上げられたのは、一九一八年九月末、原内閣の発足にはじまり、一九二〇年一月、アメリ

カが共同出兵からの離脱の決定を行うにいたるまでの時期である。

(1) 伊東巳代治、外交調査会会議筆記、原内閣成立後(国会図書館、憲政資料室)、第一四回。

一 アメリカとの協調

日米両国は、大正七年(一九一八年)八月、シベリアに共同派兵するにあたり、宣言を発して、出兵目的は、シベリアで危難に直面しているチェク・スロヴァーク軍の救援にあることを、中外に明らかにした。また両国政府は、出兵軍の規模と行動範囲は、右の目的達成に必要な限度にとどめる、すなわち《限定出兵》を行う点について、予め《合意》に到達していたのである⁽¹⁾。

八月中旬、日本軍を主力とする連合部隊は、陸統とウラディヴォストークに上陸を開始する。その任務は、この地のチェク軍が西方で殲滅の危機に陥っていると報ぜられた友軍を救出すべく移動を開始したので、これと交替してシベリア鉄道の起点の守備に任じ、チェク軍の補給路の確保にあたるものとされたのである。

ところで、連合軍の上陸と前後して、現地からの情報は、チェク軍の危急がとくにバイカル地域で一層切迫している様相を伝えており、同時に、チェク軍の内部からは、日米両軍の派兵数と派兵範囲を拡大する必要が強く訴えられてくる。これに呼応して出兵大規模化への外交活動を活潑にしたイギリス政府は八月上旬、また上陸軍がウラディヴォストークに到着するに先だって、アメリカ政府に、チェク軍の救出に失敗した場合の「破滅的結果」に注意を喚起して、「日本軍のプランと兵力数についての協定に変更を加える」よう申入れを行ったのである⁽²⁾。

この申入れは、アメリカ政府のにべない拒否にあうが、しかし、日本政府に対する同様な申入れは、日本側とくに参謀本部の出兵論者に、大規模派兵実現の好箇の口実を提供することとなる。かねてから大規模派兵の計画をもつ参謀本部は、⁽⁶⁾チェク軍の危急な状況に対応し、イギリス政府の要望にそうとういうことで計画の実行を合理化しえて、八月下旬、第一二師団の一万を沿海州方面へ、また新しく第三師団の二万をザバイカル方面へ、「チェク軍救援」の名目で、進発するよう命令を下していた。

日本の軍部が、大軍を極東ロシア全域に展開したことにより、この地域で伝えられた「チェク軍の危機」は忽ちにして解消する。九月上旬には、イルクーツク附近で東西のチェク軍は合流し、シベリア鉄道の安全通過への障碍も除去されたかに見えた。しかし、この事態にもかかわらず、いぜん西部シベリア方面ではチェク軍の危機が叫ばれ、その救援を望む声は、むしろ勢いを強める有様であった。そしてこの状況に対応するよう、日米両軍の西部シベリアへの進出が要望されたのであった。⁽⁷⁾

一体、この時期にチェク軍は、西部シベリア方面でどのような危険に直面していたといえるのであろうか。すでに五月末、ポリシエヴィキと武力闘争を開始して以来、チェク軍はシベリア各地の反革命勢力を助けて、ポリシエヴィキから地方権力の奪取に成功しており、七月から八月にかけては、ウラルのヴォルガ流域で、反革命軍のカザン Kazan 占領を成功せしめ、モスコーへの進撃の態勢すらとっていた。チェク軍は、訓練、装備、いずれの面でも、ポリシエヴィキ軍に対して圧倒的に優勢であり、そこには伝えられる「殲滅の危険」などは存在していなかった。もっとも、八月末からはヴォルガ流域のチェク軍は苦戦の様相を呈しはじめ、その進撃が停止したのみならず、九月一〇日には、

カザンはポリシェヴィキ軍によって奪還され、つづいてチェク軍が擁立した、エス・エル（社会革命党）派のコムーチ KOMYCH 政権の所在地、サマラ Samara の陥落も必至の形勢となっていた。しかし、この形勢は主として、チェク軍の一般兵士が、当初の行動目標であるヨーロッパへの帰還を求めて、ロシア内戦への介入の意欲をとみに減退させたことに帰因したものであり、したがって、シベリア鉄道の輸送障害も除去されたことでもあり、最初の方針にしたがって東方への移動を再開、ウラル地域を離脱すれば、殲滅の危険はたちどころに消散するはずのものであった。

しかし、チェク軍の東方への撤退は、いうまでもなく、チェク軍の武力を支柱にして存立している反革命政権にとつてはその崩壊を意味する。ポリシェヴィキ軍の攻勢にあつて、まさに存亡の関頭に立たされていたのは、コムーチ政権、その他の反革命政権であり、「チェク軍の危機」の実体とは、これら反革命派の危機に他ならなかったのである。「チェク軍の危機」の実体が、右のような意義においてイギリス政府によって把握されていたことは、たとえば一〇月二日、バルフォア Arthur J. Balfour 外相が駐米大使代理のバークレイ Colville A. Barclay に送った電報によつて見る事ができよう。「軍事専門家たちの判断によると、連合各国から十分な援助さえあたえられれば、チェク軍は、いぜんとしてアレクセエフ M. B. Anekceev 將軍麾下の軍隊と合流し、ヴォルガ戦線を保持する可能性をもっている。……この点を別にしても、ロシア内部の、連合国に忠実な分子を見捨てることには、われわれはこの上なく強い感情的抵抗 the very greatest reluctance を覚えている。……もしもイギリス政府が、チェク軍にウラル東方への撤退を勧告するならば、チェク軍とアレクセエフ勢力との連絡の望みは絶え、それとともに連合国の援助に対する後者の頼みの綱はぶつとりと切れてしまふであらう。……」⁽⁸⁾

これによって知られるごとく、英仏政府にとつては、「チェク軍の危機」とは、実は日米の政治指導者に訴えて、両国軍隊の西部シベリアへの派兵を実現し、本格的な反ソ武力干渉軍を組織するための説得の論理であり、また世界の世論に対して武力干渉を正当化するための口実に他ならなかったわけである。英仏の軍事当局者が、この時期にどのような反ソ軍事干渉プランを構想していたかは、たとえば一〇月八日、ヴェルサイユの連合国最高軍事会議 Supreme War Council の軍部代表（英・仏・伊）が採択した、「共同覚書三八号」Joint Note No. 38 が、これをしめしている。「覚書」は、チェク軍をサマラとエカテリナブルク Екатеринбург の両方面で急速に前進せしめ、一方は南露作戦中の反革命派のアレキセーフ軍と、他方はアルハンゲルスク Архангельск から南下する反革命軍と連絡せしめ、またチェク軍の前進を援護する目的で、日本軍を主力とする連合軍をシベリア鉄道に沿って、できるだけ西進せしめる計画をしるしているが、このように英仏軍事当局者は、チェク軍団を先鋒とし、連合軍とくに日本軍を主力とする部隊をもって、《東部戦線》を形成、北露及び南露の反革命軍（及び連合軍）と呼応して、モスコーに対する一大包圍網を張りめぐらす反ソ戦略構想をもっていたのである。

さて、右のような構想をもつイギリス政府は、九月、日本側に対しても「チェク軍の危機」を指摘、日本軍の西部シベリア派兵を要請していたが、⁽¹⁰⁾原内閣の成立を見ると、早速この問題について打診を試み、一〇月二〇日には、公式の文書による申入れが英大使から日本政府になされたのである。⁽¹¹⁾かくて原内閣のシベリア政策にとって、まず西部シベリア派兵問題について態度決定が必要とされねばならなかった。

ところで、寺内内閣のシベリア出兵政策の推進力であった參謀本部は、ロシア革命のもたらした極東ロシアの政治

的混乱と力の真空化に乗じて、軍事力を媒介手段に一気に、北滿州から極東ロシア三州（沿海州、アムール州、ザバイカル州）一帯に日本の政治的・経済的支配力の拡大をはかり、同時に極東ロシアに緩衝地帯を形成して、国防の安全を確保し、かくて、日本の大陸政策を急テンポに前進せしめることを、その出兵目標としていた。したがって、この見地に立つ参謀本部は、バイカル以西の問題には比較的無関心であり、極東ロシアをこえる派兵には従来反対の態度をとっていた。⁽¹²⁾しかし、出兵が実現し、作戦が順調に進展するにつれて、参謀本部内部には従来の考え方を修正、バイカル以西に派兵地域を拡大、英仏政府の《東部戦線》構成の努力に積極的に協力すべしとする意見が擡頭を見ることとなる。このような考え方をするひとびとをかりに《拡大派》と名づけうるとすれば、九月、参謀本部は《拡大派》の構想にもとづく「東部新戦線の構成に関する研究」を作成していたのである。この「研究」は、東部新戦線の構成は早晩不可避であるゆえ、日本としても積極的にこれに参加する必要があることを強調し、参加によって、「英仏其他ノ困難救済ヲシ以テ彼等ヲシテ……東亞ノ局面に於テハ我欲スル所ニ適従スルノ余儀ナキニ至ラシメ動モスレハ我国力ノ伸展ヲ抑制セントスル傾アル米國ヲシテ遂ニ大勢ノ嚮ク所容喩ノ余地ナキ境遇」に導いて、この国際条件の成立によって、次のような国家目標の実現をはかるべしと規定したのである。「一、列國ヲシテ絶対且永遠ニ極東露領ニ於ケル帝國ノ優越權ヲ承認セシメ東部西伯利及之ニ近接セル支那領土ヲ包摂スル地域ニ帝國ノ勢力ヲ確實ニ扶殖スルコト 二、上記地帯ノ前方ニ於テ帝國ニ好意ヲ有スル堅実ナル統治機關ヲ擁立シテ有力ナル緩衝地帯ヲ形成セシムルコト」（傍点は筆者）。そして「研究」は、東部新戦線の構成に参加すべき日本軍の兵力は、約一年のうちに三〇箇師団という老大な数に上るべきことを想定したのである（ここで注意すべきは、参謀本部の《拡大派》は、日本軍の

西部シベリア派遣という方法を通じて、日本の支配圏拡大という目的達成を企図していたが、同時に少くとも直接の目標としては、ロシアの革命政権の崩壊をその視野においていなかった点である。それはあくまでも、パワー・ポリテイクスの観点にもとづく《東部戦線》論であり、極東政治上の優位の確保を第一義としたものであった。したがってそこで構成がいわれる《東部戦線》は、英仏政府の構想するものとは質的構造を異にしていたことである。

この「東部新戦線の構成に関する研究」が、参謀本部内部でどれだけの支持をえていたかは不明であるが、原内閣が成立するとただちに、小兵力ながら西シベリアのオムスク Омск への一部隊派遣計画が参謀本部から政府に提出される。⁽¹⁵⁾ この計画自体は小規模なものではあったが、それは、《拡大派》によって大部隊派遣の端緒として利用され、日本軍の《東部戦線》の積極的参加にまで事態が発展する懼れを多分に含むものであった。

ところで、原首相であるが、彼は、元来が「陸軍外交」を排撃し、シベリア出兵を《限定出兵》から《全面出兵》に転化せしめた参謀本部のやり方に強い不満をいだいており、⁽¹⁶⁾ 内閣の組織にあたっては、シベリア政策における政府のリーダーシップを参謀本部に対して確立することを抱負のひとつとしていっていたと見られる。そして、それが参謀本部の背景にある山県系藩閥勢力との権力闘争においても政治的意義がそのさい当然注目されたことであろう。原が新内閣の陸相に田中（義一）参謀次長を迎えたのは、右の点に関連する巧妙な布石ではなかったか？ 田中は、元来が長州閥の嫡流であり、山県（有朋）に極めて近い存在であった。また寺内内閣のシベリア出兵政策の形成にさししては、強硬な「出兵論者」として知られ、参謀本部の出兵計画を統轄する役割りを演じていた。⁽¹⁶⁾ 田中が陸相に起用されたのは、山県の推挽によるものであり、いうまでもなく長州閥、あるいは藩閥勢力による、原内閣の目付役、

あるいは連絡係りとしての任務を托されたものであった。これに対し、原は、田中を陸相として起用するにあたり、彼を山県系勢力とのコミュニケーションのチャネルとして利用する意図とともに、参謀本部、さらにその背後にいる山県系藩閥勢力にコントロールを及ぼす導管として活用する狙いを秘めていたのではなかったか？ 原はすでに、小泉策太郎を介して彼への接近をはかる田中の行動とその発言のうちに、田中の政治的野心を見抜き、原の意図に沿って田中が働く可能性を十分に看取していたであろう。⁽¹⁷⁾ 原と田中は、組閣前の九月一六日、小泉策太郎宅で注目すべき会見を行っている。田中はここで、西部シベリア派兵の「不得策且つ不必要」なる点について、完全に原の意見に同感の意を表明したのである。⁽¹⁹⁾

この日の原・田中会談によって、西部シベリア派兵問題についての、原内閣の否定的方針は予定されたものと見てよいであろう。そして陸相としての田中は、参謀本部の《拡大派》の動きを封ずるために自己の影響力を行使することとなる。ただここで、アメリカ政府が、英仏の《東部戦線》構想に共鳴し、アメリカ軍の西部シベリアへの移動を企てることになれば、状況は変化し、原内閣としても問題の新しい角度からの検討を余儀なくされることはいうまでもない。そこで、アメリカ政府はこの問題について、どのような態度をしめしたのであるか。この点の考察が必要となる。

九月上旬、アメリカ政府にとっては、何よりもまずシベリアの客観的状況、また「チェク軍の危機」の実体について、的確な情報をうる必要がある前提として必要と見られた。モリス Roland S. Morris 駐日大使が、ウラディヴォストークに派遣されるのは、この目的からである。⁽²⁰⁾ モリス大使は、現地の実情を調査し、ヴォルガ地域からの

情報を分析したのち、九月二三日、國務省にその報告を打電した。「ヴォルガからの報告はすべて、チェク軍が各方面で重大な危険に類している点で一致している。……連合国の緊急の援助がなければ、チェク軍は、ウラル山脈の東方地点、おそらくオムスクまで後退を余儀なくされ、そうなった場合、彼らが保護してきたひとびとを孤立無援のままに撤収都市に残すことになり、虐殺が憂慮されている。……グレイブス將軍は、有力な一部隊をひきいてオムスクに赴き、ここで冬期間基地を設営、必要な場合は他の連合軍と協力して、西方のチェク軍を支援すべしとする意見である。……ナイト提督も、この措置が……一般にロシア人民から好感で迎えられ、西部シベリアでのアメリカの活動にとって有力な布石になるものと確信している。……小官の見るところでも、右の措置はわが国の意図する二つの主要目的——すなわち、シベリア鉄道沿線及びヴォルガの鉄道中心地を集っているチェク軍を援助し、さらに社会・経済活動の地盤をきりひろくという目的——の達成にかなうものである。……最後に、小官は、西シベリアのチェク軍及びロシア人民との連絡を緊密にしないことからおこりうる重大な結果をおそれるものである。……」⁽²¹⁾

すでに、グレイブス William S. Graves アメリカ派遣軍司令官も、「チェク軍の救援」の目的で、ウラル地域に連合軍の大部隊を送る必要を認めており、⁽²²⁾九月一日には、陸軍省にあてて、ウラディヴォストークでは、米軍は千名もあれば充分であり、それ以外は西部シベリアに転進すべきである、「遠くへ進めば進むほどそれだけ良い効果がえられるであろう」と、具申し、あわせてフィリップンからの増援軍の派遣を要請していた。⁽²³⁾そこで、現地のシベリアから陸軍、海軍、國務省の三者の代表が完全に一致した意見として、アメリカ軍のオムスク派遣を要請してきたことは、政府のシベリア政策の再検討に一石を投ずるものでなければならなかった。

ランシング Robert Lansing 国務長官は、これにただちに反応する。モリス電報の到着した翌二四日、ウィルソン Woodrow Wilson 大統領にその困惑した気持ちを伝えた。「チェク軍が彼らのロシアの友人を見捨てないからといって、われわれの側でチェク軍を見殺しにするわけにはゆかないであろう。もちろん、それはできない。だが、一体、どんな対策があるのだろうか？」⁽²⁴⁾ランシングは、チェク軍救援問題については、九月上旬以来、国務省の高官と協議を重ね、その対策に苦慮していたが、国務省内部では、英仏政府の構想する《東部戦線》形成には必ずしも同調的でないにしても、反ソ感情の根強いところから、「チェク軍の危機」の対処については積極的意見が有力に見られたのである。⁽²⁵⁾

ウラディヴォストークから「チェク軍の危機」を告げる報告は、しかし、マーチ Dayton C. March 参謀総長とウィルソン大統領からは冷淡に受けとられていた。「われわれは英仏によってうまい具合に利用されているのだ。We are being 'worked' by Great Britain and France」というのが、二五日、ランシングに告げたマーチの感想であった。⁽²⁶⁾マーチは、「チェク軍の危機」の叫びを《東部戦線》形成をもくろむ英仏政府の策略として看破していたのであろう。ウィルソンも《東部戦線》構想には一貫して反対であった。⁽²⁷⁾チェク軍は「東進すべきであって、西進すべきではない」「get out eastward, not get out westward」というのが、⁽²⁸⁾シベリアへの《限定出兵》に同意して以来の、彼の変わらぬ考え方であった。

九月二五日夜、モリス報告を中心として、ウィルソン、ランシング、マーチの三者会談が行われる。四〇分の討議の末、「ヴォルガへの軍隊送遣は、賢明でもなくまた可能とも見られない。よろしくチェク軍はウラルの東方に撤退す

べきである」との結論に到達した。⁽²⁹⁾かくて、チエク軍救援問題についての、アメリカ政府の意思は決定し、九月二六日、國務省は、大統領のメモにもとづく訓電を作成、共同出兵参加各国に駐在するアメリカ大使あてにこれを發送したのである。それは、アメリカ軍のオムスク前進を希望するモリス大使の要請を却下、チエク軍のウラル東方への撤退を要望するとともに、いぜんウラル西方にとどまるチエク軍には軍需物資の援助を行わぬ意思をもあわせしるして、これに圧力をかけんとするものであった。⁽³⁰⁾

アメリカ政府の、西部シベリア派兵反対の立場は、原首相にとって既定方針にそって、参謀本部の要求を押え、イギリス政府の申入れを拒否することを容易にしていた。一〇月一日、原首相、田中陸相、内田（康哉）外相の三者は会合、バイカル湖以西への軍隊派遣を行わず、日本軍は現在の占領地点で冬籠りする旨、意見一致、一五日にはこの点について閣議決定を行ったのである。⁽³¹⁾イギリス政府からの正式の覚書に対する、拒否の回答は二二日、イギリス大使に通告された。⁽³²⁾

かくて、原内閣は、西部シベリア派兵問題において、参謀本部の《拡大派》の動きを抑えるとともに、英仏政府の推進せんとする《東部戦線》形成にくみしない態度をとったのである。

(1) 日米間の《合意》が表面的なものであり、両国政府間には《合意》の内容について、最初から解釈のくい違いが存在した点については、細谷千博、シベリア出兵の史的研究、一九五五年、二二六—二二六頁参照。

(2) たとえば、前掲書、二四二—二四四頁。

(3) 八月九日、イギリスの駐米大使代理、パークレイ、C. A. Barclay 将、ホーク、F. Polk 國務長官代理に、右の趣旨の申入

をなす。British Embassy to Foreign Office, August 9, 1918, No. 3604, Wiseman Papers, No. 104. (Yale University Library)。なお、翌一〇日には、マクドナルドは本国政府に対し「この問題についてはウィルソンに圧力をかけることは望ましくなく、むしろ出兵に同意した彼は、協力を撤回するおそれがあると警告してゐる。British Embassy to Foreign Office, August 10, 1918, Wiseman Papers. 《限定出兵》のわくを外すことについて、文書による正式の申入れは、八月一二日、國務省になされ。United States, Department of State, Papers Relating to the Foreign Relations of the United States (シムト Foreign Relations の略称) 1918, Russia, II, 1932, pp. 341—342.

(4) 八月一四日、ランニング R. Lansing 國務長官からマクドナルド宛覚書。Ibid., pp. 344—345.

(5) すでに八月四日、バルフォア A. J. Balfour 外相は珍田(捨巳)駐英大使に日本軍増援の要請を行っている。八月五日発、珍田大使から後藤(新平)外相宛、五九三号(日本外務省記録書類、露国革命一件、西比利亞共同出兵……以下、「西比利亞共同出兵」と略称)。また八月九日には、イギリス参謀本部は、駐英大使館武官、田中(国重)少将に、バイカル湖附近のチェク軍を救援する目的にとつて、連合国の兵力及び作戰計画は全く不十分であるとして、少くとも三箇師団の兵力をザバイカル方面に至急送るよう、覚書を提出している。八月一〇日発、田中少将から田中(義一)参謀次長宛、英参二三八号(外務省記録、露国革命一件、チェッコ救援派兵……以下、「チェッコ救援派兵」と略称)。

(6) 参謀本部は、すでに七月二日、アメリカ政府の出兵提議を利用して、「速に出兵の端緒を開く」ことを決定し(参謀本部、西比利亞出兵史、一九二四年、第一巻、四八一—四九頁)、七月二〇日には寺内(正毅)首相、大島(健一)陸相、田中参謀次長の三者は、第三、第一二の二箇師団の動員と、チェク軍の後方守備はウラディヴォストークに制限すべきでない点について意見を一致させ(前掲書、第一巻、五五—五七頁)、八月一〇日には、上原(勇作)参謀総長は、大谷(喜久蔵)派遣軍司令官に、ザバイカル方面に、作戰する予定を指示していた(前掲書、一五〇—一五一頁)。参謀本部はすでに、六月中旬、沿海州に一箇

師団、ザバイカル州に二箇師団半を進入せしめる「シベリア作戰要領」を作成していたが（細谷、前掲書、二四一—二四二頁）、參謀本部は日米間の《限定出兵》についての《合意》を最初から無視しており、予定の計画にしたがって、《自主出兵》の方針を貫いていったことが、右によって知られる。

- (7) 九月八日には、アメリカ派遣軍のグレイブス W. S. Graves 司令官が、日本派遣軍司令部を訪れて、ウラル方面のチェク軍への赴援のため一万の連合軍の派遣を申入れる。イギリスのノックス A. W. F. Knox 将軍も同日及び九月一日、同様趣旨の申入れを行い、ロンドンでも英參謀本部は田中少將に西部シベリア派兵について要請していた。九月八日発、由比（光衛）派遣軍參謀長から田中次長宛、浦參一四一號、九月一日発、浦參一五八號（外務省記録、露国革命一件、陸海軍電報：…以下、「陸海軍電報」と略称）、及び西比利亞出兵史、第三卷、一二〇〇—一二〇四頁。

- (8) Balfour to Barclay, October 2, 1918, No. 6001, Wiseman Papers, No. 104.

- (9) 一〇月八日、英仏伊の軍部代表から最高軍事會議に送られる（アメリカ代表の署名をかく）。State Department File (U. S. National Archives) 763 72 Su 151. なお、北ロシアのアルハンゲルスクに上陸した連合軍は、南進してヴォログダ Borozna を占領、チェク軍及びアレキセーフ軍と合流する計画をもっていたことは、八月一九日のバルフォア外相からバークハィ宛の電報がこれを明らかにしている。Wiseman Papers, No. 99.

- (10) 九月一七日、英大使グリーン C. Greene は幣原（喜重郎）次官を来訪、二箇師団の西部シベリア派遣の要請を行い、一九日には、「独逸人及過激派カ其ノ勢力ヲ固メサルニ先チ聯合与国ノ用ヒ得ヘキ有ラユル兵力ヲ以テ之ヲ攻撃スルコト政治的並軍事的見地ヨリ最モ緊急ナリトス」との覚書を提出している。外務省、欧米局第一課、西比利亞出兵問題、第二編、聯合國共同出兵以後米國撤兵ニ至ル迄ノ經過、一九二二年（以下「西比利亞出兵問題經過」と略称）、一八一—二二頁。

- (11) 一〇月二日、英大使は内田（康哉）新外相の所見を打診し、さらに一〇日には、ふたたび英大使は西部シベリア派兵の必

要を力説したのち、二〇日に正式の覚書を提出する。前掲書、二四—二八頁。

(12) 九月一四日の上原參謀總長から大庭(二郎)第三師団長の指示にも、「東方新戦線ヲ形成セントスル聯合与国ノ意向ニ關シテハ速ニ我勢力ヲ東部シベリア地方ニ扶殖スルノ主義ニ基キ其誘引ヲ避クルノ著意ヲ必要トス」としてなされて、いぜん參謀本部は極東ロシアをこえる派兵を拒否していた。參謀本部、前掲書、第一卷、七二六—七二七頁。

(13) 前掲書、第一卷、附録一三。

(14) 前掲書、第一卷、二〇二頁。

(15) 原敬は、かねて陸軍側の「小策國を誤らんとするの虞」(原圭一郎編、原敬日記、第七卷、一九五一年、四二五頁、——大正七年六月一九日)についてしばしば憂慮をもらしていたが、出兵問題の決定した直後の八月四日、寺内首相に面会して、ウラディヴォストーク以外に出兵する場合には、「必らず米國と協商すべき筋合」について、あらためて首相の確認を求めていた(前掲書、四七〇—四七一頁)。《限定出兵》方式が崩されてゆく点に不満をいだく原も、しかし九月四日の外交調査会では、「將さに倒れんとする内閣に鞭つ」ことを避け、政權の授受を円滑にせんととの配慮から、右の点の追究を意識的に控えていた(前掲書、四八七—四九四頁)。

(16) シベリア出兵についての省部の意見を調整、作戦準備計画を進めるために、一八年二月二八日、陸軍省と參謀本部のスタッフから構成される「軍事共同委員会」が設けられ、田中次長がその議長に任ぜられた。參謀本部、前掲書、第一卷、三五—三八頁。

(17) 石上良平、原敬歿後、一九六〇年、三〇三—三一六頁。

(18) 原敬は、従来の陸軍側の出兵論の主導者が田中であることを充分承知していた。四月五日の日記は、原の内田駐露大使に語った言葉をしるしている。「内地に於ける出兵論は陸軍側より出たるものにて、陸軍が只陸軍本位にて大局を解せず、其説の

行はれざるや、田中義一等は山県を動かして、山県より寺内を圧迫せんと企て居るもの如し」。原敬日記「第七卷」三六五—三六六頁。

(19) 前掲書、第八卷、七頁。

(20) 九月三日、ランニング日記。Lansing Desk Diary (The Library of Congress), September 3, 1918. 九月四日発、ランニングからキリス宛。Foreign Relations, 1918, Russia, II, 366.

(21) 九月二三日発、キリスからランニング宛。Ibid., pp. 387—390.

(22) 九月八日、グレイブスは、陸軍省に、ヴォルガ戦線を再建するためにアメリカ軍がチェク軍と協力して、同方面に赴く必要を上申せらる。Graves to the War Department, September 8, 1918. U. S. Army, American Expeditionary Forces Records (コト、AEF Records へ略称) National Archives, War Records Division, Box 109, なき、ロロの日本派遣軍司令部への申入れについては、前掲註(7)。

(23) Graves to the War Department, September 11, 1918, State Department File 861.00/2760 1/2 A. グレイブスの要請に対しては、ランニングはマーチ参謀総長と検討して却下することを決定するが、グレイブスの行きすぎについては罷免の意見さえ國務省では見られる。Lansing Desk Diary, September 13 and 18, 1918.

(24) 九月二四日、ランニングからウィルソン宛。Foreign Relations, Lansing Papers, II, 1940, 386—387.

(25) マイリス B. Miles ロシヤ部長を、最右翼に、國務長官代理のボーク、國務次官補(ヨーロッパ担当)のフィリップス W. Phillips 及びすれも反シ感情が強ク、ウィリアムスにみれば、「緊密なチーム・ワークをとって」、國務省の対ソ政策の強硬化に強く影響をきたせようとしたとされる。William A. Williams, American Russian Relations, 1781—1947, 1952, pp. 64, 107—110. フィリップスは九月二〇日、ランニングに、「チェク軍の東進を強く警告せんとする大統領の見解に異論をとなえて

せら(Lansing Desk Diary, September 20, 1918) またハンクス Colonel House の女婿として、國務省内部で影響力をもつづつたと見られるブマキンタロス G. Auchincloss は、九月十四日に大統領に対し、「ロシア人はチェク軍団との協力に完全に満足している。チェク軍団への援助はロシア人への援助と同じことである」との観点で、チェク軍への軍事援助の必要を訴えている。Auchincloss Diary (Yale University Library), September 14, 1918.

(26) Lansing Desk Diary, September 25, 1918.

(27) 九月十七日と十八日、ウィルソンはランニング宛に覚書をしたためている。「わが国が提議し、他の政府が同意したプランからはまったく遊離して、われわれが望まぬことを明らかにして、るにもかわらず、新東部戦線の構成を目ざす、力が働いてくる」。「東部戦線を構成する十分な企図にも仲間入りをしてはならぬ……」。Wilson to Lansing, September 17 and 18, 1918, State Department File 861.00/3009, 861.00/3110.

(28) 九月五日、ウィルソンからランニング宛。Wilson to Lansing, Sept. 5, 1918, State Department File 861.00/7381.

(29) Lansing Desk Diary, Sept. 25, 1918. なお「従来『東部戦線』論に反対して来た、チェクの国民会議議長、マサリック T. G. Masaryk が、この時期に『ゼン』《東部戦線》構成の構想をしりぞけながらも、「チェク軍の撤退は、ロシアに居住する連合国人に災害をもたらすことになりはしないか?」と、チェク軍東進に懐疑の意をアメリカ政府に通じていることは注目される。Masaryk to Lansing, Sept. 23, 1918, Wilson Papers (The Library of Congress) File II, Box 149.

(30) Lansing to Morris, Sept. 26, 1918, Foreign Relations, 1918, Russia, II, 392—394. この覚書が、日本政府に到達されたのは、九月三〇日である。

(31) 原敬日記、第八巻、五七頁。

(32) 「西比利亜出兵問題経過」、二九—三〇頁。なお、この日、政府は外交調査会を開き、対英回答の趣旨について説明する。

席上、田中陸相は、西部シベリア出兵は、「帝国軍隊の武を汚すの虞」あるとして、イギリス側の要請への拒否の理由を説明した。伊東巳代治、外交調査会会議筆記、第一回。

さて、参謀本部が《限定出兵》についての、日米間の《合意》を無視して、大軍を極東ロシア一帯に展開させ、出兵の主眼が東北アジアにおける、日本の政治的・経済的支配の拡大にあることを明らかにしてゆくとき、それは、日本側の《合意》無視に対するアメリカ側の感情的反撥を導き出すのみならず、より根本的には、アメリカの伝統的な門戸開放政策との矛盾を激化せしめ、当然、日米関係の悪化は表面化してゆく。

九月二日、ウィルソン大統領はランシング國務長官に、日本軍部の意図にむけた疑惑を次のように表明する。「日本軍は、チェク軍の援軍として行動するかわりに、チェク軍をひき廻し、独自のプランのもとに戦斗を進めているのではなからうか?」⁽¹⁾。さらに、九月中旬になると、彼は、「日本は大軍をシベリアに送っていったい何をもうろんでいるのか。日本政府に、鄭重ではあるが率直な形で問いただすが至当ではないか?」⁽²⁾と、その不満をランシングにぶちまけていた。⁽³⁾

アメリカ政府は、この時期にウィルソンの示唆する抗議通告を日本側に行わない⁽⁴⁾。そして、一月までこれを延期するが、その理由のひとつは、アメリカ政府内部に、日本軍部の《全面出兵》の動きを容認せんとする宥和論が存在していたためであろう。たとえば、ロング Breckentidge Long 國務次官補(極東担当)は、八月一七日、東シベリアにおけるチェク軍の危機を訴える情報に注目して、「情勢は急速に動いており、われわれのコントロール外に去りつつある。……アメリカは政策を転換し……日本の派兵増大に承認をあたえるべきである」と、ランシングに勧告して

おり、ランシングは、この勧告をとり上げて、ウィルソンに、《限定出兵》方式の変更について検討を求めていた。⁽⁴⁾ さらに國務省内部には、「肝要なことは、出兵の成功であり、日本がアメリカとの協定を厳格に遵守するか否かは、これに比べれば重要性が少い。……兵力数の問題を放擲、大谷將軍にチェク軍救援に必要な自由行動をあたえる場合、われわれはそれと交換に、アメリカ技師団がシベリア鉄道を管理する点について、日本が反対しないことを期待できるであろう」とする、ウィリアムス E. T. Williams 極東部長の、日本との外交的取引を有利とする宥和論も存在していたのである。⁽⁶⁾

しかし、アメリカ政府をして対日圧力手段の行使を、この時期に控えせしめた、より根本的な理由は、日本国内政治状況と関連していたものと思われる。すでに辞意を表明していた寺内（正毅）首相に代って、誰が後継首班に選ばれるか、どのような性格の政権が登場を見るか、その方向を見定める必要があったであろう。またアメリカ政府は、東京からの情報によって、シベリア出兵政策のリーダーシップを参謀本部が完全に掌握しており、「外務省や石井（菊次郎）大使は、既成事実のあとを追っかけて釈明する任務」を担当させられているにすぎない事情を、すでに承知していた。⁽⁷⁾したがって、「日本ではじめて出現した民主主義的政党内閣」と高く評価した、原内閣に対しては、シベリア政策のリーダーシップを参謀本部から政府の手に奪回し、日米協調の方向に政策を修正することをこれに期待したのであろう。シベリア出兵政策をめぐって、日本内部で二つの勢力、文官派対軍部、あるいは自由主義勢力対藩閥勢力が対立しているとのイメージをもつ、アメリカ政府にとっては、文官派、もしくは自由主義勢力が政治的優位にたつことは、日本のシベリア政策が日米提携の線に近づくことを意味するものと見られ、たとい対日強硬手段をとるにして

も、それが日本のインナー・ポリティクスの過程に及ぼす影響が充分算定されねばならなかったのである。

ともかく、ウィルソンの不満の心情が石井大使に伝えられたのは、一月一日のことである。ウィルソンとしては、日本の新内閣成立後の状況を一ヶ月注視したわけである。この間、モリス大使、グレイブス司令官など、シベリアからのアメリカ情報網を経てワシントンに送られてくる報告は、いずれも日本軍の兵力数の増加の傾向を、また北滿からザバイカルにかけて、日本の独占的支配欲の露骨化している様子を告げるものであった。たとえば、モリスからの報告は、日本軍は、アメリカ軍司令部のハルビン移駐の希望に対し、妨害手段を講じてその実現を阻止しており、また東支鉄道に対しては、日本軍が事実上、独占的管理を行い、西方への援助物資の輸送を阻害している状況を明らかにし、⁽⁹⁾新内閣は、シベリア政策を修正するどころか、むしろ「独自のプラン」を強行する参謀本部の主張に屈服しているのではないかと、との疑念を深めるものであった。ことに、グレイブスが、一〇月三十一日、日本軍の大軍はシベリアの治安状況にてらして、まったく無用の存在であり、「派遣軍はシベリアの利益にほとんどなっていない」として、アメリカ軍の駐屯にすら根本的疑問を提出してきたことは、⁽¹⁰⁾アメリカのシベリア出兵政策に道義的立場からの批判を投げかけたものとして、ウィルソンによって少からぬ心理的衝撃をもって読まれたものと思われる。

かくて、ウィルソンは、一月一日、とくに石井大使を招いて、日本軍の過大な兵力数、ハルビンへのアメリカ軍司令部の移転問題、西部シベリアへの物資輸送に対する妨害行為、の三点をとり上げて、日本のシベリア政策に対する彼の不満の心情を日本側に伝えたのである。⁽¹¹⁾ところで、日本軍部の行動は、アメリカの門戸開放政策を擁護する立場と根本的に矛盾したのみならず、シベリア鉄道輸送の妨害の面においては、西方の反革命勢力への物資援助を試み

る國務省の方針とも矛盾するものであった。⁽¹²⁾したがって、ウィルソン以下、アメリカ政府内部では、日本軍部の行動を抑制する目的で、何らかの圧力手段の行使の必要性を認める点では異議がなかったといふことができる。ただし、どのような圧力手段を日本に対して行使すべきかについては、アメリカ政府内部でいくつかの見解が出され、慎重な検討が行われる。ひとつの考え方は、共同出兵の打切りを宣言して、アメリカ軍をシベリアから撤退せしめ、かくして日本軍の駐留継続の名分を奪って、その撤退を余儀なくすべしとするものであった。それは、グレイブスの報告を参酌した、ペーカー Newton D. Baker 陸軍長官のるところのものであった。⁽¹³⁾別の考え方は、日本経済の対米依存性に着目したものであり、貿易面からの圧力手段で、日本政府に政策変更を強制しようとするものであった。この方策は、戦時通商局 War Trade Board 長官 トローリック Vance C. McCormick の支持したものであり、彼は、一月八日、ランシングに書信を送って、その中で、シベリアにおける鉄道の能率的運営を妨げ、また欧露に対するアメリカの物資援助を阻害している日本軍の行動を非難したのち、次のようにしるすのであった。「戦時通商局は、日本に対し極めて効果的な経済的圧迫を加えうる立場にあることは御考慮になつてゐると思ひます。生糸の輸入を制限し、綿花と鉄鋼の輸出を制限することで、日本は経済的崩壊に直面するでしょう。ドイツにおける軍国主義勢力の消滅によって、今や日本の同様な軍国主義グループの指導する対露行動の黙認をやめるべき、またそれが可能な時機がやってきたと思われまふ。……」⁽¹⁴⁾

ペーカーの撤兵意見、マコーミックの経済的な圧力手段の行使案に、⁽¹⁵⁾ウィルソンや國務省側がどう反応したか、必ずしも判然としないが、少くともペーカーによる、アメリカ軍の撤退が日本軍の撤退を強制するであろうとする観測

は、樂觀にすぎるものとも見られたし、⁽¹⁶⁾ またかかる圧力手段は、反ポリシエヴィキの観点で、《干渉》政策の推進を希望する立場とは矛盾するものであったことはいうまでもない。またマコーミックの説く経済的圧力手段が、制裁として大きな効力をそなえていたとしても、それは一面、日本の「自由主義分子」への直接の打撃として働き、原内閣の政治的立場を困難ならしめることもたしかであり、日本をむしろ一層「軍国主義的グループの指導する」方向に迫りやることも予想されねばならなかったのである。

結局は、アメリカ政府が対日外交手段として行使を決定したのは、正式文書による抗議通告である。ランシングが、一月一六日、モリス大使に訓電して、日本政府への通告を指示した抗議文は、シベリアにおける「日本軍の兵力数の過大」、また「北滿州及びザバイカル東部で日本の行っている独占的管理」に対するアメリカ政府の非難の意見が、また「シベリア鉄道運行の分割管理方式」への反対意向が表示され、「日本政府のかかる軍事的企図は、事実上、日米両国のかつて宣言した目的と相隔ること甚だ速きものがある」と、厳しい言葉をつらねたものであった。⁽¹⁷⁾ ランシングはさらに同日、石井大使を招いて、口頭で同様の趣旨をのべるとともに、「もしこの事態が継続するならば、アメリカ政府はシベリアから軍隊全部を呼返すの他なきにいたるであろう。こうなった場合、その理由を一般大衆に説明する必要に迫られ、日米国交に大頓挫を来すであろう」と、⁽¹⁸⁾ 陸軍長官の撤兵案を、心理的威嚇のストラテジーに変えて、用いることを忘れなかった。

さらに経済的圧力手段も、部分的にせよ戦時通商局によって使用が意図されていたことは、たとえば一月二九日、田中（都吉）大使館参事官がマコーミックを訪問したさいの、彼の態度によってしめされていた。すなわち、対独休

戦の成立にふれて、田中が輸入制限撤廃についてのアメリカの好意的措置を懇請したのに対し、マコーミックはシベリアでの日本の政策を非難して、これを拒否する回答を行っていたのである。⁽¹⁹⁾

さて、アメリカ側の対日態度硬化は、日本政府にどのような反応をひきおこしたであろうか。首相の原敬は、元来日本の対外政策の基調として日米提携を重視しており、これと矛盾する日本の大陸政策強行については、かねてから批判的立場をとっていたのである。⁽²⁰⁾ この立場は、前内閣時代、シベリア出兵問題を取りあげた外交調査会の論議を通じても貫かれており、委員のひとりとしての彼は、アメリカ政府が出兵に反対の態度をとっている以上、日本政府はその意向を無視して、出兵を強行することの不可なる所以を、くり返し力説していたのである。たとえば、大正七年（一九一八年）六月一九日の外交調査会では、次のように発言している。

「此際殊に注意すべきは日米の關係なるべし。日米間の親密なると否とは殆んど我国將來の運命に關すると云ふも不可なし。而して日米間動もすれば疎隔せんとする原因は、西伯利亞に於ても支那に於ても我に侵略的野心ありとの猜疑心に在り、故に苟くも猜疑を深からしめる行動は努めて之を避くる事は總ての点に於て我國の利益なるべし。」⁽²¹⁾

七月、アメリカ政府から《限定出兵》方式による、ウラディヴォストークへの共同派兵の提議が日本政府になされ、外交調査会がこの議をとり上げたとき、原敬はここで、従来の出兵反対論を撤回する。それは、彼によって共同出兵行動の上に、「将来日米提携の端緒」が発見されたからに他ならなかったのである。⁽²²⁾

したがって、原敬にとって、また日米の経済協力関係に敏感な彼の内閣にとって、アメリカから日本のシベリア政

策に抗議する、大統領の意向が、また政府の正式の文書が伝達されたことは、大きな衝撃でなければならなかった。シベリア共同出兵は、「日米提携の端緒」になるどころか、兩國関係のほころびを拡大しつつあったことが判明したからである。その上、アメリカ側からは、経済的圧力手段の行使さえ示唆されていたのである。対独休戦によって、対外貿易面で困難な立場に立とうとしている、日本の経済界にとって、対米貿易における輸出入制限の強化は、是非とも回避さるべき事態でなければならなかった。

すでに一〇月中旬、原内閣はシベリアからの一部減兵計画を決定（約一万四千減じ、派遣軍総数を約五万八千とする）、一月から実施の予定にしていたが、⁽²³⁾ウィルソンの意向を知った原首相は、この措置をアメリカ側に伝えて事情の諒承を求め、さらに新内閣のシベリア政策は日米協調を基本とする点釈明し、日米関係の裂目の修復をはからんとしたのである。彼は、通常の外交ルートを通じて、政府の意図をアメリカ側に伝えたのみならず、⁽²⁴⁾とくに金子堅太郎をひそかにモリス大使のもとに派して、日本側の内部事情を説明、アメリカ政府の了解を求めたのである。モリスが一二月二日、國務省に送った報告は、一月中旬以来数度彼と会見した金子は、原首相の意向として、第一に、派遣軍の過大な兵力は前内閣のおかした重大な過失であること、第二に、参謀本部の支配から政府を自由にするために彼は戦っており、この点の困難を理解してほしいこと、第三に、日本は、中国とシベリアでアメリカと協力する必要があることを、彼は充分認識していること、第四に、派遣軍の還送を実行中であるが、世論の刺激をさけて目立たないように行っている、しかし迅速に完了する予定であること、の諸点をモリスにつけていたことをしるしている。⁽²⁵⁾

このように、原首相は、参謀本部（＝山県系藩閥勢力）と世論との関係における、彼の政権の権力的状況の不安定

さと、アメリカへの友好方針とを、金子——モリスのルートを通じてアメリカ政府に伝えて、その対日圧力の緩和をはかるというストラテジーを行使していたが、ここで同時に、アメリカ政府の抗議はそれを巧みに操作すれば、彼にとって、シベリア政策のリーダーシップを参謀本部から政府の手に奪い、山県系勢力との政治斗争で有利な地位を確保する上に、有力なストラテジー上の武器として機能する点が注意されねばならない。《日米協調》は、原首相にとって、また彼の代表する政党勢力にとって、山県系勢力と対抗し、またある場合、世論を操作する上に有効なシンボルの機能をもちえたのである（もっとも、アメリカの対日圧力が余りに強硬にすぎるときは、原内閣にストラテジー上の武器をあたえるところか、その権力的地位の低下、威信の喪失に作用することはいうまでもない⁽²⁶⁾）。

さて、原首相と参謀本部との中間に介在して、アメリカ政府の抗議を操作し、《日米協調》の必要を訴えて、参謀本部側を譲歩に導く役割りを担当したのは田中陸相であつたろう。原は山県に、「田中陸相が全局を考慮して施設するに因り好都合なる旨」をのべ（二月一七日）、田中の協力ぶりを賞讃しているが、田中は山県の直系であり、本来藩閥勢力側が、政党内閣に送りこんだお目付役であつたはずであるが、その意図と野心は次第に彼をして政党勢力に接近せしめ、参謀本部を抑制せんとする原の目的への協力行動をとらしめることとなるのである。彼は、原内閣の陸相となつてすでに第一次減兵計画を実行していたが、二月一八日、良く原首相の意を体して、第二次減兵計画の提案をする。すなわち、この日の首相、外相、海相（加藤友三郎）との四相会議で、田中は、

「チエク軍救済という最初の目的を達して大軍駐屯の必要がないのに現在の儘で差置くのは各国の疑惑を免れないだけでなく、アメリカの不快も改らない。また費用も莫大である……よろしく治安を保つべき守備隊にとどめて他

を召還し、平時編成に改めてはどうであらうか。」

と、発言したのである。⁽²⁸⁾ むしろ異議のあるうはずはない。翌一九日、第二次減兵案について閣議決定が行われる。この第二次減兵案は、派遣軍中の予後備兵をすべて動員解除して、三万四千余を減じ、残留派遣軍の総数を約二万六千名（平時編成、二箇師団）とするものであったが、このような大規模な兵力削減案であったにもかかわらず、このさいの参謀本部側の抵抗の微弱であったこと（⁽²⁹⁾）の理由のひとつは、『日米提携』の必要を訴えた陸軍省側の説得が効を奏したと見ることができるとはなからうか？⁽³⁰⁾

ところで、原内閣におけるシベリアからの兵力削減政策の決定において、第一に、対米協調という対外政策上の要因が、第二に、参謀本部へのリーダーシップ確立というインナー・ポリティクス上の配慮が働いたことを、これまで考察してきた。それとともに、第三の重要な要因として、ここで強調されねばならないのは國家財政上の要請である。すでに対独参戦以来、予算規模にしめる軍事費の割合は増加し、大正七年度には四三・二%の多きに達していたが、シベリア出兵の實行によって、その割合は一層増加、原内閣によって議案される新年度予算案では五〇%を超え、公債を發行する事態が予想されるにいたっていた。⁽³¹⁾ 七万三千という厖大な軍隊をシベリアと北滿で維持する費用は、日本の脆弱な財政規模にとって過大な負担となっていたが、対独休戦が實現し、ふたたび西欧先進国との經濟競争の激化が必至とされる形勢においては、その負担の重さは破滅的なものになる懼れもなしとはいえなかった。金融界も大蔵省もこの点を懸念していた。⁽³²⁾ 高橋（是清）蔵相も、閣内において、この見地から軍事費の膨脹を抑制することに努力していたのである。⁽³³⁾ しかも大戦後における日本の國際經濟的地位の相対的低下は、ふたたび以前のごとく

貿易上のアンバランスを外国資本（とくにアメリカ資本）の導入で相殺する事態すら予見されねばならなかったのである。したがって、原内閣による減兵方針の採用、対米協調に力点をおく外交政策は、よく金融界の要望に副ったものといふことができるのである。

ともかく、日本の第二次減兵計画は決定され、一二月二九日、一般に公表された。

すでにワシントンを離れ、平和会議に出席のためバリーに到着しているウィルソン、ランシングらアメリカ政府首脳が、この日本政府の決定をどのような表情で迎えたかは明らかでない。しかし東京で、日本政府と参謀本部との戦いを観察していたモリス大使の喜びは大きかった。決定を祝福して、早速國務省に打電したのである。「結果は、希望をはるかに上廻って満足なものである。原は、日本のシベリア政策を、アメリカ政府の見解にほぼ一致させたかと思われるほど修正することに成功し、そのみならず、参謀本部の反動勢力に初の勝利を博したことを、示したのである」⁽³⁴⁾

- (1) Wilson to Lansing, Sept. 2, 1918, Foreign Relations, Lansing Papers, II, 380.
- (2) Wilson to Lansing, Sept. 17, 1918, State Department File 861.00/3009; Pauline Tompkins, American-Russian Relations in the Far East, 1949, p. 95.
- (3) ロシア部長イイルズは、九月二三日、抗議通告を行うトランシングに覚書を送っている。State Department File 861.00/27637/2.
- (4) Long to Lansing, August 17, 1918, Long Papers (The Library of Congress).

- (5) 八月一日、ランシングは、ウィルソンに、「日本に、イルクーツクまでの鉄道を開通するに充分な軍隊を派遣させ、わが国のチェク軍への物資輸送を可能にする」ように、政策変更を行うべきではないかと覚書を送った。Foreign Relations, Lansing Papers, II, 374—375. なお、細谷「前掲書」二四四—二四五頁。
- (6) Williams to Long, August 29, 1918, State Department File 861.00/2583.
- (7) Morris to Lansing, Sept. 8, 1918, Foreign Relations, 1918, Russia, III, 245—246.
- (8) 新内閣がアメリカで一般にこのような評価をうけ、好感で迎えられた点については、石井（菊次郎）駐米大使の報告、その他に見られる。十一月二日発、石井大使から内田外相宛、六五六号。「西比利亜共同出兵」。
- (9) Morris to Lansing, Oct. 25, 1918, Wilson Papers, File II, Box 152. これはホルムン情勢を視察したモリスの報告であるが、「過去一月、日本軍の使用する以外のりかなる貨車の運行も許されなかつた」ともそこにしるされている。
- (10) Graves to the War Department, Oct. 31, 1918, Wilson Papers, File II, Box 152.
- (11) 十一月三日着、石井大使から内田外相宛、六五二号。外務省記録、露国革命一件、出兵反響附論評、撤兵問題（以下、「出兵反響」と略称）。
- (12) たとえば、マイルズは、反革命派の「ロシア人に武器を供給する緊要さ」を主張してゐたが（Miles to Polk, Oct. 24, 1918, State Department File 861.00/3458）、この見地からもシベリア鉄道の共同管理協定が一日も早く成立することを希望し、日本軍の管理独占の企図に不満をもちつた。Miles to Lansing, Oct. 28, 1918, Wilson Papers, File II, Box 152.
- (13) 十一月六日、ペーカーはウィルソン宛に覚書を送り、「トレインズ報告を所信の裏づけとして、「完全撤兵」を進言してゐる（Baker to Wilson, Nov. 6, 1918, Wilson Papers, File II, Box 155）。さらに十一月二十七日、長文の手紙をウィルソンにしたためたペーカーは、その中でふたたび撤兵を勧告した。「アメリカ軍のシベリア駐留は、日本軍によってその駐留のための

扮飾として利用されている。……アメリカ軍の駐留が長期にわたれば、それだけ日本軍の数は増加し、彼らをしてわれわれが撤兵したとしても、その例に倣わしむることを困難にするであらう」(Baker to Wilson, Nov. 27, 1918, Wilson Papers, File II, Box 157)。¹⁾パーチ参謀総長も、ペーカーの撤兵論を支持した。²⁾ Polk Diary (Yale University Library) Dec. 14, 1918.

(14) McCormick to Lansing, Nov. 8, 1918, State Department File 861.00/32147/。なきこの問題については、両者は十一月九日、会合して検討を加えてゐる。Lansing Desk Diary, Nov. 9, 1918.

(15) この他、プレス・キャンペインによる圧力行使とらた点にいつても検討がなされてゐる。Ibid., Nov. 29, 1918.

(16) モリス大使は、米軍の撤退は、「日本の軍事当局者により歓迎され、シムリア再建へのアメリカ側の援助企図の放棄として解釈されるであらう」として、むしろ反対効果を予測してゐる。Morris to Lansing, Nov. 20, 1918, Foreign Relations, 1918, Russia, II, 436—437.

(17) Lansing to Morris, Nov. 16, 1918, Foreign Relations, 1918, Russia, II, 433—435. モリス大使が抗議通牒を外務省に手交したのは、十一月二〇日である。抗議通牒の公定訳は、外務省、日本外交年表並主要文書、一九五五年、上巻、四七五—四七六頁。

(18) 十一月一八日着、石井大使から内田外相宛、七二二号。「西比利亜共同出兵」。

(19) 十一月三〇日着、石井大使から内田外相宛、七七一号。「西比利亜共同出兵」。

(20) すでに大隈(重信)内閣の対華政策についても、日米協調を阻害する面から批判的であったことは、「日米の間に親交を保たば支那問題は自ら解消せらるべし」(一九一四年、九月二九日)といった言葉によつても知られる。原敬日記、第六卷、一四五頁。

- (21) 前掲書、第七卷、四二二—四二四頁。
- (22) 七月四日、原は調査会委員のひとり、牧野伸顯に、「浦汐に出兵は将来日米提携の端緒なりと思ふに付之には同意すべく……。」と語っている（前掲書、第七卷、四三八頁）。「日米将来提携の端緒とする」観点から、出兵に同意するという原の態度は、外交調査会の論議においても貫かれている（細谷、前掲書、二二—二三六頁）。また八月四日、政友会協議員会にのぞんだ原は、「余は、日米親交の關係に於ても、又この列國戮力の關係に於ても、速かに米國の提議に應ずるを以て、適當の処置なりと信じ、此見地により問題の解決に努めたる次第」と、外交調査会であつた彼の態度について一同に説明した（前田運山、原敬伝、一九四三年、下卷、三三〇—三三一頁）。
- (23) 原敬日記、第八卷、六三頁。
- (24) 一月一六日発、内田外相から石井大使宛、五三四号（「出兵反響」）。外務省、日本外交年表、上卷、四七六一—四七七頁。
- (25) Morris to Lansing, Dec. 2, 1918, State Department File 861.00/3326. 金子の斡旋については、原敬日記の十一月一日と十二月三日の項に記述が見える。原敬日記、第八卷、八三—八四頁、及び一〇二—一〇三頁。
- (26) モリス大使は、十二月一九日、國務省に報告して、原内閣は、日本の利益がアメリカとの緊密な協力政策によつて最もよく実現されることを充分承知しているにもかかわらず、一方における、シベリア問題のコントロールをにぎる參謀本部と、他方における、強硬な積極外交を支持する世論の圧迫をうけて、極めて困難な立場におかれている。よろしく鉄道管理問題では、日本側に歩み寄るべきであると説いたとき、彼は、一面において原内閣の権力的立場の強化を望んでいたといえよう。Morris to Lansing, Dec. 19, 1918, Long Papers.
- (27) 原敬日記、第八卷、八六頁。
- (28) 前掲書、一一四頁。

- (29) 参謀本部側は、陸軍省側の予後備兵の全面整理という大規模削減案に対して、段階的に古年次応召者の召集解除という小規模減兵案を主張するが、結局陸軍省側の原案に屈服する。参謀本部、西比利亜出兵史、第二卷、一三一—一四頁。
- (30) この時期の参謀本部には、いぜん田中の影響力が残っており、とくに宇垣(一成)少将が総務部長兼第一部長であったことは、省部間の連絡をスムーズにしていたことであろう。
- (31) 信夫清三郎、大正政治史、一九五四年、三一八、三三一、九四三頁。
- (32) たとえば、若槻礼次郎、古風庵回顧録、一九五〇年、二五二頁。
- (33) 原敬日記、第八卷、六三頁。
- (34) Morris to Lansing, Dec. 29, 1918, Foreign Relations, 1918, Russia, II, 465—466.

二 《干渉》への移行

バイカル以東の極東ロシアで、反ボリシェヴィキ派のロシア人を支持・育成せんとする参謀本部の工作は、大正七年一月、第二部長の中島(正武)少将がシベリアに赴いたときから、積極的動きを開始していた。中島少将は、コサツクのアタマン(統領)であるガモフГамов、カルムイコフИ. Калмыков、セシコーノフГ. Семёновらと接触、日本からの武器・資金の援助を約束することで、彼等の、ボリシェヴィキ勢力に対する武力反抗を慫慂するとともに、さらに東支鉄道長官のホルヴァートH. Хорватにも着目、極東ロシアで反革命政権の樹立に乗り出すようしきりに働きかけるところがあったのである。⁽¹⁾ これらの工作によって参謀本部の達成せんとした目的がいずれにあったかは、中島少将が出発にあたり、東京で上原(勇作)参謀総長から口頭であたえられた訓令がこれをしめしていた。「帝國ハ現下

ノ情勢ニ於テ独、壞勢力ノ東漸防止ヲ顧慮セサル可カラス。之カ為極東に於テ帝國支持ノ下ニ防堤ヲ築カシメントス。而シテ本事業ハ全然露人ヲシテ為サシムヘク露國ノ内政ニ干渉スルハ之ヲ避ク⁽²⁾。この參謀本部の構想が、寺内首相の積極的賛意をもえていたことは、中島に対して首相が、右と同一趣旨の指示を直接あたえ、さらに「若シ露人ニシテ極東ニ穩健ナル自治体ヲ作り以テ勢力アル堰堤ヲ築設シ得ハ帝國ハ茲ニ交渉団体ヲ得ヘク從テ要スレハ其借款ニ応シ資金又ハ兵器等ヲ供給スヘシ」と約束したことで、明らかであつた。⁽³⁾

右によつて窺われるごとく、革命の結果、極東ロシアに対する中央の統制力が失われ、政治的混乱が生れた機会に乗じて、親日的な自治政權をこの地域に樹立し、それによつて日本の安全保障に対する北辺からの脅威をとり除くとともに、日本の勢力範圍を拡大し、かくて、日露戦役以来、日本の軍事当局者が一貫して追求してきた國策目標の實現をはかるといふのが、中島特務機關を中心に進められた反ボリシェヴィキ派の擁立工作の目標であり、それは、滿蒙獨立運動の推進と同一系列線上にあつたといえよう。この時期の參謀本部にとっては、当然のことながら、ロシアの事態は、その軍事的・権力政治的観点によつて把握されており、ロシアと結合した「獨壞勢力」の東漸が、また東北アジアにおける日本とロシアの力關係の激変がその目に映る一方、ロシア革命のもつ歴史的意義への理解はかけ、またボリシェヴィズムの日本の国内政治政況にあたえるインパクトについても関心が払われなかつた点は、まず注意さるべきであらう。したがつて、參謀本部が「反過激派」のロシア人の運動に声援をあたえ、その自治化をはかろうとしたとき、そこでは革命顛覆が意圖されていたというより、むしろ親日政權の樹立による、極東ロシアへの支配力拡大が直接目標であつたわけである。

參謀本部による「反過激派」の擁立工作は、八月、日本軍のシベリア到着とともに当然一段と積極性を加える。セミョーノフ、ガモフ、カルムイコフらは、日本軍の前進に追隨して、それぞれ軍隊をザバイカル州、アムール州、沿海州内に進め、やがて九月上旬から中旬にかけて、チタ Чита、ブラゴヴェシチェンスク Blagoveshensk、ハバロフスク Khabarovsk をそれぞれの拠点として占拠していた。またホルヴァートも、七月上旬、すでに露滿国境のグロデヒョヴォ Grodekovo で新政権の樹立を宣言していたが、日本軍のシベリア派兵を見ると、政権所在地のウラディヴォストークへの移転を試み、極東ロシアの政治権力を総攬する意欲をしめしていた。そして現地の特務機関は、これらの反ボリシエヴィキ勢力の背後にあって、その行動の指導にあたっていたが、參謀本部は、八月末、「極東露領ニ於ケル露国軍隊ノ建設及其指導要領」を決定、セミョーノフ、ガモフ、カルムイコフを、それぞれザバイカル州、アムール州、沿海州における軍事力の指導者として、コサック軍隊約六万を組織し、この軍事力を支柱に、極東ロシアで反ボリシエヴィキ勢力の権力統合をはかる方針を明確にしていた。⁽⁴⁾ とくにセミョーノフの率いるコサック軍隊には、參謀本部の大きな期待が寄せられていたのである。

ところで、極東ロシアで統合されるべき政治権力の頂点にすえる人物としては、參謀本部の意向はホルヴァートに傾いていたのであるが、この点については、解決を要すべき困難な問題が横たわっていた。それはホルヴァート一派とデルベル R. Drepel 一派との対立に関連するものであった。デルベルは、エス・エル右派に属するシベリア自治主義者として、二月、トムスク Tomsk でシベリア臨時政府を組織し、首相となっていたが、ボリシエヴィキに迫られてからは極東に移り、七月、ホルヴァートの新政府成立声明と時期を同じくして、ウラディヴォストークで新政府

宣言を發表してゐた。したがって、二つの反ボリシェヴィキ勢力が、いずれもウラディヴォストークを拠点に、反革命権力の正統性と運動のリーダーシップをめぐる争つて争つており、しかもデルベル勢力の背後にはウラディヴォストークの列国領事団や、加藤（寛治）第五戦隊司令官の好意的支持が見られたことは、参謀本部にとって事態を複雑にしていた。⁽⁶⁾しかし、九月一七日、デルベルとオムスク臨時政府の首相ヴォロゴドスキー П. Воротыкин との間で、デルベル政府とオムスク政府との合体についての合意が成立、同政権の解消を見たことは、事態を一義化する。かくして九月二〇日、参謀本部の田中次長は、ホルヴァート附きの特務機関、荒木（貞夫）大佐に、中央の方針を次のように指示したのである。

「帝国ハ西伯利及歐露ノ政情如何ニ拘ラス極東三州ノ独立自治ヲ確保シ其秩序ヲ維持スルヲ必要トス。之レカタメコサツク軍ノ建設ヲ完了シ且ツ地方自治団ヲ扶益シ之等ヲシテホルワット一派ヲ擁立セシメ其機関ヲ以テ極東露領ヲ統一セシムヘキハ当今ノ急務ナルヘシ。貴官ハ此主旨ヲ基礎トシテホルワットヲ指導センコトヲ望ム⁽⁶⁾」。

このように、セミョーノフを軍事力のトップ・リーダーに、ホルヴァートを政治権力の最高の担い手とする、参謀本部の反革命政權樹立の構想は、九月下旬一応確定し、その実現のために一層の努力が払われるかに見えたのである。ところで、九月末成立した新内閣は、右のような参謀本部の反革命派擁立運動に、どのような態度でのぞんだであろうか。原首相は在野時代、この問題について極めて批判的であり、寺内に、また山県に、しばしばかくのごとき方策の「有害無益」な「小策」なる所以を説いていた。⁽⁷⁾原のこのような発言が、日本の大陸政策の目標に対する根本的疑問を提出したり、またロシア革命に対する好意的感情の表白であつたりするものではなく、その批判は主として対

外政策の「手段」としての効果性に向けられていたことはいうまでもないが、同時に、同じころ原が山県、寺内に語っていた「レーニン政府も必ずしも敵視すべきものに非ず」、あるいは「過激派は全露に勢力を有し居るは事實にて之に対抗すべき穏和派は無勢力なれば日本の政策としては過激派の反感を醸すは不得策なり」といった言葉⁽⁸⁾、に照し合わせて見るとき、彼の反革命分子の擁立工作に対する反対は、一面において、ロシア革命に対する《干渉》反対の意義をもになっていたといえるであろう⁽⁹⁾。もちろん原は決して社会主義を容認するものでなく、否「民主主義の勃興」すらこれを恐れていたが⁽¹⁰⁾、ロシア革命の結果成立したレーニン政権に対しては資本主義国家の支配層の中に往々見られたような憎悪の焰を燃やすことはなく、むしろ内田（康哉）大使らの情報にもとづいて、そのロシアにおける事実上の支配力を容認する立場に立っていたのである⁽¹¹⁾。

そこで、従来右のような見解をもつ原が内閣を組織したとき、彼の内閣は「反過激派」の擁立工作を「有害無益」な「小策」祝し、これを抑制する措置に出たのであろうか。また、革命《干渉》に消極的な方針を堅持したのであろうか。さらに、巨額な国費を投じて駐兵を継続するとすれば、駐兵目的は一体どこに求めようとしたのであろうか。この基本問題についての原内閣の態度は、しばらくの間鮮明さをかいている。日本のシベリア政策が、日米協調に重点をおいて再形成されてゆく点は、すでに見たように次第に明瞭になるが、「反過激派」に対する政策をどうするか、ことに革命自体にどのような基本態度でのぞもうとするのか、レーニン政権への敵対視をさけ、《干渉》行動を抑制して、もっぱら極東ロシアの事態に専念するのか、それともレーニン政権の倒壊に一臂の力を借そうとするのか、このような点になると原内閣のシベリア政策はしばらくは不決断的状态から脱却しえない。

さて、原内閣のシベリア政策の新しい方向を示唆するものとして、われわれの注意をひくのは、一月二日、参謀本部からシベリア派遣軍に送られた指示である。それはあらかじめ外務省と協議し、その同意をえていたものであり、したがって新内閣の意図を反映したと見られるものであった。それによると、新内閣は、ホルヴァートを擁立し、極東ロシアへの勢力扶殖の方針において、前内閣のそれを踏襲していたが、同時に西部シベリアのオムスク全露臨時政府への関心と、その支持への意図において、政策修正への方向をしめしていた。すなわち、そこに次のような字句がならべられていた。

「差当り最モ有望ナリト認メラレル在オムスク臨時政府及其任命スル官憲就中其極東露領ニ在ルモノニ対シ好意的連絡ヲ取り列国協調ノ下ニ之ヲ支持シ之ヲシテ全露復興ノ中堅タラシメサルヘカラス……」(傍点は筆者のもの)

これらの文言はある意味で作文的修辭であり、あえて重要視するにあたらぬかも知れない。しかしその後の原内閣のシベリア政策の展開過程を見ると、その意義はやはり無視できないように見えるのである。

ともかく、「反過激派」政権を、「全露復興ノ中堅」として育成しようとする傾向は、従来のシベリア政策では軽視されていたものであり、参謀本部の「反過激派」工作は、あくまでも地方政権としての親日政権の樹立なり、極東ロシアの特殊地域化がその目標であり、「全露復興」問題は一応その視野の外にあったのである。そこで、具体化への積極的意欲は疑問であつたにしろ、ともかく「全露復興ノ中堅」として、オムスク全露臨時政府への支援の指示がなされたことは、日本のシベリア政策がようやくソヴェト政権への敵対的性格を露骨にし、革命の覆滅を直接意図する、本質的意味での《干渉》的性格をおびはじめたものとして、注目に値するものであった。

オムスクにおいて、帝政派軍人を中心とするクーデタが発生（一月一八日）、新たにコルチャクを統治者とする反動的な独裁政権の出現を見たことも、日本政府をして右の基本方針を變更せしめるものではなかった。オムスク政権支持方針は、一月八日、首相、外相、陸相、海相によって確認され、ふたたび現地の派遣軍に通達される。しかもその通達が、コルチャク政権に反抗行動をとるセミョーノフに対して、その「自恣ノ活動」を抑制すべしと規定したことも、従来の参謀本部のセミョーノフ支持方針にかんがみて、新内閣のシベリア政策の新しい路線をさすものと見られたのである。⁽¹⁸⁾

ところで、原敬をして、在野時代の発言に反して、反革命派援助を「有害無益」な「小策」として放棄せしめず、それどころかその内閣のシベリア政策をしてやがてコルチャク全露臨時政権の承認提議にまでいたるところの、積極的な《干渉》政策の方向へ再形成せしめてゆく事情はどこにあったのであろうか。もちろん国政運営の最高のリーダーシップを把握した彼としては、参謀本部とホルヴァート、セミョーノフらとの従来の因縁をまったく無視するわけにはゆかなかつたであらうし、ことに現実主義的傾向の強い彼としては、既成事実を根本的に変革するの愚を充分心得ていたであらう。しかし、そのこと以上に彼をして参謀本部の「反過激派」擁立工作の容認からさらにコルチャク政権支持にまで一歩進ましめたのは、彼自身の内部に「有害無益」な「小策」的見方についての疑問が生じていたためではなかったか？　そして西方の革命に接する彼の見方にも、「レニン政府も必ずしも敵視すべきものに非ず」と発言していた半年前にくらべて、デリケートな変化が生れていたのではなかったか？　この点について、次の言葉は、彼のロシア革命観のデリケートな推移を表示しているもののように思われる。一月三日の山県との会談におい

て、彼は語っていた。

「人民は何時とはなく国外の空気に感染し居れば、煽動者あれば何時も起るの内情なれば、之が煽動者を相当に取扱ふの他なく、又内閣として可成人民と接触して彼等の暴拳を未然に止むるの外なし」(傍点は筆者)

ここには西方の革命のもたらす日本の国内政治状況へのインパクトを、ようやく憂慮しはじめた政治指導者の心理を見ることができらるであらう。

しからば何故に、原敬をして「人民は何時とはなく国外の空気に感染し居れば」といわしめ、ロシア革命の影響下に半年前には見られなかった懸念をいだかせるにいたつたのであらうか。もとより、野党総裁と政權の担当者立場とは、おのずから権力変革への憎悪の心理にも濃淡の差が見られるであらう。しかし何よりも原をして、革命への見方を変えしめ、右のような発言をなさしめる上に重要な契機となつたのは、八月上旬に発生し、全国的規模で日本を襲つた米騒動のはげしい嵐ではなかつたか？

資本主義体制の一般的危機の日本における表現と見られる米騒動は、文字通り日本の支配層を震撼させ、寺内内閣の総辞職の直接の誘因となるものであつた。米騒動の過程において人民の發揮した、はげしい反抗のエネルギーは、支配層に威怖の念をあたえるものであり、彼らの間にはこの事件によつてロシア革命を連想したものも多かつたに違いない。しかも米騒動につづく日本国内の空気はいぜん不穩であり、各地の企業ではストライキが頻発していたのである。

原敬が政治指導の最高の責任を負つたのは、右のような状況のもとにおいてであつた。米騒動、労働争議と、一般

大衆が支配層に対して挑戦の行動をしめしはじめたことに對し、原敬が厭惡の情を深くするとともに、それらの一連の事件の上にロシア革命の影響を見はじめたとしても不思議はなかったのである。それとともに、このような国内情勢の展開は、原首相をして、シベリア出兵政策の再評価に、またかつて「小策」として排斥した「反過激派」の擁立工作への興味の増大にと、導いていったのではなからうか？ ただし、原首相としては、國際的に惡評が高く、米、英政府との摩擦を生じがちなセミョーノフ、その他コサツクのアタマンの支援については、その國際協調維持の方針からして、あくまでもこれを疑問視していたであらう。したがって、反革命政權の擁立政策をとるにしても、國際協調の条件に合致し、しかも實力を保有する勢力がその対象として好ましいものとされたであらう。その点、英仏側のみならずアメリカ側の支持をもえていると見られる、オムスク政權の出現がとくに注視されたのではなかったか？ ここで原内閣の《干渉》政策がコルチャク政權承認提議にまで凝固してゆく過程を考察するまえに、ひとまず日本のシベリア政策の対象となった地域における政治状況、とくにコルチャク政權を登場せしめるにいたった西部シベリアの状況を瞥見しておきたい。

(1) 細谷、前掲書、一三九—一五四頁。James W. Morley, *The Japanese Thrust into Siberia*, 1918, pp. 74—101.

(2) 參謀本部、西比利亞出兵史、第三卷、一〇四六頁。

(3) 前掲書、前掲頁。

(4) 陸軍記録文書、西密受大日記。カルムィコフの擁立については、陸軍省側に異論が見られた。九月四日発、田中次長から荒木（貞夫）特務機關宛。荒木文書。

(5) 細谷、前掲書、一五五—一五八頁。ホルヴァート、デルベルのいづれも妥協を排していたが、日本政府の方針としては、両派の統一を希望し、現地の機関もその方針に副うよう指示していた。すなわち、九月四日、大島陸相は大谷司令官に訓電した。「デルベル、ホルワット等穩健派ハ予メ申セシ如ク一致聯合シテ速ニ有力ナル一政府ヲ組織シ以テ西伯利ノ統一的統治ヲ図ラシムルコト極メテ緊要ニシテ之レ即チ帝國政府ノ方針ナリ」。西密受大日記。

(6) 九月二〇日発、田中次長から荒木特務機関宛。荒木文書。なお、同日、田中次長は、中島少将に対しても、セミヨーノフをして、ホルワットとの協調一致の必要を了解せしめるよう、また、「尚ホ日本ノ方針モ一層決定的ニ断行スル如ク目下配慮中ニ付セメノフニモ安ジテ日本ニ頼リ其理想ノ実現ニ全力ヲ竭ス如ク指導セラレ度シ」と指示していた。荒木文書。

(7) 原は反過激派擁立に反対の考えであることを、三月一日、寺内に、四月一日、松方(正義)に、四月一日、山県に語っていることが、その日記に示されている。原敬日記、第七卷、三五三、三七三、三七七、四二〇—四二二頁。

(8) 前掲書、三六〇—三六一頁、三八八頁。

(9) 原は六月一九日の外交調査会では、「今日の儘にては西伯利亞に出兵せば、如何なる口実を以てするも過激派を敵とするの結果を来たす事は推知するに難からず、故に事實は過激派を討伐して反過激派を援助する事となるべし」とのべて、過激派討伐の出兵に反対していたのである。前掲書、四二三頁。

(10) たとえば、大正六年、一〇月二二日の日記。前掲書、第七卷、二六〇頁。

(11) 四月四日、内田大使は、原に「過激派は露国の人心に投じて起りたるものにて全国を風靡し、之に抗争する何等のものなし」と、ロシアの情勢を伝えている。前掲書、第七卷、三六五頁。

(12) 一月二一日、上原総長から大谷司令官宛。「西比利亞共同出兵」。

(13) 二月一日、上原総長から大谷司令官宛。「西比利亞共同出兵」。参謀本部、西比利亞出兵史、第二卷、一〇—一一頁。

(14) 原敬日記、第八卷、七五頁。

(15) カルムイコフへの援助中止については、イギリス政府から、十一月一日附の覚書で正式の申入れが行われる（「西比利亞共同出兵」）。またグレイブス司令官は、カルムイコフの所業は「野獸か狂人の所為に類す」として、嚴重な抗議を日本側に提出する（「西比利亞共同出兵」）。セミョーノフについても、その鉄道妨害行為のみならず、その残忍な非行は、連合国側の非難的であり、アメリカ政府は、一月一六日附の覚書で、日本政府の、セミョーノフ援助について抗議を申入れてゐる。Polk to Morris, Dec. 16, 1918, Foreign Relations, 1918, Russia, II, 462—463.

三 シベリアの舞台

——反革命勢力の分裂と統合——

一九一八年五月末、チェク軍がシベリア鉄道沿線の各地でポリシェヴィキ勢力と武力衝突したことを合図に、ウラルからシベリアにかけて各地の反革命勢力は行動を積極化し、いくつかの反革命政権が樹立を見る⁽¹⁾。その中、ウラルのヴォルガ流域サマラで成立したコムーチ Комуч (Комитет членов Учредительного Собрания——憲法制定会議々員委員会——の略称) 政府と、オムスクで成立した臨時シベリア政府 Временное Сибирское Правительство とは最も有力なものであった。

サマラのコムーチ政府は、その名の示すように、エス・エル (社会革命党) 派の憲法制定会議々員によって構成されたものである。この年の一月一八日、ペトログラードで開会した憲法制定会議は、ポリシェヴィキ政府の命令で解

散を余儀なくされたが、その後エス・エル派の議員は、サマラを反革命活動の拠点として選定、ひそかにこの地に参集していた。やがてチェク軍の蹶起を見た彼らは、ただちにチェク軍と連携をとり、この地のポリシエヴィキ権力を排除、六月八日、コムーチ政府成立の宣言を行ったのである。⁽²⁾

ヴォルスキー Volzskii を委員長に発足したコムーチ政府は、「全権力を憲法制定会議へ」、「自由・独立ロシア」を政治的スローガンとして、ウラルの一般住民からの支持の獲得をはかるとともに、まず、権力を防衛すべき軍事力として「人民軍」の組織にとくに力を注ぐこととなる。「人民軍」はやがてチェク軍と共同作戦をポリシエヴィキ軍に対して展開、八月七日にはヴォルガ下流の重要拠点カザンを占領、約六億五千万ルーブルといわれる、中央政府の金準備の鹵獲に成功するが、このようなサマラ政府の初期の軍事的成功により、同政府の勢威は次第に高まり、それとともにサマラに集結する憲法会議々員の数は上昇、九月には、すでに一〇一名（うちエス・エル派八〇名）が数えられ、政権の基礎は固まりつつあるかに見えたのである。⁽³⁾

さて、西シベリアのトムスクでは、エス・エル派の憲法制定会議々員を中核に、六月一日、西シベリア・コミサリアート Запдно-Сибирский Комиссариат が成立する。⁽⁴⁾ この政権は、六月七日、反革命軍のオムスク占領を見ると、政権所在地を同市に移転する。それは、オムスクが交通上の要衝でもあり、商工業中心地として、反革命活動の拠点としての好条件をそなえていたがためである。

西シベリア・コミサリアートの存続期間は短い。それは、すでにシベリア自治主義者の手で二月九日、トムスクでひそかに組織されていた臨時シベリア政府 Временное Сибирское Правительство との間で、⁽⁵⁾ シベリアの反革命政

権の正統性をめぐる相剋が生じたがためである。結局、力と声望にすぐれる臨時シベリア政府側が主導権をにぎり、シベリア・デューマの議長ヤクーシエフ И. Якушев の斡旋をえて、両政権は合体、ヴォロゴドスキー（臨時シベリア政府の外相）を首相兼外相とする、新しい臨時シベリア政府が、六月三〇日、オムスクで発足することとなる。⁽⁶⁾

ところで、この時期に西シベリアで反革命運動に従事していた主要なグループは、大ざっぱにいつて、政治的性格と運動目標を異にする三つに分裂していたといえよう。第一は、エス・エル系の憲法制定会議々員。第二は、シベリア出身の自治主義者。多くはインテリゲンチア層に属し、政党色は一応エス・エル系。第三は、帝政ロシアの支配層に連る旧軍人、ブルジョアジー、あるいはコサックより成るグループ。このうちトムスクのシベリア・デューマを構成していたのは、第一と第二のグループであるが、前者がロシアの連邦制度を理想とし、憲法制定会議のもつ最高権を主張するのに対し、後者は、シベリアの政治的自治をとまえ、また政府への権力集中の必要性を強調する、第三のグループは、いうまでもなく旧体制復活をその政治目標とし、デューマに対しては、これを敵視していた。かりに、第一のグループを「憲法会議派」、第二を「自治派」、第三を「帝政派」と名づけることにする。

オムスクの臨時シベリア政府は、「自治派」を権力の核心として、「憲法会議派」の政治的協力をえて出発したが、オムスクを政権所在地としたことは、政権の「右傾化」にただちに作用する。というのは、オムスクは、この時期の西シベリアで帝政派の軍人が蟄集する旧体制復活活動の策源地であり、またシベリアでブルジョアジー勢力の最も強い土地であったところから、当然これら勢力が政府をその強い影響下におくことを企図するにいたったからである。やがて帝政派の将校の間で信望の厚いグリシン・アルマゾフ Гршин, Алмазов が陸相に選ばれ、彼と「自治派」の

中で最も反動的なミハイロフ M. Mikhalinov 蔵相（シベリア生れのエス・エル系、二月の臨時シベリア政府でも蔵相）とが政治的に提携したことで、オムスク政府の反動化は急速に進行する。そのことは、アンシャン・レジームの復活を企図する一連の立法措置、あるいはデューマの無期限停会、または廃止へのもくろみとして現われるが、このようなオムスク政府の右傾化は、当然「自治派」の一部閣僚の強い不満を買い、とりわけトムスクのデューマ議員をして強く反撥せしめる。したがってオムスク政府の反動化が進展するにつれ、「自治派」の左派と「憲法会議派」の結集した勢力は、デューマに抛って、政府の反デューマ政策に強硬に抵抗する立場をとり、ここにオムスクの「反動派」（「帝政派」と「自治派」右派の連合勢力をさす）とトムスクのデューマ勢力との関係は次第に緊迫化を告げたのである。緊張は、七月二〇日に召集を予定されていたデューマの開会延期措置がとられたことで、破裂点に達するかに見えたが、チェク軍の介入への懸念は、ひとまず「反動派」の実行使を抑制して、八月一五日、デューマ召集という形で両派の妥協を成立せしめる⁽⁸⁾。

オムスク政府と、トムスク・デューマ間の関係は、以上のように次第に円滑を欠いてゆくが、オムスク、サマラ両政府間の対立関係はさらにこれに輪をかけたものであった。本来、反革命闘争の一点においては共同目標を有するはずの両政府であったが、その反目の深刻さは軍事作戦面での共同歩調を妨げただけでは⁽⁹⁾ない、「サマラ政府のあらゆる失敗、否サマラ人民軍の軍事能力の低下すらオムスク側からはその利益と見られ」、さらに、「両政権の支配する地域間では物資の移動についてすらあたかも関税障壁でもあるかのごとき有様であった。この状況は、両政権に対して比較的中立の立場に立つ將軍をして、「シベリア（オムスク側）はウラルへのパンの供給を拒み、ウラル（サマラ

側」はシベリアへの鉄の供給を遮断する」と嘆ぜしめたのである。⁽¹⁰⁾ 従来同一の経済圏を構成してきた、西シベリアとウラルの一般住民にとって、物資の交流遮断はその生活に堪えがたい苦痛をもたらし、これによって一般大衆の反革命権力に対する憎悪の念が深まったことはいうまでもないであろう。

かくて、政治的イデオロギーを異にする、反革命派内部の権力グループ相互の対立・抗争は、殆んど和解を許さぬ深刻な様相を呈していた。この状況に不満を感じたのは、前線でポリシェヴィキ軍と対峙する反革命軍の指揮官であり、またチェク軍団のリーダーたちであった。ヴォルガの戦線で疲労困憊した「人民軍」を率いて苦闘している指揮官、たとえばカベル Kamernb 大佐——悪名高い反革命軍指揮官の中で比較的一般の信望をえていた数少ないひとり——にとっては、サマラ、オムスク両政権を統合して、戦力の結集をはかることは焦眉の急務とされたのである。一般に、「人民軍」の將校には旧軍人が多かったが、彼らのあるものは、レーニン政権打倒の共同目標のため反革命各派の大同団結を求め、あるものは、サマラを捨てて、「帝政派」の勢力の強いオムスクに移っていったのである。⁽¹¹⁾ チェク軍のリーダーにとっても、イデオロギー的親近性のゆえに、エス・エル派に好意を寄せてはいたが、ポリシェヴィキ軍との武力抗争の事態においては、反革命各派が内訌を中止、小異を捨てて、大同につくことこそ何よりも望まれたのである。チェク軍団の大半の希望は、速にヨーロッパ戦場に赴いて、独逸勢力を打倒、祖国を復興することであり、ポリシェヴィキとすでに武力衝突状態に入っているものの、もともと内戦に深入りすることはその本意ではなく、反革命軍の組織化をはかって、これにポリシェヴィキ軍との闘争の負担を肩代わりさせることを望んでいたのである。またリーダーにとっては、シベリアでの駐留期間が長びくにつれて、チェク軍一般兵士の士気の低落、戦闘能力の喪

失が予見され、この点からも早期撤退が考慮されねばならなかった。かくて反革命政權相互の対立・抗争を不満とするチェク軍団側は次第に政權統合への強い圧力を及ぼすこととなる。

サマラ、オムスク、いずれの政權指導者にとっても、チェク軍団からの抗争中止、軍事力統合の要望を無視することは困難であった。けだし、チェクの軍事力を支柱としてはじめて両政權の存立は確保されていたからである。かくて、サマラ、オムスク両政權統合を実現するための第一回の会議が、両政權の代表に、チェク国民評議会のパブリュ B. Pavla、フランスのギネー Girinet 少佐（チェク軍団に配属）を交えて、七月一五日、両都市の中間地点、チェリアピンスク Челябинск で開かれる（第一回チェリアピンスク会議）。会議はしかし徒に両派の確執を露呈する。サマラ代表は憲法制定会議にロシアの主權が帰属するとの原則論を固執、コムーチを主体とする全露政府を樹立すべきことを主張したが、これに対してオムスク代表は、統一政權問題を論議することを忌避し、サマラ政府と具体的政策の調整についてのみ討議を行うべきことを主張する⁽¹²⁾。結局、チェク代表の強硬な要求で、両政權の軍隊はチェクのシロヴィ Syrovoy 將軍の統率下に属すべきこと、統一政權問題はあらためて、他の反革命政權の代表をも含めて、八月、これを討議することとして、ともかく会議の決裂は回避されたのである⁽¹³⁾。

第二回チェリアピンスク会議は、反革命各政權の代表、各政党の中央委員会の代表、憲法制定會議員など、一五〇人余の出席者を経て、八月二〇日から開催される。チェクとフランスの代表もむろん会議に臨んでいた。しかし、こゝでも、チェク代表の焦慮にもかかわらず、反革命政權統一問題についての結論はえられず、結局、あらためてウフヤ Ufa で会議を開き、全露政府樹立問題を検討することとされたのである⁽¹⁴⁾。

かくて、九月八日から二三日まで、ウファ会議の開催を見る。一七〇人近い会議の参加者は、反革命陣営の二〇以上の党派、政権を代表しており、シベリア、ウラル地域のみならず、南ロシア、さらにエストニアの反革命政権からも、代表が送られ、⁽¹⁶⁾それは、反革命派の合同会議としてはロシア内戦史上、最大の規模をもつものであった。この会議でも全ロシア政府の組織をめぐる論議はいぜん難航をつづけ、憲法制定会議の政府に対する優位を固執する意見と、政府への権力集中、その軍事独裁化を支持する見解とはふたたび平行線を描いて相交らないかが見えたが、⁽¹⁶⁾最後の段階で妥協が成立し、五人の統領制をとる全露臨時政府 *Временное Всероссийское Правительство* の出現を見ることとなったのである。⁽¹⁷⁾

このように、ウファ会議において、オムスク、サマラ間の妥協が成立し、ウファ協定が調印され、五人の統領から成る全露臨時政府の成立を見たことで、反革命派の権力統合が実現し、その共同統一戦線の結成がもたらされたかに見えた。しかしウファの協調は忽ちにして瓦解する。まず、協定成立と前後して、サマラのコムーチ内部の権力関係に重大な変動が生じていた。すなわち、エス・エル左派の最高指導者であり、憲法制定会議議長であったチエルノフ *Чернов* (ケレンスキール政府の農相) がサマラに到着したことは、左派の力の増大をもたらし、コムーチのリーダーシップはエス・エル右派から左派の手に移行していた。左派は、右派の代表が行ったウファの妥協を、反動勢力への屈従として攻撃し、ウファ政府への協力に消極的態度をとったのである。⁽¹⁸⁾

ウファの協調は、エス・エル左派によって破壊されたばかりではない。オムスクのシベリア臨時政府の「反動派」も協定を一応容認したものの、ウファ統領政府に権力を移譲し、これに従属する意図は最初よりもたず、全露政府の

存在にシンボル以上の意義を付与することに否定的であつた。⁽¹⁹⁾ オムスク政府は、形式的には政府的存在を清算し、統領政府に従属する「閣僚會議 Административный Совет」として、全露政府機構の組織されるまでの期間、行政事務を代行していたにすぎなかつたが、しかし、實質的にはいぜんとして、それは、西シベリアにおける最高の政治権力を保有しており、そのまま全露臨時政府の構成メンバーに横すべりすることを求めてやまなかつたのである。

一〇月四日、全露臨時政府は戦況の悪化から仮首府をオムスクに移転するが、これ以後オムスクにおいては、統領政府側における、オムスク旧シベリア臨時政府に対する實質的支配を確保せんとする動きと、オムスク側における、統領政府の名目的な最高権を解消せんとする動きとは、激しい火花を散らして衝突する。ことに、オムスク「閣僚會議」のリーダーシップをにぎる「反動派」は、統領政府を構成するエス・エル右派のアウトセンチュフ Н. П. Авксентьев、ゼンジノフ В. М. Зензинов の存在に、強い党派的反感を覚えていたのである。

全露臨時政府のリーダーシップをめぐる、統領側と「閣僚會議」側の闘争の焦点となつたのは、権力機構の支柱となるべき軍隊及び警察力のコントロールの争奪である。国防相の椅子については、極東から到着したコルチャク А. В. Колчак がこれにつくことには比較的問題が少なかつた。コルチャクは、帝政時代、海軍提督として名声が高く、廉潔の士としても聞えており、統領のひとりボルディレフ В. Г. Болдырев も反革命軍の総指揮官の立場から極力彼を推挽したからである。しかし、内相の椅子をめぐる権力闘争ははげしかつた。「閣僚會議」側が、ミハイロフを押しつけたのに対し、統領側は、エス・エルのロゴフスキイ Дорожский を擁して、悪名高い「反動派」の巨魁ミハイロフの入閣には絶対反対の立場をとつた。かくて一〇月下旬、新内閣の組織問題は、ミハイロフの処遇を焦点に暗礁

に乗り上げていた。⁽²⁰⁾

統領政府側のアウクセンチェフ、ゼンジノフらが、力関係の圧倒的劣勢にもかかわらず、オムスク側に対しミハイロフ問題で強硬態度を譲らなかつた事情としては、チェク軍がいぜんミハイロフその他「反動派」へ反感をもっている点を考慮し、チェク軍の支援の示唆により、「反動派」による暴力手段の行使を拘束しようとの計算が働いていたと考えられる。⁽²¹⁾しかし、エス・エル派の期待にもかかわらず、もはやこの時期のチェク軍にとっては、「反動派」の行動に対抗して、内争に介入しうる条件が失われていたことが注意されねばならない。すなわち、すでにモスコイ政権に対する、戦略的な包囲体制の形成に乗り出した英仏の軍部は、何よりも軍事的に強力な反革命政権がオムスクで出現することを望んでおり、この観点からむしろ軍事的独裁政権の登場に希望をかけたからである。チャーチル W. S. Churchill 英陸相からとくに反革命軍組織化の任務を授けられて、一〇月オムスクに到着したノックス A. W. F. Knox 将軍は、すでにひそかにコルチャクと連絡をとっており、コルチャクを最高指導者とする軍事的独裁政権の構想の実現につとめていたのである。⁽²²⁾チェク軍側には、フランス軍代表から、オムスクにおける党派抗争に中立的態度をとるよう意向が伝えられる。⁽²³⁾チェク軍将兵にとっては、オムスクに駐留するイギリス軍（一箇大隊、約千名）及びノックス将軍の存在を無視して、オムスクの内政に容喙する行動はとりえない。彼らにとって、故国への帰還はもっぱら英仏両国の援助に依存すると見られていたからである。チェク軍代表は、イギリス軍代表及びアメリカ領事に同行して、一〇月三〇日、統領の一員であり「閣僚会議」の議長であるヴォロゴトスキイを訪れ、内訌を中止して、政府組織を一日も早く行うため、必要なあらゆる手段をとるようにとの申入れを行うが、このことは、エス・エ

ル派が抱いていたチエク軍の援助についての幻想を打ち砕くのに役立ったであろう。⁽²⁵⁾

かくて、連合国側の共同干渉により、新しい閣僚の顔触れが決定する。閣僚会議の議長と副議長には、統領側のヴ
 オロゴトスキーとヴィノグラドフ B. A. Vinogradov がそれぞれ就任し、問題のミハイロフは蔵相として居すわり、
 コルチャクは国防相として指名された。この新内閣の成立により、五統領はいぜん法的には最高権を保持するもの、
 もはや名目的存在にすぎなくなったことは明らかであった。新政府の顔触れ決定につづいて、かねて「反動派」の要
 求していたデューマの停会命令の署名に、アウクセンチェフが屈服したとき(十一月一日)、オムスクの権力闘争に
 おける「反動派」の勝利は疑いなく確立された。ここから統領制廃止、軍事独裁制樹立への道は、もはや一歩にすぎ
 ない。

すでに帝政派の軍人によるクーデタ計画は、シベリア臨時政府の発足した七月以来存在していたが、⁽²⁶⁾ コルチャクが
 一〇月中旬、オムスクに到着したことを契機にその動きは急速に高まってゆく。クーデタの実行に、ノックス將軍の
 干与がどれだけあったかは必ずしも明らかでないが、「反動派」のクーデタ計画がイギリス側の、⁽²⁷⁾ 少くとも精神的支持
 で鼓舞されていたことは疑いない。

「反動派」にとっては、新しい全露政府の成立はともかく、いぜんエス・エル派が統領のメンバーとしてオムスク
 にとどまり、しかも労働者、農民の支持の拡大を意図する、エス・エル派の政治活動がオムスク地区でつづいている
 ことは好ましからざる事態であった。この状態を清算し、エス・エル派の政治的影響力を芟除するためには統領制の
 廃止を実現せねばならず、クーデタ手段に訴えることが必要と見られたのである。かくて、十一月十八日、コサック

の將校をリーダーとするオムスク駐屯軍の一部は、アウクセンチェフ、ゼンジンノフらエス・エル派の要人逮捕に踏みきり、それとともに、政府は緊急閣議を開き、「危機的事態にかんがみて、最高権力を単数の個人に集中することを必要とみなし」、コルチャクに最高権力の行使を一任し、彼に「最高統帥者」の称号をあたえることを決定したのである。⁽²⁸⁾ここに、クーデタは完成、コルチャク独裁の全露臨時政府が出現を見たのである。

(1) 一九一八年夏には、ウラル、シベリア、北ロシアの地域には、全部で二三の反革命政権が存在しており、ウクライナ、南ロシア、その他の政権をこれに加えれば、総数では三三の多きに達するものとされてゐた。James Bunyan, *Intervention, Civil War, and Communism in Russia, April—December 1918*, 1936, p. 277.

(2) エス・エル派のうち、まず活動の中心になつたのは、この地区出身のタリムシニコキン、クミウシキン、ブルシエヴィチ、ブリン、コホルツナ、フ、フォーグナトフらであるが、彼らは、労働者、兵士、農民層の支持の獲得工作を進めるとともに、五月七日には、ヴォルスキ、ネステエロフ、ネステロフを加えて、コムーチを組織したのである。やがて、チェク軍が武力騒起し、ペンザを占領するや、ブレンシエヴィチは直ちにチェク軍と接触、そのサマラ占領を要請した。B. Максиков = А. Трунов, *Хроника пражанской войны в Сибири, 1917—1918*, 1926, стр. 65; Bunyan, op. cit., pp. 281—283; David Footman, *Kopitch, 1954* (St. Anthony's Papers on Soviet Affairs), pp. 3—9.

(3) Bunyan, op. cit., pp. 287—293; Footman, op. cit., pp. 10—21.

(4) シベリア・コミッサリートの成立するや直ちに布告を發して、シベリア全土が解放され、全シベリア政府が組織されるまでの期間、臨時に政治権力を把持、執行するものであることを明らかにした。Максаков, цит. соч., стр. 67—68, 170.

(5) 元來、オムスクはシベリア自治運動の中心地であり、すでに一〇月革命前、各地の自治運動のリーダーは、この地で全シ

ベリア地域会議を開き(一〇月末)、さらに二月末には新しい革命状況に対応して臨時全シベリア会議を開き、その結果、一九一八年二月九日からこの地でシベリア地方議會 Сибирская Областная Дума (シベリア・デューマ)を召集することを決定していた。このデューマはしかしながら、召集の前日、ボリシェヴィキによって代議員の逮捕、弾圧をうけたため開催不能となる。逮捕を免れた自治運動のリーダーは、各地への分散に先だつて、ひそかに会合、政府の組織を決定していた。これが臨時シベリア政府であり、首相にはザルヌル(極東に逃れ、七月、ウラディヴォストークで新政府樹立)、外相にはヴォロコトスキューが選ばれた。Максаков, цит. соч., стр. 52, 57; John A. White, *The Siberian Intervention*, 1950, pp. 101—103.

- (6) 臨時シベリア政府は、七月四日、シベリア独立の宣言を発表するが、これは、全ロシアが解放されるまでの一時的措置であり、また支配権力はシベリア・デューマと政府が共同に担当するものであり、シベリアと欧露との将来の關係は、全露憲法制定會議とシベリア憲法制定會議との合同會議で最終的に決められるものであることを明らかにした。Максаков, цит. соч., стр. 194, 196—197; Bunyan, op. cit., pp. 329—330.
- (7) Bunyan, op. cit., p. 331.
- (8) Максаков, цит. соч., стр. 76; Footman, op. cit., pp. 46—47; И. И. Серебрянников, *Мой Воспоминания* (Провер Либрату) стр. 101.
- (9) В. Г. Болдырев, *Директория Колчак интервенты*, 1925, стр. 30.
- (10) Там же, стр. 30; Bunyan, op. cit., pp. 333—334.
- (11) Footman, op. cit., pp. 33—36.
- (12) Максаков, цит. соч., стр. 76; Bunyan, op. cit., pp. 334—335.

- (13) Масяков, цит. соч., стр. 76; Серебrenников, цит. соч., стр. 140—141.
- (14) Масяков, цит. соч., стр. 82—83, 233—238.
- (15) Вунуан, op. cit., pp. 339.
- (16) Ibid., pp. 340—351.
- (17) Уффа會議で決定された「統領政府の憲法によれば、統領政府は、形式的には、全露憲法制定會議に従属するものであり、この点ではサマラ側の主張が通ったかに見える。しかしこの憲法制定會議は、一九一九年一月以降に召集されるべきものであり、それまでの期間は、統領政府は、「ロシアの全領域に対する主権の唯一の受託者」とみなされ、實質的には政府への權力集中を要求するオムスク側の意向が認められたわけである (Вунуан, op. cit., pp. 352—356)」。サマラ側が「ウフファ會議で、従来の強硬態度を捨てて、不利な妥協に甘んじたのは、ヴォルガ戦線における軍事情勢の悪化による、「われわれが討議を重ねる間に、ポリシエヴィキは會議もろともウフファを占領するかも知れぬ」といった切迫した危機感からであつたらう (Footman, op. cit., pp. 66—67)」。五統領には、各派の妥協人事として、次のように指名がなされた。アウタセンチヨフ Н. Д. Авксельев (ハス・ヘル右派のリーダー)、「アストロフ Н. И. Астров (前モスクワ市長「カデット」——指名拒否)、「代理指名のヴィンogradov В. А. Виноградов (カデット派「弁護士」が昇格——「ホルディレフ В. Г. Болдырев (中將「リッラルな立場」)、「ヴォロコフスキヤー П. В. Вологодский (シベリア臨時政府の首相)、「チャイコフスキヤー Н. В. Чайковский (北ロシア政府の首相)——未就任、「代理指名のゼンジノフ В. М. Зензинов (ハス・ヘル右派)が昇格——。
- (18) Footman, op. cit., pp. 70—74; Вунуан, op. cit., pp. 361—365.
- (19) Footman, op. cit., p. 90.
- (20) E. Varneck & H. H. Fisher, The Testimony of Kotchak and Other Siberian Materials, 1935, pp. 157—160;

Bunyan, op. cit., pp. 360—361; Borzupet, *utr. coy.*, *стр.* 76—89.

(21) 統領政府側は、しばしばチュク軍の介入の可能性を示唆することで、「反動派」による独裁制実現の企図に対抗している。たとえば、一〇月二七日、ホルディレフは、単独統領制を主張するコルチャクらに対し、「統領の中の左派の辞任は、重大な結果をもたらし、チュク軍との紛糾をもたらすであらう」と警告してらた (Borzupet, *utr. coy.*, *стр.* 86; Bunyan, op. cit., p. 359)。チュク軍の幹部の中には、エス・エル派の統領に対して、「反動派の悪漢をオムスクから一掃するには二日もかからなう」と述べ、エス・エル派の闘争を鼓舞する者も見られた。William H. Chamberlin, *The Russian Revolution, 1917—1921*, 1952, II, 176—177.

(22) コルチャクは親英派として知られていたが、すでに四月、満州に彼が赴いて、ホルヴァートと協力して反革命軍の組織に従事したのは、イギリス特務機関の工作によるものであった (Varnock, op. cit., pp. 108—109)。コルチャクがオムスクに赴く前、ノックスは東京、あるいはウラディヴォストークで、彼としばしば連絡をとっており、反革命軍組織の問題、さらに反革命闘争の遂行にとって軍事独裁形態が望ましい点について意見を交換していた (Ibid., pp. 142—143)。オムスクに到着したノックスは、統領側に政府組織問題で妥協するよう恫喝を加えてゐる。Borzupet, *utr. coy.*, *стр.* 84; Bunyan, op. cit., p. 359.

(23) Chamberlin, op. cit., p. 180.

(24) 一〇月三〇日のヴォロホトスキイ日記。П. Borotockii, *Дневник* (Hoover Library). ホルティレフの日記によると、一〇月二十九日、米仏の領事が、政府組織促進をめぐって、彼を訪問してゐる。Borzupet, *utr. coy.*, *стр.* 87; Bunyan, op. cit., 360—361.

(25) ところで、統領政府のエス・エル派は、さらに左派からの攻撃によって、その立場の困難さは加重されていた。とくにエ

カナリナブルクに移っていた、チエルノフ以下のエス・エル左派が、一〇月二四日、いわゆる「チエルノフ宣言」を題状として各地のエス・エル派に送り、統領政府の無能、失政を弾劾し、これと協力するエス・エル右派を非難したことは、「反動派」に対してのみならず、統領政府内部での、アウクセンチェフ、センジノフの立場を極めて不利にしたものであった。Chamberlin, op. cit., pp. 175—176; Footman, op. cit., pp. 97—101.

(26) ヴャロトスキューの七月三〇日の日記は、「コルチャク擁立のクーデタ計画の噂さにつづしてしている。[. Bonorodskii, Дневник.

(27) Chamberlin, op. cit., p. 180.

(28) Bunyan, op. cit., pp. 370—373; Chamberlin, op. cit., pp. 177—183.

四 コルチャク政府の承認提議

さて、参謀本部が指導し、極東ロシアに自治政権をつくり、これを緩衝地帯化する構想のもとに進められてきた日本のシベリア出兵政策は、原内閣において、コルチャク政権支持という新しい要素を加え、革命《干渉》的性格を次第に強くしていた。前章で見たように、コルチャク政権は、旧帝政将校を中心とする「反動派」によって構成されたものであり、政権の標榜する目的は、ツァーリズムの復活であり、現にウラルの戦線ではコルチャク軍はポリシエヴィキ軍に相對峙して、これの破砕からモスコイ攻略を実現すべく軍事的努力を強化していたのである。このような革命自体に挑戦を試みている、コルチャク政権の支持と、たとえばザバイカルを基盤にジンスカン王国の再現を夢みているセミョーノフへの支持とは、支持の意味はおのずから異らねばならなかった。

・ところで、政府がコルチャク政権支持という新政策を實行するにあたり、まず直面した困難は、コルチャク、セミヨーフ両勢力の対立に起因するものであった。海軍提督として、旧体制の支配層に属し、性格的には高潔ではあるが雅量に乏しいコルチャクと、シベリアの田舎育ちで、粗野で武勇自慢の若年のセミヨーフ。一方はイギリスの好意をたのんでツァーリズムの再興に忠誠心をかけており、他方は日本の後楯によって、ひそかに東シベリアから蒙古にかけてジンキスカン王国の再興を夢みていた。この両者が相容れぬことは自然であるが、その不和はすでにこの年の春、北満州での最初の出会いにおいて決定的となっていた。⁽¹⁾したがって、コルチャク政権出現の報に、セミヨーフはただちに祝電に代えるに政権放棄の勧告をもって対応し、コルチャク政権の支配力をザバイカル州において絶対承認しない態度をとったのである。⁽²⁾しかも、シベリア鉄道上の要衝チタを扼したセミヨーフ勢力はオムスクに対する輸送、通信機関の妨害行為を開始し、この反抗に激怒したコルチャクは、セミヨーフをコサック軍司令官の地位から免職する命令(第六〇号)を発するとともに、討伐軍をザバイカルに派遣、セミヨーフ軍の輸送妨害を實力をもって排除する意図をしめたのである。⁽³⁾

コルチャクとセミヨーフの反目は、日本政府の新しいシベリア政策の遂行にとって困難な条件をもたらす。セミヨーフはその親日的態度と旺盛な戦闘精神のゆえに、参謀本部がコサックのリーダーの中でも最も信頼してきた人物であり、極東ロシアの自治政権樹立工作の構想にあたっては、軍隊の最高指揮官としての重要な役割りが彼にふり当てられていた。そしてこの構想の線にそって現地の特務機関、あるいは派遣軍による援助が彼にあたえられており、彼のコルチャクへの反抗も、これらの日本陸軍の庇護を背後にたのむものに他ならなかったのである。そこで、コル

チャクとセミョーノフの敵対的狀況が発生したとき、日本政府は、まずこの問題を処置する必要に迫られたのである。コルチャクとセミョーノフの政治的対立は、ある意味で、日本における原・田中・内田ラインによるシベリア政策と、参謀本部の指導したシベリア政策との間の矛盾の反映でもあった。参謀本部が、また政策実施の第一線にある特務機関が、原内閣の対米協調、オムスク重視の基本的立場に発する新政策に批判的であつたことは、たとえば荒木(貞夫)特務機関の日記にこれを見ることができよう。「オムスク熱漸時当方面ニ拡張セラレントノ風アリ 参謀本部ハ頻リニ強硬ナル態度ヲ持スルモ浦潮及外務省ハ所謂國際ニ没頭シ過キ頻リニ協調ニ重キヲ置キツツアリ」(一月中旬とするして、正確な日附をかく⁽⁴⁾)。しかも、荒木によって軟弱と見られたウラデイヴオストークの派遣軍司令部にしても、政府の新政策に反対であり、いぜん極東ロシア第一主義にもとづいて、コルチャク・セミョーノフ紛争にさいしては後者の肩をもつものであることは、一月二七日、傘下の各部隊に軍司令官(大谷大将)命で通達した「極東露領諸機関指導要領」がよくこれを示していたのである⁽⁵⁾。それは、あくまでも従来(の、極東ロシアにおけるホルヴァート、セミョーノフの擁立方針を確認したものであり、ホルヴァートを「帝国ノ認容セル極東政權把持者ト認メ」る一方、彼をして「全露政府ニ盲従スルカ如キ傾向ヲ除去スルニ努力」せしめるとし、またセミョーノフについては、「ザバイカルハ従来セミョーノフノ取り来リタル歴史ヲ尊重シ全權ヲ彼ノ手裡ニ掌握セシメタル後徐ロニホルワットト合一セシムル如ク指導ス」と規定していた。さらに注目すべきは、「オムスク全露政府ニシテ帝国極東施設ヲ妨害スルカ如キコトアラハ極東ヲ分離独立セシメ」ることをうたい、それは、「露国復興の中心」としてオムスク政府の肩入れをしようとする政府の政策との明らかな矛盾をしめすものであつた⁽⁶⁾。

コルチャクとセミョーノフの対立がまさに武力衝突にまで発展しようとしたとき、派遣軍の武内(徹)中将は、興味ある会話を一ロシア人鉄道技師との間に交わしていた。すなわち、コルチャクの討伐軍が到着した場合、日本の態度如何と技師が質ねたのに対し、武内中将は、「セミョーノフは真個日本の武士である。いかなる事態、たとい戦争がおきて日本は彼を見捨てることはない」と昂然と答えていたが、これは、セミョーノフに対する派遣軍内部の一般的感情を代表するものであつたらう。とりわけ、荒木特務機関は、コルチャク・セミョーノフ紛争を機に、日本が断乎として極東ロシア独立の目標に突き進むべきことを主張し、まずホルヴァートに対して、「オムスク政府ノ窮屈ナル羈絆外ニ於テ極東統一」の実現に乗り出すよう促し、ホルヴァートの逡巡を見て、さらにセミョーノフを中心とする独立政權の構想すらいだくにいたつたのである。⁽⁹⁾

セミョーノフの行動、及びこれに同情的な派遣軍内部の動きは、原内閣の新政策推進にとって厄介な問題をもたらした。各国政府は、コサック軍の行動一般の背後に日本陸軍の存在を予想していたのであり、セミョーノフの叛旗によつて日本政府のシベリア政策に対する疑惑を一層深めていた。したがって、原内閣の国際協調の基本方針から見ても、問題の解決は不可避とされたのである。田中陸相は、この問題についても政府に極めて協力的であつた。一二月二日、閣議の席上、「陸軍当局に対し判然たる命令を下してセミョーノフの行動を差止むべき旨訓令せん事を提議し」た田中⁽¹⁰⁾は、一二月二日、自らの起案にかかる「判然たる命令」を、大谷司令官あてに送つていたのである。

「近来ニ於ケルセミョーノフノ行動ハ兎角慎重ヲ欠キ延テ我政府ニ煩累ヲ及ボシ我國民ノ同情ヲ冷却セシム 彼レニシテ大局ヲ觀ルノ明ナク徒ニ感情ニ走り成功ヲ急キ其不禁慎ナル行動ヲ継続スルニ於テハ断然彼レニ与フル援助

ヲ中止スルノ余儀ナキニ至リ遂ニ彼レ将来ノ発達ヲ杜絶スルノ結果トナルナキヲ保セス 故ニ此際彼レヲ戒飭シ慎重ナル態度ヲ執ラシメ決シテ輕率自ラ誤ルカ如キコトナキ様指導センコトヲ望ム……」。

さらに、田中陸相は指示していた。

「セミョーノフ今回ノ行動ハ日本ノ使曠ニ出テタルカ如キ疑惑ヲ招キタルハ甚タ遺憾トスル所ナリ 就テハ第三師團長ヘモ閣下ヨリ十分ノ注意ヲ与ヘ決シテ彼等政争ノ渦中ニ投スルカ如キ疑ヲ招カサルカ如ク指導セラレンコトヲ望ム」。

それは、セミョーノフの行動を抑制するとともに、政府の新政策に抵抗する現地陸軍の動きを封殺せんとするものであった。そこにはもはや極東ロシアの自治工作に極めて熱心な、かつての田中参謀次長の姿はなく、原首相に全面的に協力する田中陸相のみが存在していた。田中陸相は、またセミョーノフに対する日本政府の新方針について、誤りない認識をホルヴァート、さらに彼を通じてコルチャク側に伝えることを有利と判断したのである。彼はクルベンスキイ B. H. Крыленский 駐日ロシア大使を通じて、ホルヴァートに、右の命令の内容を通告していたのである。⁽¹³⁾

田中の命令にしたがった第三師團長は、一月二三日、セミョーノフに、運輸・通信手段への妨害は各国の憎悪を買ひ、日本の企図にとつても一大障碍となつてゐる、よろしく私怨にもとづく行動を中止して、コルチャクとの紛争を平和的に解決すべしと、しるした勸告書を手渡していた。⁽¹⁴⁾

ところで、中央と現地の、また政府と参謀本部のシベリア政策の分裂の結果は、日本は一貫して、セミョーノフその他のコサックを支持し、コルチャクに対してセミョーノフの反抗を使曠してゐるとの印象を国際的に一般にする。

アメリカ政府は、一二月一六日、日本政府に対し、「セミョーノフを支持してコルチャク提督に反抗せしめている点」、また「ハバロフスク附近でカルムイコフを鼓舞している点」を指摘して、これらの事実を徴して、日本は、「シベリアで秩序ある、統一政府の樹立を妨げる政策を追求しているものと見られる」として、抗議を申入れてきたのである。⁽¹⁶⁾ イギリス政府も、カルムイコフ援助中止についてすでに日本政府に覚書を送っていたが、セミョーノフのコルチャクへの反抗についても、その不満を日本側に伝えていた。⁽¹⁶⁾

セミョーノフの行動を日本政府の使喚によるものと理解し、日本のシベリア政策は「統一政府の樹立の妨害」にあるとする解釈は、その後今日までこの問題を論じるほとんどすべてのひとの見方であるといつて良いだろう。たとえば、グレイブス司令官は、のちにその回想録の中で、「セミョーノフは東京からの指令でコルチャクに反対していたことをしめす信すべき情報を、自分ももっている。」「日本は、シベリアで秩序ある状態の出現するのを好まず、また強力で、安定した政府が権力をもつことも欲しなかった。」「日本は、これら殺人者を煽動することで、アメリカをして事態に厭気を催はさせ、その軍隊を上げさせることを望んでいた」としている。⁽¹⁷⁾ このようなコサツクの行動と日本政府の政策とを二重写しでとらえる見方は、いぜん今日でも広くとられているものであるが、そこには原内閣によって進められようとした新しいシベリア政策についての理解も、また、日本のシベリア政策の指導の分裂の結果生じた《二重政策》についての理解も欠けているように思われる。

(1) Varnack, op. cit., pp. 121—122.

(2) セミョーノフは「コルチャクに対し」一二月四日「南ロシアのデニキン、オレンブルクのコサツクのアタマン、

ドゥワートフ Dwyer、またはホルヴァートに政権を譲渡すべきことを勧告し、もし二四時間以内に満足の回答をえないときは、東部シベリアは自治を宣言するであろうと通告した（海軍省、自大正三年至大正九年戦時書類、卷一九五）。カルムイコフはこのセミヨーフの態度に直ちに追随した。

(3) 参謀本部、西比利亜出兵史、第三卷、附録第七。

(4) 荒木（貞夫）日記、荒木文書。

(5) 参謀本部、前掲書、第二卷、附録第二、及び、第三卷、一一一四—一一一六頁。なお、派遣軍は参謀本部に対し、一一月二五日、「一時セメノフノ独立宣言ヲ黙認シ以テ形勢ノ交転ヲ待ツ」べしと具申している。一一月二五日発、由比（光衛）参謀長から福田（雅太郎）次長宛。荒木文書。

(6) 派遣軍の中島（正武）少将は、「帝国ノ国策ハ東三州ハ日本ガ守立テタルホルワット將軍ニ是ヲ統轄セシメ各州ハ各自ニ統治セシメテ他州ノ容喙ヲ許サザル方針」と高言して、あえて中央の新しい指示との矛盾をはばからなかつた。一一月八日発、群司書記生（ブラゴヴェシチェンスク）から内田外相宛、二四七号。外務省記録、露国革命一件、オムスク政情（以下、「オムスク政情」と略称）。

(7) 一一月一四日、第五戦隊任務経過報告、海軍省、戦時書類、卷一九五。

(8) 一一月一日、荒木大佐は参謀本部の高柳（保太郎）第二部長に具申している。「帝国ノ第一希望タル後具加爾ヲ極東ニ含有セシムルコトハオムスク政府今日ノ態度ニシテハ如何ナル時機ニカ決スヘキ……セメノフノ宣言ヲ認ムルカ又ハホルワットヲセメノフト共ニ極東ノ運命ヲ決スヘキ態度ヲ持セシムル以外ニ於テ他ニ何等カ策アルヤ」。荒木文書。

(9) 一一月二日夜、荒木はホルヴァートに蹶起を嚮憑するが、ホルヴァートは不鮮明な態度を持していた。そこで、彼はセミヨーフをして独立宣言を発せしめるべきであるとの考えに傾く。一一月三日及び四日発、荒木から高柳部長宛。荒木文書。

(10) たとえば十一月七日、モリス大使は、日本参謀本部が、ロシア軍建設について、セミョーノフ、カルムニコフ、ガモフとの取極めを了ったことを報告した(Morris to Lansing, Nov. 7, 1918, State Department File 861.00/3177)。グレイブスはしるしている。「セミョーノフやカルムニコフの兵士たちは、日本軍の保護のもとで野獣のようにいたるところを徘徊し、人を殺害し、盗みを働いていた。日本がその気になれば、これら殺人者の悪業はいつでもやめさせることができたのだ」。M. Graves, *America's Siberian Adventure, 1918—1920, 1931*, p. 107.

(11) 原敬日記、第八卷、一〇〇頁。

(12) 二月二日発、田中陸相から大谷司令官宛。陸軍省、西密受大日記。

(13) Д. Л. Хорват, *Воспоминания* (Hoover Library), гл. 15.

(14) 参謀本部、前掲書、第三卷、附録七〇。

(15) Polk to Morris, Dec. 16, 1918, *Foreign Relations, 1918, Russia, II*, 462—463.

(16) 二月二〇日着、珍田(捨巳)駐英大使から内田外相宛、一一五八号。「西比利亜共同出兵」。十一月二六日、ノックス將軍も、大谷司令官を訪れて、抗議を行っていた。

(17) Graves, *op. cit.*, pp. 107—108.

(18) Betty M. Unterberger, *America's Siberian Expedition, 1918—1920, 1956*, pp. 119—121. 信夫教授は、「日本はコルチャーク政府への支持を表明したが、しかし、日本はシベリアの政治的統一を希望しなかった。政治的対立をかもしださせ、その対立を利用して自己の足場をかためようとするからこそ、日本の一貫した対外政策であった」と、しるしている。信夫清三郎、前掲書、九五四頁。

さて、日本政府は、「露国復興の中心」としてコルチャーク政権の存在を重視しはじめ、セミョーノフの妨碍行動に抑

制措置を加えるよう、嚴重な指示を現地軍にあたえた。このことは、しかし、原内閣において、従来參謀本部が推進してきた極東ロシアの自治工作が一擲され、コルチャク政権擁立にシベリア政策の政治目標が集中されたことを意味するものではなかった。

大正八年（一九一九年）一月二六日、閣議は、「對露方針要綱」を決定する。

一、帝国ハ露國ノ復興ヲ希望シ之カ為聯合与國ト共ニ相当ノ援助ヲ与ヘムトス 但シ兵力ヲ以テスル援助ハ絶対的
必要ノ生セサル限り現状以上ニ擴張セサルモノトス

二、復興セル露國ハ全然平和主義ヲ國是トスルモノナルコトヲ要ス 從テ

(イ) 西比利亚ノ自治制度ヲ成ルヘク發達セシメ假令他日露國中央政府カ極東方面ニ向テ侵略的政策ヲ執ラムトス
ルカ如キコトアルモ西比利亚ニ於テハ能ク之ヲ抑制スルコトヲ得セシムルノ方法ヲ講スヘシ

(ロ) 極東露領地方ニ於テ秩序維持ニ必要ナル程度ヲ超過スル軍事的施策ハ成ルヘク之カ撤廢防止ニ努ムヘシ
(ハ) 露國ノ外蒙古地方ニ於テハ經營ニシテ侵略的政策ニ基クモノハ亦之カ撤廢防止ニ努ムヘシ

六、西比利亚ニ於テ速ニ秩序維持ノ責務ニ任スヘキ統一政府ノ確立セムコトハ帝國ノ希望スル所ナリ 之カ為帝國
カ從來西比利亚ノ諸地方ニ於テ後援支持ヲ与ヘタル哥薩克軍隊ヲ最近ノ機會ニ於テ適當ノ条件ニ依リ該統一政府
ト合体シ其ノ節制ニ服セシメムコトヲ期ス

右は、全部で七項目からなる「對露方針要綱」の一部であるが、これによってしめられているごとく、政府は、一面
において「露國ノ復興ヲ希望シ」、コルチャク政権への支持を行うとともに、他面において、參謀本部の「緩衝地帯」

設置の希望を受容して、極東ロシアの自治工作への支持をもあたえるという、二つの政治目標をそのシベリア出兵政策の基本方針に掲げたのである。

一月二六日の外交調査会は、「対露方針要綱」を審議するが、田中陸相は、いぜん軍部はコサックを中核とする「地方自治体」を組織して、「緩衝地帯を構成する」方針を重視していることを明らかにする。これに対し伊東巳代治は、政府のしめした「統一政府の確立」の方針と、「自治制度の⁽¹⁾乖違」、⁽²⁾「緩衝地帯の構成」の方針とは「表裏相反する」ものとして、その矛盾を指摘するが、たしかに伊東の指摘をまつまでもなく、「対露方針要綱」がしめした、二つの政治目標は、政府と参謀本部のシベリア出兵政策のそごを表現したものと見る事ができたのである。

この頃、政府の命をうけて、オムスクに赴いていた、佐藤（尚武）ハルビン総領事は約二月にわたりオムスク政府を観察した結果を外務省に報告する。「可成承認ヲ促進スルニ力トメ以テ露国統一ヲ一日モ速カニ実現セシムルヲ要ス 而シテ極東露領若クハ其一部ノ分立ヲ望ムガ如キハ露国民心ノ趨向ト全然背馳スル見解ニシテ……所謂火事場泥棒ハ強国ヲ以テ任スル極東帝国ノ断シテ忌避セザル可ラザル処ナリ： 強大ナル露国ノ再興ヲ見ル方我ニ取り幾何計リ利益ナルカ測知シ難カルヘシ」⁽³⁾。佐藤総領事は、出兵政策の分裂を、軍部の志向する面の否定、そして「露国の復興」という《干渉》面の積極的肯定により統一化すべきことを勧告したのである。

佐藤総領事の勧告した、コルチャク政権承認が、政府の具体政策としてとり上げられるためには、内外の情勢の発展と、コルチャク政権接近への具体的必要の増大がその契機として作用しなければならぬ。ここで、まずシベリアに対する日本資本主義の経済的関心にふれることができるであろう。

元來、シベリアはその人口稀薄な点、また帝政ロシアの強力な政治的支配下で、経済的保護主義がとられていた点からして、明治から大正初期にかけての日本資本主義にとって、アジア大陸の他の部分にくらべて輸出市場としての意義ははるかに劣るものであった。たとえば、第一次大戦直前の、日本の対シベリア輸出貿易を見ると、それは年額三、四百万円にすぎず、日本の対外貿易にしめる地位はまことに微々たるものであった。しかし、大戦の発生は日本商品のシベリア進出にとって好箇の機会をもたらし、輸出額は戦前に比して約三〇倍、年額一億円を超過し、日本商品はシベリアの輸入をほとんど独占するかのごとき状況を呈したのである。このことは、⁽⁴⁾いうまでもなく商品市場としてのシベリアに対する日本資本主義の評価を高めたといえるであろう。同時に、シベリアの産出する原料資源は、大戦で急激に興隆した日本資本主義の注目をひくものでなければならず、とくに日本の軍事的支配は極東ロシアに対する大小企業の経済的進出への意欲をそそるものであった。「シベリアの地の底には金鉱がある」とは広く伝わる伝承であったが、金のほかに石炭、鉄鉱その他の鉱物資源が極東ロシアに豊富にあることが認められており、さらにバルブ材としての木材資源については、シベリアは無尽蔵の宝庫とされていた。沿海の水産資源の重要性についてはいうまでもない。しかもシベリアと不可分の関係にある北樺太が、鉄鋼生産に不可欠な良質なコークス炭を産出し、また石油を東海岸に産出して、艦船の燃料補給地として格好の条件をそなえていることも、広く知られていたのである。

すでに寺内内閣時代、政府は、シベリアにおける日本の企業活動を指導、調整する目的のもとに「臨時西比利經濟援助委員会」(委員長―目賀田種太郎男爵)を組織していた(大正七年八月一九日)⁽⁵⁾。やがて委員会の内部では、外国

資本（とくにアメリカ資本）に対抗して、シベリア經濟開發を進めるために、大企業によるシンジケートを結成する計画がもたれ、大戦終結を契機に急速に具体化する。かくて、大正八年一月一八日の「極東興業團」の正式発足となるが、それは、三井、三菱、久原、古河、住友その他大企業のすべての参加をえて構成されたものであり、その「規約」は「東部シベリア、北滿州で各種の事業、資源を調査し、また事業の復興、産業の開發促進」にあたることを目的として、「団体員は提携、競争を避ける」ことをうたっていた。

「極東興業團」の設立は、シベリアを商品市場、原料供給地として確保、開發せんとする日本資本主義の意欲の増大を物語る。それは、一次大戦の終結により、國際經濟競争が激化し、対内的にも対外的にも經濟的困難が予想される状況に対応して、とられた措置であった。このような動きは、政府のシベリア政策の形成にとって強い圧力として働くものでなければならなかった。臨時西比利經濟援助委員會は「極東興業團」を設立して、シベリアの經濟開發を容易にする国内体制の整備をはかるとともに、また、シベリアの經濟的門戸の開放をはかるべく、従来外国人の經濟活動に課せられていた法的制限——土地所有權、鉱山採掘・試掘權、森林伐採權、河川航行權、沿岸貿易に対する——を撤廃し、またウラディヴォストークを自由港化するため、政府が必要な外交手段をとることを、決議したのである。この決議と時期をほぼ同じくして、シベリアの門戸開放に対する要望は關西財界からも、「對露貿易ノ保障ニ關スル請願書」として政府に提出されていたのである。すでにふれた一月二六日の、「對露方針要綱」の第四項が、

四、露国殊ニ西比利亞ニ於テハ資源開發其ノ他商工業經營ニ関シ從來存シタル制限又ハ障碍ハ之ヲ撤廢セシメ機會均等主義ニヨリ外国人ノ民住營業及外資ノ投下ニ便ナラシムヘシ 黑竜江ヲ開放シ又浦潮ヲ自由化トスルハ此ノ

趣旨ニ適スルモノナリ

と、規定したのは、⁽¹⁰⁾右の経済界の要望をとりいれたものに他ならない。

ところで、右のような日本の企業活動に必要な条件を確保するためには、当然外交交渉の相手として、地方政權よりロシアの中央政府が望まれたであろう。この意味で、全露政府を標榜するコルチャク政權との接近の必要は次第に重視されることとなる。やがて、五月二日の臨時西比利經濟援助委員会で、三井、三菱の両財閥を代表する早川（千吉郎—三井銀行理事）、木村（久寿弥太—三菱會資會社総理事）両委員から、「オムスク政府承認の最大急務」がのべられたのも、⁽¹¹⁾シベリアへの經濟進出の前提としての、コルチャク政權との國交關係樹立の必要が意識されたものであらう。經濟界のこのような動きは、原内閣のシベリア政策の再形成にとって、重要な要因とならざるをえない。

次に、海軍が北樺太の石油利權に注目しはじめたことも、日本のシベリア政策の新しい方向に微妙な影響をあたえるものであった。「北守南進」を、伝統的な國策方針とする海軍は、従来日本の軍備計画をこの國策目標に合致することを求めて、しばしば陸軍と対立しており、參謀本部の指導するシベリア派兵はこの見地からするとき必ずしも望ましいものとされなかつたであらう。ウラディヴォストークに投錨する第五戰隊の司令官が、參謀本部によるセミヨーフ、ホルヴァート工作を白眼視していたことも、⁽¹²⁾中央における海軍首脳部の、北進策への消極的態度を反映する面があつたと思われる。しかし、海軍にとって、シベリア出兵の意義は、やがて北樺太の石油利權との関連でとらえられることとなる。二月上旬、政府は海軍隨一のロシア通である田中（耕太郎）中將をオムスクに特派するが、⁽¹³⁾それは田中とコルチャクとの個人的親交を利用して、まずはコルチャクとセミョーノフの確執の解消をはからしめるとも

に、ひそかに北樺太の石油利権の獲得交渉を行わしめんとするものに他ならなかった。海軍側の北樺太石油利権の獲得に対する強い希望は、政府のコルチャク政権への接近を促すひとつの契機として働くことになるのである。⁽¹⁴⁾

ところで、佐藤総領事の勧告にもかかわらず、一月から二月にかけての、コルチャク政権をめぐる内外の政治情勢は、同政権の承認問題を、日本政府が具体的にとり上げるだけ充分の成熟さを欠いていた。まず、コルチャク政権の永続性の見通しであるが、ウラル前線の戦局は、コルチャク側にとって明暗両要素を孕んで展開しており、その帰趨をいづれとも見定めることを困難にしていた。明るい面については、前年末、ベルム Певм を奪還して以来、この方面では有利な戦闘を進め、またロシア軍の建設にもある程度成功を見せていたが、しかし暗い面としては、ウフア方面の戦闘はひきつづいて不利であり、一九年初めには同市の失陥を見ていた。ことに、憂慮すべき事態は、数ヶ月前までウラルの反ポリシェヴィキ軍の軍事力の基幹をなしていたチェク軍兵士が完全に戦意を喪失して、次第に前線からの離脱を行っていたことであつた。⁽¹⁵⁾

また、コルチャク政権に対する連合国政府の態度も一義性を欠いたものであつた。たしかに、英仏政府については、そのコルチャク政権への援助政策は、クーデタ以来可成判然としていたが、アメリカ政府の場合は、一方ではコルチャク政権へ物資援助を行い、また外交官憲はその擁立に熱意を見せるのに対し、⁽¹⁷⁾他方ではアメリカ派遣軍はむしろこれに非友好的な態度をしめすという有様で、その政策は矛盾した様相を呈していた。⁽¹⁸⁾ことに一九一九年一月二一日、ウイリスン大統領がロイド・ジョージ首相の支持をえて、ヴェルサイユ会議の席上、プリンキポ島会議の提案を行い、ロシアにおける革命、反革命両派の代表を一堂に会合せしめて、《ロシア問題》解決の糸口を発見させようとする

したことは、⁽¹⁹⁾連合国の対露政策についての日本政府の判断に一層の混乱を導入するものでなければならなかった。プリンキボ島会議提唱についての情報を入手した伊東巳代治は、外交調査会の席上で（一月二六日）、列強が革命、反革命両派に対し「一視同仁の態度」をとろうとする新情勢の出現にかんがみて、コルチャク政府支持に対する日本政府の政策に再検討の必要あることをいうが、⁽²⁰⁾政府指導者としても、ヴェルサイユにおける《ロシア問題》処理の行方をつきとめるまで、対コルチャク政策の積極化を差控えることを適当と見る点では、伊東と同様の判断をしたものと思われる。

三月から四月にかけて、情勢は新たな展開をとげてゆく。まず、三月初め攻勢に着手したコルチャク軍は、ウファ戦線でポリシェヴィキ軍を破砕して劣勢を挽回し、やがてウファを奪還、さらにサマラの再占領も時の問題とされるほど目ざましい進撃を開始する。この軍事的成功は、連合国（とくにフランス）の新聞報道によって誇張され、ひとびとにコルチャク政権の基礎強固との印象をあたえ、武力によるモスコフ政府打倒の希望的観測を抱かしめるにいたるのである。⁽²¹⁾プリンキボ島会議案は、反革命派側の招請拒否によって（二月中旬）、実現の見込みが薄れるが、このことは、コルチャク軍のはなばなししい進出の報と相まって、ヴェルサイユ会議に参集する連合国指導者の考えをして、次第に革命、反革命両派の妥協による《ロシア問題》の收拾というゆき方を捨てて、コルチャク政府の援助強化によるロシア再建の方向に傾かしめてゆくのである。

このような国際情勢の変化は、日本の対コルチャク政策の積極化を促すものであったが、この時期には、さらに日本帝国内部に支配層を震撼せしめる重大事件が発生していたことも、右の点と関連して見のがされてはならない。三

月一日に發生、二〇〇万の朝鮮人民が参加することになる独立万歳事件がそれであるが、ここに現われた朝鮮民族解放運動のげしきは、日本政府をして直接抑圧の手段をとらしめるとともに、ロシア革命の影響から朝鮮を遮断する必要を意識せしめるものでなければならなかった。前年の米騒動につづく独立万歳事件——日本内部における被支配層の反抗運動の激化に、原敬は四月二日その日記にのしるした。「余は世上に嘖々たる人心の変化は実に何事を意味するや不明なるも、余の所見にては歐洲の大戦争よりも動もすれば突飛にて不秩序なる變動を生ぜんとするの虞あるに依り、今日は大切なる時機なれば尋常の決心にては不可なりと思ふ⁽²²⁾」。「歐洲の大戦争」をいう原首相は、当然ロシアの事態をもその脳裏に描いていたであらう。ヨーロッパで生じた「突飛にて不秩序なる變動」の波動が日本帝国内部に及ぶのをできるだけ防止するためにも、強化されたコルチャク政権がシベリアで存在することは有意義とみられたであらう。

独立万歳事件につづく朝鮮内部の状況がいぜん不穩の様相を呈し、日本政府が対策に苦慮している時機に、外務省にはオムスクからコルチャク政権の新動向をつたえる興味深い情報が到着した。すなわち三月一七日発の、オムスク駐在松島(肇)総領事の電報は、コルチャクが最近日本に依頼する傾向をあらわにしてきたこと、また日本からの援助と交換に経済的代償の提供の用意あると見られるにいたってきたこと、そして日本との交友關係強化の前提として、セミョーノフ問題の解決を求め、交渉への積極的希望をもつにいたったことをしるしていたのである。⁽²³⁾コルチャク政府は従来、セミョーノフ問題もあって日本に対しては必ずしも友交的ではなく、主として英仏の支援に依存する傾向をしめしていた。ところが、プリンキポ島會議の提唱は、オムスクの支配層の内部に連合国のロシア政策に対する疑

惑を増大せしめ、これを契機に軍人やブルジョア階級の間にはむしろ思いきった経済的利権を日本に提供して、それと交換にその徹底的援助を獲得し、日本の支持の下で反革命抗戦を強化すべしとする議論が擡頭していたのである。⁽²⁴⁾

日本政府はすでに田中中将をオムスクに派遣して、セミョーノフ問題の解決と、経済的権益獲得の交渉にあたらしめていたが、右のようなコルチャク政権側の態度変化は交渉の前途に希望をもたらすものと認められた。政府は、コルチャク政権との関係における躰きの石であるセミョーノフ問題をこのさい断乎とした方針で解決し、コルチャク側の対日外交態度の助長をはかるとともに、シベリアにおける反革命政権の統一、強化を実現することを決定する。三月一九日の閣議決定がそれであるが、これによって、日本政府は、すでに交通・通信手段の妨害こそ中止していたが、いぜんとしてオムスク政府への従属を肯んじないセミョーノフをして一応極東コサック総アタマンの地位を保有せしめたままコルチャクの隷下に属せしめる、その上彼の軍団をしてザバイカル地域を去らしめ、西方ウラルの第一線でポリシェヴィキ軍との戦闘に従事せしめる、そしてオムスク政府へは一層有効な支援をあたえるところの方針を決定したのである。⁽²⁵⁾これは、セミョーノフの統率下にコサック軍を建設し、この武力を背景に極東ロシアで自治政権を樹立するという従来の参謀本部の構想の破算を意味するものであり、伊東巳代治によって「表裏反する」として指摘された。日本の反革命政権支持政策の矛盾をセミョーノフの犠牲と参謀本部構想の放棄によって解決しようとしたものである。

四月三〇日の外交調査会は、セミョーノフ放棄と、コルチャク支持政策をめぐって紛糾する。犬養(毅)は、「セミョーノフを斥けてオムスクを偏倚している日本の政策は…：怨嗟の声を生み、日本の威信を傷つくおそれ」あるとして、セミョーノフ放棄の方針を非難し、「双方をして融和せしめる」必要あることを指摘したのに対し、これに

応えた田中陸相は、かつてコサック蹶起計画をたてた最高責任者であったことを忘れたかのように、セミヨノフがあくまでオムスク政府に反抗を試みるときは、「援助の供与を中止するのみならず、抑圧を加えるもやむをえなくなるであろう」と、政府のコルチャク支持政策を弁護し、また原首相は、セミヨノフとは過去に縁故も深いことゆえ、「これを善導し、活用する手段をはかる」方針であるとのべて、犬養らの了解を求めたのである。⁽²⁶⁾しかし、政府のシベリア政策をコルチャク偏重にすぎるとする批判は、外交調査会内部の犬養によってもたれていたのである。いうまでもなくシベリア派遣軍においては、その不満は一層大きかった。日本政府の譲歩にに応じてコルチャク政権側でも、四月九日、セミヨノフを叛逆者として討伐を命じた命令六〇号を取消し、彼にはコルチャク軍麾下の東部シベリア軍団長の地位を付与する命令を発して妥協したのに対し、セミヨノフはこれに承服せず、あくまでザバイカルに留る意向をしめし、コルチャク政府の指揮系統から離れた独立軍団長の地位を要求してやまなかったが、このセミヨノフの態度の背後には、日本の特務機関、派遣軍の後押しがあったのである。⁽²⁷⁾このようにして日本政府の譲歩にもかかわらず、セミヨノフとこれを支持するシベリア派遣軍の態度のゆえに、コルチャク・セミヨノフ紛争は、四月末にいたるも未だ最終的解決を見るにいたらなかった。

セミヨノフ問題で行悩んでいる政府にとって、オムスク政府の基礎堅固と威信の向上を伝える情報がオムスクの松島総領事から到着し、⁽²⁸⁾また連合国各政府の承認決定の切迫を示唆する情報が伝達されてきたことは、その焦燥感をそめるものでなければならなかった。四月三〇日、内田外相は外交調査会で情勢を説明した。

「近來オムスク政府ノ基礎モ漸ク鞏固ヲ加ヘタルカ如シ 今日行懸ノ儘ニ推移シテ悠々日ヲ送ルトキハ自ラ帝國政

府ニ対スル反感ヲ生シ竟ニ帝國ノ援助ハ之ヲ求ムルノ必要ナシト彼等ヨリ揚言スルニ至ルモ料ルヘカラサルノ形勢アリ⁽²⁹⁾。

五月五日には、ワシントンで、ポーク E. Root 國務長官代理は、石井大使に、アメリカ政府もコルチャク政權承認問題について検討の作業を進めていること、さらに承認決定に踏みきる可能性のあることについて、示唆して⁽³⁰⁾いた。

情勢の發展は、日本政府に対して、コルチャク政權承認問題について早急の政策決定を要請する。三月以来ようやくオムスク政府に対する影響力を強化しはじめていた日本政府にとって、シベリア政策のリーダーシップを手中にして、講和後の新しい極東國際政治に対処する必要上からも、コルチャク政府承認問題で列国におくれをとらないことは不可欠とみなされたのである。

かくて政府は、五月一六日、コルチャク政權仮承認を連合國政府に提議する方針を決定する。同時に、承認をあたえるにさいしては、コルチャク政權から旧ロシア政府の「負担セル國際義務及債務全部ヲ承継スル旨ノ明確ナル保障」を確保し、「其ノ他外國國民ノ正当ナル利益擁護ニ必要ナル条件」を認容せしめることとした⁽³¹⁾。この条件として、政府の予定したのは、

イ、外国人に対する通商、産業その他各種の經濟的制限の撤廢

ロ、一般外国人に対するロシア内地の開放

ハ、ウラディヴォストークの商港としての開放

であるが、これらは、シベリアに經濟進出をはかる日本の經濟界がかねてから政府に対し実現を要望していた事項に⁽³²⁾

他ならなかった。

また連合国政府と共同で提出すべき「承認条件」とは別箇に、日本政府は、承認の代償として、コルチャク側から重要な譲与をかちとるべく交渉する方針をも決定する。その中には北樺太における石油・石炭利権の獲得、東支鐵道の南部線の買入、漁業協定の締結、などが含まれていた。

翌五月一七日、外交調査会はオムスク政府承認問題をとり上げる。政府を代表してまず、内田外相が、「列国に先鞭ヲツケテ速ニ進ンテ承認ヲ与フルコト」の「得策」なる理由について説明を行うが、次に犬養、伊東らの質問に答えた田中陸相は、注目すべき発言を行った。それは「オムスク政府ヲ公然承認シ對露方針も一定スル以上ハ向後出兵ノ要求アルモ我帝國トシテハ素ヨリ辞スヘキニ非スト信ス：西比利亚ノ秩序漸次回復シ鉄道輸送モ復旧スル事ニナレハ貝加爾以西ニ進出スルコトモ復タ難事ニ非ス」として、従来西シベリアへの派兵を拒否してきた日本の政策を変更する可能性を示唆したものであり、場合によってはコルチャク軍と協同してウラルの前線でポリシエヴィキ軍と直接干戈を交える意図のあることを示すものであった。田中陸相はまたオムスク政府承認が、「過激派政府ニ對シ甚大ナル打撃タルヘキハ素ヨリ論ナキナリ」とのべて、そのソヴエト政権に対する敵意を露骨にしていた。⁽³⁴⁾

五月一六日の閣議決定によって、前年の十一月以来、ポリシエヴィズムとの對抗の路線を重視し、統一された「反革命政権のシベリアにおける出現を望みはじめた原内閣のシベリア政策は、その転換運動を一応完了する。そこで、いぜん独立軍団長の地位を要求して、ザバイカルでコルチャク権力への抵抗の態度をしめしているセミョーノフに対しては、政府は、強圧を加えても、その抵抗を排除する方針を決定し、⁽³⁵⁾その結果、五月二五日には、遂にセミョーノフ

の屈服により、問題は落着し、シベリアにおける、コルチャク政権による権力統合化は完成を見ることとなる。これ以後、従来、日本からセミョノフに直接あたえられていた武器・経済援助は中止され、一切はオムスクを経由する方法がとられるとともに、オムスク政府に対する援助は本格化する。さらに、五月二三日には、加藤恒忠がオムスクへの全権大使として選定され、コルチャク政府との正式外交関係をひらく、日本政府の意図が明らかにされたのであった。

(1) 参謀本部、前掲書、第二卷、三四二―三四四頁。

(2) 伊東巳代治、外交調査会会議筆記、第七回。

(3) 佐藤総領事は、一八年一月から一九年一月にかけてオムスクに滞在する。その間の観察にもとづいて、「シベリア問題についての意見書」をしるし、オムスク政府承認を具申したのである。「オムスク政情」。

(4) 日露研究会、西伯利案内、一九一八年、一九二―一九六頁。

(5) 「臨時西比利亞經濟援助委員会」設立の表面上の理由は、シベリアの住民に対し、「欠亡セル物資ノ供給、壊廢セル企業ノ復活、杜絶セル貿易ノ振興ノ為ニ帝國カ經濟援助ヲ与フル」ことにあつたが、真の狙いは、松岡（洋右）外務事務官が起案者として、第一回の設立準備会（七月二六日）で説明したように、「米国民共ノ他ノ利權獲得ニ対抗シテ此ノ際帝國ノ經濟的活動ノ基礎ヲ確立」する点にあつたといえよう。外務省記録、西比利亞經濟援助関係、委員会の成立に関する件。

(6) 一月一六日の委員会で、極東興業団体規約要項が審議される。外務省記録、西比利亞經濟援助関係、委員会に關する件（以下「經濟援助委員会」と略称）。

(7) 外務省記録、西比利亞經濟援助關係雜件（以下「經濟援助關係雜件」と略称）。

(8) 一二月一四日の委員会は、

1 外国人の土地所有権

2 鉱山採掘権、試掘権

3 森林伐採権

4 河川航行権

5 沿岸貿易

6 外国労働者使用制限

7 外国会社金融機関の設置手続

にかんする制限撤廃、及び、ウラデイヴオストークの自由港、オデッサとの間の定期航路の開設について、適当な外交手続をとるべきことを決議した。「経済援助委員会議」。

(9) 「経済援助関係雑件」。

(10) 前掲註(1)。

(11) 「経済援助委員会議」。

(12) 細谷、前掲書、一五五—一五八頁。

(13) 田中耕太郎、コルチャーク高等統治官時代ノ西伯利亚政府、外務省調査部第四課、一九四〇年。

(14) 田中中将は、海軍省に、「オムスク政府ハ極東ノ事態非ナルヲ知り日本ノ援助ヲ得ンカ為四月二十六日オムスク発ロマノフスキー中將ヲ日本ニ派遣シ日本当局ト重要ナル交渉ヲ逐クヘク之カ為メオムスク政府ハ重大ナル讓歩ヲ辞セサル準備アリト右ハ或ハ北樺太油田問題ノ解決ニ利用シ得ヘキカトモ存セラレ為念」と報告していた。五月一〇日、柝内(會次郎)海軍次官

から埴原(正直) 政務局長宛(外務省記録、露国革命一件、オムスク政府承認……以下「オムスク政府承認」と略称)。また五月二〇日の閣議では、加藤(友三郎) 海相の発言で、「オムスク政府承認の上は時機を見て樺太油田を請求する」点について内定を見ている(原敬日記、第八卷、二二四頁)。日本側が、北樺太の石油、石炭利権を要求している事実は、オムスク政府外相から五月初めアメリカ側にも通報されている。Graves to the War Department, May 8, 1919, AEP Records, Box 109.

(15) 一九年一月下旬以来、チェク軍は、イルクーツクとノヴォニコラエフスタ間の鉄道守備の任務につく。

(16) 一月中旬、コルチャク政権と英仏軍代表との間に協定が成立、仏のジャン・ピエール・ジャニン将軍は、バイカル以西におけるロシア軍及び連合軍の総指揮権をとり、英のノックス将軍は、極東ロシアにあって軍需品の輸送及び新軍の編成、訓練にあたるものとされた。一月一七日発、松平(恒雄) 派遣軍政務部長から内田外相宛「二八号」西比利亜共同出兵」。

(17) 国務省は、「一月初め、オムスクのハリス Ernest L. Harris 総領事に、コルチャク政権の指導者と接触し、「地方的状態改善の努力に対して援助と忠言をあたえる」よう指示していた(Lansing to Baker, Nov. 5, 1918, State Department File 861.00/3631b)」。また物資援助は、「チェク軍へのクレジットの一部分を、オムスク側の物資購入にあてるという便法を講じて行われた。Polk Diary, Nov. 14, 1918.

(18) ウィルソンのエイド・メモワールの指示にしたがって、「ロシア内政への非干渉」方針を固執する派遣軍と、可能なかぎりコルチャク政権の支持を試みるハリスとの間の、政策の分裂については、グレイブスの前掲書に詳しい。

(19) プリンキポ島会議については、細谷千博、「ヴェルサイユ会議とロシア問題」一橋大学、法学研究2、一九五九、七五一―七八頁。

(20) 伊東巳代治、外交調査会会議筆記、第七回。

- (21) 五月一六日のバリ新聞は、ソヴェト政府はコルチャク軍の進撃に対抗しえず、目下ベトログラードへ撤退準備中と、いっせいに報じたとされている。五月一七日発、松井(慶四郎)駐仏大使から内田外相宛、講一〇二三号。「オムスク政府承認」。
- (22) 原敬日記、第八卷、一八九—一九〇頁。
- (23) 三月一七日発、松島総領事から内田外相宛、一二号。「オムスク政情」。
- (24) 二月一二日、ロンドン・タイムズのオムスク特電。二月一八日着、石井大使から内田外相宛、一三八号。「オムスク政情」。
- 二月五日のヴォロゴトスキー日記、*Ворогоцкий, Дневник*。
- (25) 三月一九日、閣議決定。「オムスク政府承認」。原敬日記、第八卷、一八一頁。
- (26) 伊東巳代治、外交調査会会議筆記、第一三回。
- (27) 派遣軍司令部は、コルチャク側の代表に対して、ザバイカル州とアムール州の作戦は、セミョーフ軍をして担任せしむべきであり、またセミョーフ軍団の独立を強く主張していた。四月一四日及び一六日発、由比参謀長から福田次長宛、浦参八二三及び八四四号。「オムスク政府承認」。
- (28) 「オムスク政府ノ施設ハ漸次其緒ニ就キ歐露ニ於ケル戦捷ト相俟ツテ政府ノ権威益々高マレルモノノ如クナルニ付他日露國復興統一ノ際全露政府タルモノハ現オムスク政府其モノニ非ストスルモ其改造セラレタルモノナリト思考ス」とする松島報告は、四月三〇日の外交調査会に提出された。伊東巳代治、外交調査会会議筆記、第一三回。
- (29) 前掲筆記、第一三回。
- (30) 五月一〇日着、石井大使から内田外相宛。「オムスク政情」。なお五月二日、モリス大使は、英仏政府による承認切迫の状況を内田外相に伝え、日米共同歩調の必要を説いていた。五月二日、「内田大臣と米國大使との会谈要領」。「オムスク政府承認」。

(31) 五月一六日の閣議決定。「オムスク政府承認」。原敬日記、第八卷、二一八頁。

(32) 「オムスク政府承認問題ニ就テ」。これは承認の一般的条件をしるし、「特殊問題」は別途解決をはかるとしたが、北樺太利権のみは、「樺太ノ事業ニ関スル我希望ノ貫徹ヲ計ルコト」と明記した。「オムスク政府承認」。

(33) 五月一七日の外交調査会における内田外相の発言。伊東巳代治、外交調査会会議筆記、第一四回。

(34) 前掲筆記、第一四回。

(35) 前掲「オムスク政府承認問題ニ就テ」。外交調査会では内田外相が、「徹底的処分ヲ為ササルヲ得ス」と強硬態度を見せる。前掲筆記、第一四回。

(36) 参謀本部、前掲書、第三卷、一一二二頁。

(37) 原敬日記、第八卷、二二八頁。

五 政策の挫折

コルチャク政権の共同承認について、日本政府はイニシアティブをとることを決定した。共同承認の実現は、いうまでもなくコルチャク政権の内外での威信の増大をもたらし、その軍隊の士気を鼓舞するのみならず、アメリカを中心とする連合国の経済援助の飛躍的增加を約束するものであった。そしてそれは、ソヴェト政権の崩壊を目ざす、連合国の統一戦線の強化を象徴するものとなったであろう。したがって日本政府の提議が、各国政府によって受諾されるか否かは、革命戦争の進展に至大の影響をもたらすものであったが、この問題はどのような経過をたどったであろうか。

ワシントンで、日本政府の正式の覚書が、石井大使からポーク國務長官代理に手交されたのは五月二四日である。ポーク國務長官代理は、予期されたことながら、提案に良好な反応をしめした。私的な見解と断わりつつも、彼は承認を賢明な方策として、その支持を表明したのである。⁽¹⁾ ロンドンでは、イギリスのカーゾン Earl Curzon of Kedleston 外相代理が永井(松三)代理大使に、承認に二つの条件——ロシアの将来の政体は民意にもとづくこと、⁽²⁾ ロシア内に新たに成立した民族国家を承認すること——を附することとして、日本政府の提議に賛成である旨のべていた。⁽²⁾ 米英の外交当局がこのような態度をしめしていたとき、ヴェルサイユに会合していた連合国の政府首脳は、コルチャク政府承認問題にどのような態度をとったのであろうか。この問題が、米英仏伊の四大国首脳から構成される四人会議 Council of Four でとり上げられたのは五月二三日であるが、まず、フランスのクレマンソー M. Clemenceau 首相がこの話題の口火をきった。

クレマンソー「今や日本政府は、連合国政府に対し、オムスタク政府承認問題を提案せんとすると信ずべき理由がある。われわれはこれに先手を打つ必要がある。日本にこの問題でイニシアティブをとられるのは好しくない」

ウィルソン「その提案は、オムスタク政府を全露を代表するものとして承認しようとするものなのか、それともたんに地方政權として承認しようとするものなのか？」

クレマンソー「全露を代表する政府としてである」

ウィルソン「それはできない相談だ」

ロイド・ジョージ「自分もそれには反対だ。ロシアの事実上の政權 the Russian de facto Government に送る入

きノートの草案がカー Philip Kerr (ロイ・ジョージの秘書官……筆者) によって用意されている。その審議にただちにとりかかろうではないか」⁽⁶⁾

四人会議の討議について見るとき、クレマンソー首相が、日本のイニシアティブによる共同承認案には反撥するものの、コルチャク政権の承認自体には不賛成でないことは明らかであった。いうまでもなく、フランス政府のソヴェト政権への敵意はとくに熾烈であり、ヴェルサイユ会議においても、クレマンソー首相は、米英首脳の提唱するプリンキポ島議方式を排斥して、反革命派の代表のみが平和会議で交戦国ロシアを代表する資格あることを極力主張していたのである。そしてコルチャク政権に対しても、フランス政府は、その発足当時から友交的であり、名目的兵力とはいえフランス軍一箇大隊を西シベリアに派遣してコルチャク軍と協力せしめ、またジャン Pierre Janin 將軍をしてコルチャク軍の指揮にあたらしめていたのである。さらに、フランス政府が、コルチャク政権へ交友感情をもち、その反革命活動を支持する意向をもつことは、しばしばオムスク側に公式に通達されていた。このような点から見て、フランス政府側に、コルチャク政府承認について根本的な異議があらうとは考えられなかったのである。

コルチャク政権とイギリス政府との密接な連携関係も一般に知られていた。コルチャクのクーデタで重要な役割りを演じたノックス將軍は、チャーチルがその反ボリシエヴィキ戦略構想にもとづいて、とくにシベリアに派遣したものであり、イギリス軍部のコルチャク政権にかけた期待は大きかった。イギリス外務省も、コルチャク政権支持には当初から熱意をもっていた。たとえば、一九一九年一月二四日には、オムスク駐在の高等弁務官エリオット Sir Charles Elliot は、オムスク政府に、「民意の信頼の基礎の上に、自由なロシア政府を建設せんとしているコルチャクの努

力に対し熱烈な同情の念をもつ」ことを伝えており、四月上旬、コルチャク軍に有利な戦局の展開を見ると、コルチャク政権承認の勧告を政府に行っていたのである。⁽⁷⁾

ところで、ロイド・ジョージ首相は、チャーチルらと対ボリシエヴィキ方策を異にしており、革命、反革命両派代表の話し合いによるロシア問題解決策の発見という、プリンキボ会議方式の推進者であったが、⁽⁸⁾ その彼とても、四月以来伝えられるコルチャク側の軍事的成功には眩惑されており、次第にコルチャク政権への援助強化による《ロシア問題》の解決の可能性に心を傾けていたのである。⁽⁹⁾

ところで、コルチャク政権に対するアメリカ政府の態度はどのようなものであったろうか。この点について、アメリカ政府内部で、対露政策をめぐって、二つの対立した見解の存在していたことが指摘されねばならない。第一は、ボリシエヴィキ政権を敵視し、反革命派を支持して、《干渉》政策を推進せんとするものであり、國務省内部に有力であった。⁽¹⁰⁾ この立場においては、コルチャク政権への物資その他の援助、あるいは承認すらも考慮されるのであり、事実、國務省は一八年秋以来、オムスクへの物資援助を行っており、また一九年二月一日には、國務省はバリの代表団に意見を打電して、プリンキボ会議案を、「反ボリシエヴィキ派の士気を崩壊させるもの」としてこれを批判し、プリンキボ案が反革命派に加えた精神的打撃を減殺する措置として、コルチャク政権の承認、もしくは何らかのステートメントを発表する必要の検討を求めたのである。⁽¹¹⁾ コルチャク軍進撃の情報に、國務省内部のコルチャク政権承認論は四月上旬から中旬にかけて、次第に高まってゆく。⁽¹²⁾ そして、極東で事態を観察している、ステイブンス・シベリア鉄道技術委員長、モリス駐日大使、コールドウェル John K. Caldwell ウラディヴォストーク総領事から、あるいは

オムスク政權承認を支持し、あるいは同政權への援助強化を具申した報告をえたとき、ポーク國務長官代理は、五月六日、右の報告をそえバリの代表団にあてて、「コルチャク政權をシベリアの事実上の政府として承認」するよう正式勸告を行ったのである。⁽¹³⁾

ところで、國務省から承認勸告をうけたウイルスン大統領は、これにどのような反応をしめしたであろうか。元來がアメリカ・デモクラシーの宣布に使徒的情熱を燃やしていたウイルスンとしては、《ロシア問題》の解決についても、たとえばプリンキポ會議方式による、革命、反革命兩派の話し合い、その結果の憲法會議の召集、ついで憲法會議を基礎にした政府組織、といったいわば民主的手続きによる、民主的政府樹立へのコースを、そのヴィジョンとして描いていたと見ることができて、⁽¹⁴⁾この点からポリシェヴィキ政府にしても、コルチャク政權にしても、いずれもその独裁的性格のゆえに、全露政府についての彼の理想と背馳するものとみなされねばならなかったのである。

したがって、ウイルスンは四月までは、コルチャク政權承認に反対であったのみならず、⁽¹⁵⁾オムスクへの物資援助にすら消極的であるかのごとくであった。⁽¹⁶⁾しかし、ヴェルサイユのアメリカ代表団内部の意見は次第にウラルの戦局発展についての報道の影響をうけはじめていた。たとえば、マコーミック戦時通商局長官が四月下旬以来、いかにこの報道に影響されて、コルチャク政權承認論に傾いてゆくかは、彼の日記が明かにしているが、⁽¹⁷⁾とくに彼のこのような変化は、この時期のウイルスンとマコーミックの関係に照して見るとき、⁽¹⁸⁾前者の見方にデリケートな作用をもたらさずにはおかなかったであろう。ワシントンからの勸告を受けとったウイルスンは、いぜんとして、コルチャク政權の「軍事独裁形態」に強い心理的反撥をもち、⁽¹⁹⁾同政權の民主的改組への希望をいだいてはいたが、ともかく承認の前提

条件として、憲法会議の召集を要求しつつも、コルチャク政権をシベリアの事実上の政府として承認せんとする国務省の方針に、基本的には同意の態度をとったのである。

アメリカ政府からコルチャク政府あてに通告されるべきステートメントは、五月一六日、ウィルソンの同意をえて、マコーミックからポーク国務長官代理に送られる。

「アメリカ合衆国政府は、今やシベリアの事態が、民意の表明を求めるのにふさわしくなったものと認める。民意の表明を自己の側に獲得した政府に対しては、アメリカ政府は、これを事実上の政府として承認することに、好意的、かつ同情的考慮を加えるであらう」⁽²⁰⁾。

ウィルソンは同時に、ワシントンにあてて、モリス大使をオムスクに派遣し、「コルチャクをとりまく人物や影響力の種類について調査せしめ、コルチャクは彼らを押えて、正しい方向に指導するに充分な力とリベラルな性格を具えているかどうか、具申させるよう」命令していた。⁽²¹⁾

このように、日本政府がコルチャク政権承認問題について外交的イニシアティブをとったとき、すでに他の連合国政府内部でも、承認の方向にそれぞれの意思は急速に動いており、コルチャク政権側の《民主化》の保障とモリス大使の報告の結果次第では、「シベリアの事実上の政府としての承認」の措置が連合国政府によって極めて近い機会にとられる可能性が出現していたのである。

五月二六日、日米英仏伊、五国の平和会議首席代表の名をもって、コルチャクあてに通告が送られた。

「過去一二ヶ月の経験にてらして、連合国政府はモスコのソヴェト政府との取引きによっては、ロシア国内の平

和を回復するという目的を達成することが不可能であることを確信した。それゆえ、コルチャク政権、及びその協力者の政策が連合国のそれと同様の目的を追求しているとの明確な保障があたえられることを条件に、連合国政府は、コルチャク政権、及びその協力者が、全ロシア政府として確立するよう、これに軍需物資、食糧その他の必需品を供給する用意がある」。

そこには、連合国の援助継続の前提となるべき八つの条件がしるされていた。

- 一、モスコー占領後、ただちに自由選挙によって憲法会議を召集すること。秩序未回復のため選挙が施行しえないときは、一九一七年の選挙にもとづく旧憲法会議を召集すること。
 - 二、現在の支配地域において、市会、ゼムストヴォを構成するに必要な自由選挙を認めること。
 - 三、旧土地制度その他、階級の特権の復活を許容しないこと。
 - 四、フィンランド、ポーランドの独立を承認すること。
 - 五、エストニア、ラトヴィア、リスマニア、コーカシア地域、カスピ海地域との関係について、協定ができないときは、国際連盟と協力して解決すること。
 - 六、ベッサラビア地域については、将来の帰属について、連盟に決定権があることを認めること。
 - 七、将来、国際連盟に加入して、これに協力すること。
 - 八、ロシアの国家債務については、一九一八年一月二七日、コルチャクが行った宣言を遵守すること。⁽²²⁾
- この通告は、ナンセン救済委員会のロシア派遣案の対案として登場したものであり、日本政府による承認提議とは

一応無関係に作成されたものであった。それは、コルチャク政権への援助強化の前提として、八条件の保障を求めたものであり、承認意思を含むものではなかった。⁽²³⁾しかし、この共同通告の中に連合国の承認意思を推定する見解が否定されるにしても、前述の連合国政府の動向にかんがみて、さらに次の措置として、コルチャク政権にシベリアの事実上の政権としての承認があたえられる可能性が十分に存在していたことは疑いがなかった。

- (1) Polk Diary, May 24, 1919. 五月二十五日発、石井大使から内田外相宛、三八五号。「オムスク政府承認」。
- (2) 五月二十五日着、永井代理大使から内田外相宛、「二一九号。「オムスク政府承認」。
- (3) Foreign Relations, 1919, Russia, 1937, pp. 354—355.
- (4) Ibid., pp. 4—5.
- (5) Ibid. pp. 327—328.
- (6) Ibid., p. 327. なき「二月二四日、イギリス政府は、アメリカのデイヴィス John W. Davis 駐英大使に、その反ソヴェト、親コルチャクの方針を明確な言葉で伝えていた。
「対独休戦は、ソヴェト政府の活動に何ら影響をあたえるものでなかった。彼らはいぜんとしてロシアの親連合国勢力を駆逐し、ロシア全土をその悲惨な支配のもとにおかんとして努力をつづけている。……イギリス政府は、正式の承認こそあててないが、一貫してコルチャク政府を支持してきた。……ソヴェト政府についてとられるべき政策について、パリにおける討議の終局の結論が何であれ、その間連合国政府はシベリアで親連合国勢力にとって事態が不利に発展することを許してはならず、その軍事的能率を維持すべくあらゆる手段がとられねばならぬことを必要と認めている……」。Curzon to Davis, Feb. 26, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 329—330.

- (7) *Ibid.*, pp. 342—343.
- (8) David Lloyd George, *The Truth about the Peace Treaties*, 1938, pp. 320—323; *Foreign Relations*, 1919, Russia, p. 13.
- (9) たときは、五月七日及び九日の四人会議の発言にうかがえる。*Ibid.*, pp. 341—342, 345—347.
- (10) 前掲二八頁、註(25)参照。ロシア部長マイルズは、四月一日、ポーク宛の覚書で、オムスク政府承認を勧告して、「秩序を尊重し、信頼のおける健全分子であれば、どこであれ支援をあたえるべきだとする点では、一九一七年以来、私の考えは変わってない。ロシアが良いスタートをきることと手をかさならぬおろて、ロシアが救済をなしとけることを期待することではならぬ。」と云つた。*Miles to Polk*, April 15, 1919, State Department File 861.77791 1/2.
- (11) *Polk to the Commission to Negotiate Peace*, Feb. 1, 1919, *Foreign Relations*, 1919, Russia, pp. 38—39.
- (12) 四月八日、ポークは、マーチ参謀総長に承認論を披瀝した。*Polk Diary*, April 8, 1919. またマイルズの承認論については、前掲(10)。
- (13) *Foreign Relations*, 1919, Russia, pp. 339—341.
- (14) たときは、五月二〇日の四人会議での発言に見られる。*Ibid.*, pp. 351—354.
- (15) 四月一日のランシング日記は、ウィルソンの反対意向をいす。*Lansing Desk Diary*, April 11, 1919.
- (16) ウィルソンは、四人会議で、コルチャク政権に対して、従来アメリカ政府は援助を行わず、チェク軍のみを援助の対象としてきたと、國務省の行動について無智であるかのひととき言明をしよう。*Ibid.*, p. 357.
- (17) *McCormick Diary (The Library of Congress)*, April 24, & May 2, 7, 1919. 題名「サハルサイエ会議とロシア問題」一一八頁。

- (18) ウィルソンは、三月中旬以来、ハウス大佐との関係を冷却化して、代表団内部では孤立状態に陥っており、ロシア問題ではマコーミックをもつぱら相談相手とするようになっていた。
- (19) 'The Commission to Negotiate Peace to Polk, May 4, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, p. 339.
- (20) 五月一六日、ウィルソンは、マコーミックに指示して、「このメモートメントをポークに打電せしめよ」。Wilson to McCormick, May 16, 1919, Wilson Papers, File VIII—A, Box 49.
- (21) Wilson to Tammity, May 16, 1919, Wilson Papers, VIII—A, Box 49.
- (22) Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 367—370.
- (23) この通告が一般に「承認」の意思表示、もしくは「承認」の予備的手続きとして理解されたことは、イギリスの新聞論調などによっても知られ(五月三〇日発、永井代理大使から内田外相宛「二二四号」¹⁾「オムスク政府承認」)、ロシアのクルペンスキー大使は、幣原次官に会見して、承認の条件として、ロシアの国政を指定するは明白な内政干渉であると、憤懣の意を伝えて(五月二九日発、内田外相から石井大使宛、三九六号、「オムスク政府承認」)。アメリカのランシング國務長官すら、この点について、誤解があったようである。五月二三日の彼の日記は、「四人会議から発表されるべき、コルチャク政権承認の公式声明をもって、クロース Close が大統領のもとからやってきた」とし、五月二八日の日記は、「四人会議による、コルチャク政権承認問題について、ハーター Herter と討議」としてしづめる。Lansing Desk Diary, May 23, 28, 1919. ウィルソンは、共同通告と承認の関連性を明白に否定する。通告は、「反ボリシェヴィキ軍への物資や武器の供給を継続するために必要な条件を確認したもの」(六月二三日、マコーミックに対して)というのが、ウィルソンの理解であった。McCormick Diary, June 23, 1919. ロシントン駐劄のロシア大使は、「五大国とコルチャクとの電報の交換は、ロシア政府としての事実上の承認を意味するや」と國務省に質問するが、バリのアメリカ代表部は、これを否定するよう、六月二五日、國務省に指示し

さて、コルチャク軍が驚異的速度で西方に進撃しているとの報から、北ロシアの反革命軍との連絡、またモスコイ攻略すら近いとする観測は、五月の四人会議で受け入れられていたが、ロシアの状況の切迫さについてのこのようなイメーヅは、この時期の連合国指導者が、程度の差こそあれ、共有するところのものであった。ヴェルサイユの会議場の外では、パリの新聞の大見出しが、ソヴェト政府はモスコイ蒙塵準備中との報道をしきりに流しており、ひとびとはコルチャク軍のモスコイ入城の速報を今やおそしと待ちうけていたのである。

ところで、五月に入ると、ウラル戦線の実況は、連合国指導者の描く影像とは余程様相を異にしていた。すでに局面は転換をはじめ、戦線の主導権を奪還したボリシェヴィキ軍は守勢から攻勢に移っていたのである。コルチャク軍は日一日、モスコイへの距離を狭めるところか、これから遠ざかっていた。ヴェルサイユの指導者たちが事態についてのこのような虚像を修正しはじめるのは六月に入ってからであるが、ともかくコルチャク政府援助、また承認の論議がこのような歪んだイメーヅに支えられて進行していたことは、われわれの注意をひく。

六月三日の四人会議で、ロイド・ジョージ英首相は、コルチャク軍の悲況についての情報を入手したことをようやく明らかにする⁽²⁾。このようなウラルにおける局面転換についての認識は、連合国指導者の心中に対コルチャク政策積極化についての疑惑を生むものでなければならず、少くとも承認実行の延期を賢明とするものであった。六月四日、パリのアメリカ代表団は、ワシントンの國務省に対してモリス大使のオムスク行き⁽³⁾の命令撤回を指示するが、それは同時に承認をさして進んでいたアメリカの政策への停止信号を意味するものでなければならなかった。

六月五日、ヴェルサイユに到着した、コルチャクの回答は、ただの一点——すなわち秩序未回復の場合における一九一七年の憲法会議の召集——を除いては、連合国防導者の援助供与に附した条件を受諾して⁽⁴⁾いた。そこで、ヴェルサイユの五大国の指導者は、この回答を満足と認めて、援助提供の履行を約束する再通告を六月一二日、再びコルチャクに行⁽⁵⁾うが、しかし、それは何ら承認問題にふれるものではなく、状況の転換は、もはや連合国の政策を承認にまで一歩進ましめる可能性を稀薄にしていたのである⁽⁶⁾。

この六月一二日の通告は、かねて第一回のコルチャクへの通告を「承認の予備手続」と理解して、第二段の承認行為を期待していた日本政府を失望せしめる。その承認提議に対し、一月近く何らの正式の回答を連合国政府からえないことに焦慮した内田外相は、六月一九日、バリの大使館に回答催促を打電する⁽⁷⁾。しかし、もはやこの時期の承認督促は、徒らにヴェルサイユの空気に対する日本側の感覚の鈍さを暴露したにすぎなかった。牧野(伸顕)代表に直接するロイド・ジョージの態度は素気なかった。「コルチャク軍の最近の形勢は余り面白くない。到底予期のごとく速に効果をあげうる見込みはない。従って同政府承認のごときも時機尚早の嫌いがある」(六月二八日)⁽⁸⁾。

六月中旬が下旬になると、ウラルの戦局は、コルチャク側に一層悪化していた。ウファが、つづいてペルムが、ボリシエヴィキ軍に奪還された。コルチャク軍の頹勢はもはや挽回し難いかに見えてきたのである。五月における、ウラルの局面転換はまことにデリケートなタイミングであった。ソヴェト側の反撃が一月遅延したと仮定するとき、連合国によるコルチャク政権の承認という事態も予想され、そしてこのことはコルチャク政権の威信を高めたのみならず、連合国の実質的な援助の本格化をひきおこしたことであろう。その意味で、この時点に、反革命派との武力闘争

における力点をウラル戦線に移行せしめた、ソヴェト指導者の戦略は、その正しさを実証したといふべきであろう。⁽⁹⁾
コルチャク軍敗退の戦況は、連合国政府指導者のコルチャク政府支持の意欲を減退せしめ、承認論の勢威を失わせしめてゆく。この状況は、しかし一方では、コルチャク政権の没落を防止する最後の手段として、強力な連合国部隊を西部シベリアに派遣して、コルチャク軍將士の士気の奮起を促すとともに、場合によっては連合軍を直接戦闘に従事せしめる考案の擡頭をもたらすこととなる。それはまたシベリア鉄道守備に従事して、後方補給の任にあたったいたチエク軍將士の間で、シベリア滞留に対する不満が爆発する危険が増大し、新しく独立国として出発したチエク国内では、チエク軍部隊のシベリアからの帰還問題が重大な政治的イシューとして国際的関心をも喚起しつつあった状況とも関連するものであった。そしてコルチャク政権のてこ入れに派遣が可能となる連合国軍隊は、いうまでもなく日米両国のそれ以外にはなかったのである。

ここにふたたび日米両軍の西部シベリア派遣問題が登場する。そしてこの問題で、イニシアティブをとったのは、前年同様、イギリスの強烈な反ボリシェヴィキ派、チャーチル陸相及び軍部であったわけである。六月二十七日の四国会議に提出されたチャーチル案は次のごとき内容のものであった。チエク軍のシベリアからの帰還を促進するために、全軍を二つに分けて、半数の三万は北露のアルハンゲルスク經由、残りの三万はウラディヴォストーク經由で帰国せしめる。同時にチエク軍の撤退で生れる守備地域の欠陥は、日米両軍の派遣によって、これを補う⁽¹⁰⁾。チャーチル案は表面上、チエク軍の帰還に重点をおいているかに見えるが、その本質的な狙いは、モスコイ政権の崩壊を目ざす反ソ包囲体制の再建にあることは疑いがなかった。チエク軍がアルハンゲルスクに到達するためには、ソヴェト政権支配

下の地域を通過する必要がある、ポリシエヴィキ軍とチェク軍との武力衝突の再開が当然予期されねばならなかった。この武力衝突はチェク軍の士気の再生に作用すると見られたであろう。チェク軍に日米両軍を結合せしめて、強力な《東部戦線》をウラルで構成、北露と南露の反革命軍と連携せしめて、モスコイに対する鉄の環の包囲体形をつくり、ポリシエヴィキ政権を破砕することは、くり返しイギリス陸軍によって提出されてきた戦略構想であった。

チャーチル・プランは、ヴェルサイユの連合国最高軍事会議の討議に委ねられる（七月一日）。プランの隠れた意図に対する疑惑はまずチェク政府の代表によって表明され、チェク軍がプランの実行に気乗薄であることが明らかにされた。⁽¹¹⁾ チェク側の反対で、ヴェルサイユの五国会議は、チャーチル・プランのうちチェク軍の北露転進計画を放棄し、当初の方針どおり同軍のウラディヴォストーク經由帰国の早期実現をはかることになるが、それとともに、その帰還によって生じる鉄道守備地域の欠陥を日米両軍によって補う方針を正式に決定し（七月一日）、日米両国政府にこの点について要請を行ったのである。⁽¹²⁾

日本政府は、七月一日の閣議で、チャーチル・プランをとり上げ、西部シベリア派兵問題についての政府の基本態度を決定していた。「先以て米国が共同を諾せずんば我より進んで出兵する事は飽くまで之を避くべし、共同を米國にて諾せし場合には内外の情勢に於て之を否むべからず」⁽¹³⁾。それは、西シベリアへの派兵を全面的に拒否するものではないが、しかしそのさいはアメリカとの共同歩調の確保を必要とするとの方針をしめたものであった。七月五日には、オムスクの松島総領事からウラルの軍事状況の急を告げて、日本からの武器急送の要と、バイカル以西への日本軍派遣の可能性を打診する電報が外務省に到着し、七月一八日には、ロシアの駐日大使クルペンスキイから

日本軍二箇師団の西部シベリアへの派遣と武器供給を要請する覚書が日本政府に提出される。この要請に対し、武器の供給はともかく、兵力援助については、アメリカ政府の態度が明確でない以上、前述の決定にしたがって、日本政府としては拒否の回答を發せざるをえなかつたのである。⁽¹⁴⁾

さて、ウィルソン大統領は、コルチャク政権への通告の中で、他の連合国政府首脳と共同して物的援助の強化を約束していた。それで彼は、アメリカからオムクス政権に供給しうる援助の規模と内容について、マコーミックらと検討を加えていたが⁽¹⁵⁾、しかし彼にとつては、アメリカの軍事を反革命派の支持に使用することは、その対露政策の基本理念と根本的に背馳するものであつた。すでにシベリアへのアメリカ軍派兵にあつて彼がしるした「エイド・メモアール」(一九一八年七月一七日)が明らかにしたように、武力による革命への直接干渉をさけるといふのは、彼の一貫した基本態度であつた。シベリア派遣のアメリカ軍は、チェク軍援助とロシア住民の救済、さらにシベリア鉄道の運行保護のみに使用されるべきであり、内戦に介入することはその目的外とされたのである。彼の観点においては、アメリカ軍がシベリアに駐留すること自体、またシベリア鐵道を守備して、オムクス政府の補給線確保に大きな寄与をしていることは、革命への軍事干渉とは見做されなかつたのである。そののみならず、革命政権が、連合国のナンセン救済委員会の受入れを拒否した以上、反革命側に物資を供与することも、彼の革命への干渉反対の理念と矛盾しないものとされたのである。六月二三日、マコーミックと「反革命派への物資、軍需品の供給」問題について討議したウィルソンは、その対談の中で、「ロシア国民は、自分たちの問題を外部からの干渉なしに解決しなければならぬ。ヨーロッパはフランス革命に干渉を試みることによつて重大な誤謬をおかした」と、別段矛盾を感じることをな

くのべていた。⁽¹⁶⁾ いずれにしても、武力による革命干渉を忌避するウィルスンにとって、敗退をつづけるコルチャク軍の後方にアメリカ軍を前進せしめて、ポリシェヴィキ軍との直接戦闘のおそれさえ生み出すプランに対して支持の余地はなかった。五国会議の要請につづいて、クレマンソー首相の直接の要請に接したウィルソンは、八月八日、きっぱりとこれに拒否の回答を送ったのである。⁽¹⁷⁾

五国会議の要請に対する日本政府の拒絶の回答は、八月九日、内田外相から松井（慶四郎）駐仏大使宛に送られる。⁽¹⁸⁾ 回答が遅れたひとつの理由は、アメリカ側の反応についての情報が不足していたためであろう。しかし、八月に入ると、コルチャク軍は総崩れの形勢となり、日本政府のもとにはオムスク政府のイルクーツクへの撤退準備の報道が伝わりはじめ、⁽¹⁹⁾ もはやアメリカ政府の態度いかにかわらず、コルチャク政権への武力援助は手遅れであると見られるにいたってきた。この形勢にイギリス政府は、シベリア派遣軍の撤退方針を決定する。日本政府のコルチャク擁立政策の破綻は明らかであった。ここでふたたび、日本のシベリア政策を極東ロシア三州の確保に集中せしめんとする軍部の意見が擡頭を見ることがとなる。それはアメリカとの協力の有無を顧慮することなく、大軍をバイカル湖の地域に派遣してバイカル湖の線でポリシェヴィキ軍の東進を實力で阻止し、極東三州への支配を確保せんとするものであり、《自主的出兵論》の再登場とも、また参謀本部による、シベリア出兵政策のリーダーシップ奪還への最初の強力な反撃とも見ることができるといったものであった。八月一三日、田中陸相が外交調査会委員に送った覚書は、右のような軍部の考え方にもとづいてしるされたものであった。それはまず、

「世界的大変乱ニ伴フ国民思想ノ動搖ハ未タ樂觀スヘカラサルモノアリ況ンヤ朝鮮ニ於テハ帝国ハ既ニ該派（ポリ

シエヴィキ派―筆者〕ノ侵襲ヲ受ケタルヲ自覚シ今ニ於テ大ニ之ニ処スルノ途ヲ講セサルヘカラサルナリ」

と、指摘したのち、「滿蒙ヲ基礎トシテ我國勢力ヲ伸暢スヘキ絶好ノ地域タルト共ニ滿蒙地方ヲ防護スヘキ第一線」である極東ロシア三州によってポリシエヴィキ勢力の東漸を阻止するために、この地域に現有兵力の一〇倍にあたる二五万四千名（第一線に戦時編制五箇師団、第二線に同じく四箇師団）という大軍の派遣を要望したものであった。⁽²⁰⁾

ところで、この案の実行のために、一年に約四億五千万円の軍事費の支出増を見こんでいた。すでに大正八年度の軍事費は六億八千万円に上って、歳出総額の五一%をしめており、この年からはシベリア出兵費をまかなうために公債発行が開始されていたが、この事態における右の数字の支出増加は日本財政に破滅的効果をもたらす危険を蔵していた。八月一五日の外交調査会では、犬養（毅）はこの点を指摘して、「田中覚書」に反対した。「此巨額ノ支出ヨリ生スル国家ノ影響ハ果シテ如何ナルヘキ乎 恐ラクハ其結果ハ露國ノ過激派ヨリモ猛烈ナル国内ノ反動ヲ来サン……所謂過激派思想ノ問題ノ如キハ素ヨリ軍隊ノ力ヲ以テ之ヲ防遏スヘキモノニ非ス……今ニシテ拾億ノ巨資ヲ投センカ忽チ經濟上ニ一大打撃ヲ来タシ其ノ結果国内ノ労働賃銀ハ三分ノ一二低下シ到ル処危險思想ノ澎湃シテ不測ノ乱ヲ招クニ至ラン」⁽²¹⁾。

さて、日本のコルチャク政権承認の提議に対する連合国政府の反響は冷やかであり、ついでコルチャク政権のオムスク放棄の形勢が必至となり、しかも従来コルチャク支持に最も熱心であったイギリス政府が、シベリア派遣軍撤退の方針を決定するに及んで、原内閣によるコルチャク政権擁立政策の蹉跌は明らかなものとなっていた。この事態に、とるべき日本のシベリア政策として三つのコースが考えられた。第一は、連合国との協力・提携に依存することなく、

大增兵を敢行して、独力でポリシエヴィキ勢力の極東ロシアへの浸透をバイカル湖の線で阻止せんとするものであり、それは、軍部によって構想され、「田中覚書」の形をとって、政府は検討を求められていた。第二のコースは、このさ思いきって、日本もイギリスに倣って撤兵を断行し、シベリアへの勢力扶植の企図を断念すべしとするものであった。⁽²⁸⁾すでに反対党や世論の間では撤兵論は次第に有力化してきていた。これらのコースのうち、第一のものは犬養の反対をまつまでもなく、国家財政の負担能力を超えることは政府指導者にとって明らかであり、さらに日米関係の悪化に著しい拍車をかけることも当然予想され、原首相らにとって承認される可能性は存在していなかった。また第二の全面撤兵のコースは、満州、朝鮮の地域を直接ポリシエヴィズム浸透の危険にさらすことを意味し、それは、これら地域の民衆が日本の政治支配に反撥する動向をしめして、ポリシエヴィズムの浸透に格好な社会的基盤を形づくっていたところから、政府指導者の目には極めて危険な政策と見られたであろう。アメリカ軍がいぜん駐兵を継続していることも考慮すべき要因であり、また撤兵は原内閣のシベリア政策の失敗を確認することになり、インナー・ポリテイクス上の不利をもたらすことも計算にいれねばならなかった。

原内閣が選択したのは第三のコースであり、いわば第一と第二の中間策であった。それは、日本の経済力の脆弱さへの自覚と反ポリシエヴィズムにおけるアメリカとの共通の立場の認識にもとづいて、アメリカとの提携を一層強化し、したがってシベリアにおける日米摩擦の要因の除去に一層の努力を払い、極東ロシア三州へのポリシエヴィズムの拡大を日米共同の軍事力で阻止し、満州、朝鮮にとっての「緩衝地帯」を確立せんとするものであった。八月一日の閣議では、田中陸相の増兵論と高橋蔵相の撤兵論とが対立し、結局原首相の意見にしたがって、根本方策の棚上

げ、「現状を維持して変化あらば之に順応する」という暫定方針が決定され（翌日の外交調査会で承認）、やがて九月八日には、新任の大井（成元）派遣軍司令官が現地に赴任するにあたり、新情勢に即応した、シベリア政策の基本方針が、首相、外相、陸相、海相の四者の立会いの上で大井司令官に指示されることとなるが（九月五日の閣議決定）、そこには右のような第三のコースが明らかにしめされていた。

一、省略

二、極東露領ニ於ケル過激派団体ノ跋扈ハ直ニ累ヲ滿州ニ及シ延テ東洋禍害ノ因ヲ為ス 故ニ三州ノ秩序ヲ維持スルハ実ニ帝国自衛ノ為緊急ノ要件ナリト謂フヘク軍事行動地域内ニ於テハ武装セル過激派団体ニシテ苟モ治安ヲ紊乱スルモノアルトキハ露国軍ヲシテ之ニ当ラシメ要スレハ支援ヲ与ヘテ速ニ秩序ヲ回復スルヲ要ス特ニ後員加爾地方ノ秩序ノ崩壞ハ延テ三州ヲ混乱ニ陥ラシムルコトニ注意スヘシ

三、極東露領ハ將來帝國臣民ノ滿蒙ヲ根拠トシテ經濟的發展ヲ企図スヘキ疆域ナリ 派遣軍ノ各機關ハ帝國ノ外交官憲ト協調シテ邦人ノ通商企業ヲ保護シ所在ノ利源列國ノ經濟的施設ニ関スル資料ヲ適時報告スヘシ

四、西伯利鐵道ノ交通ヲ維持スルハ露國ノ復興及經濟的援助上ノ關係深ク外交上殊ニ重大ナル意義ヲ有ス 苟モ之カ保護ニ任スルモノハ鐵道業務ノ内容ニ干渉セサルト共ニ鐵道業務監督機關ト密接ナル連絡ヲ保持シ勉メテ其ノ業務ヲ援助シ万一敵意ヲ以テ交通ヲ阻害セントスルモノアルニ方リテハ速ニ之ヲ排除セサルヘカラス…略

五、露國ノ復興ハ先ツ其ノ穩健分子ヲ保護シ露人ヲシテ自ら奮起シテ之ニ當ラシメサルヘカラス 徒ニ他ノ援助ニ依頼シテ自利ヲ圖リ或ハ同黨異伐ヲ事トスルハ甚タ執ラサル所ナリ 宜シク之ヲ指導シテ一致結合穩健ナル發達

ヲ遂ケシムルヲ要ス……中略……露国ノ民心ハ逐次民主主義ニ赴クハ争フヘカラサル傾向ナルニ顧ミ常ニ人心ノ趨向ヲ察知シ之ニ順応シテ措置宜シキニ適セサルヘカラス

六、露国軍隊ノ健全ナル発達ハ復興ノ要義ナリ……中略……近時該軍ノ行動往々常軌ヲ逸シ露人ニ圧迫ヲ加ヘ農民ヲシテ過激化セシムルノ傾向ナキニアラス 斯ノ如キハ露国建設ノ目的ニ反シ延テ累ヲ我国ニ及スモノナリ 宜シク之ヲ指導扶掖シテ健全ナル発達ヲ遂ケシメ帝国軍隊ト密接ナル協調ヲ保持セシムヘシ

七、省略

八、諸外国官憲ニ対シテハ当該国政策ノ存スル所ニ鑑ミ提携宜シキヲ得サルヘカラス 就中米國ニ対シテハ西伯利派兵以來協調ヲ保チ西伯利鐵道ノ監督業務ニ於テモ常ニ一致ノ歩調ヲ取りタルニ顧ミ十分意思ノ疏通ヲ図リ融和ハ態度ニ出ツルヲ要ス……略

九、支那軍隊ニ対シテハ勉メテ之ト協調ヲ保チ露國ハ勿論他ノ諸國カ北滿及蒙古地方ニ政治的勢力ヲ扶植セントスルニ方リテハ同軍ヲシテ之ヲ防圧セシムヘシ……略

十、十一、略(傍点は筆者)

さらに大井司令官には、原首相から「列国との協調は飽まで之を努め就中米國とは十分の疏通を常に保たざるべからず」との趣旨が、また各相から「良民を懐柔する事の必要」及び「セミョーノフの横暴遂に我國に不利を醸す事を慎しましむべし」との点が強調されたのである。ここに示されたように、日本政府は新しい状況に対応するのにアメリカとの提携強化をもつてし、その障害として働いていたセミョーノフの行動に一層の抑制を加えんとする意向をし

めしていた。それとともに、「露国ノ民心ハ逐次民主主義ニ赴クハ争フヘカラサル傾向」であることが肯定され、「良民を懐柔する事の必要」が指摘された点にもしめされたように、原内閣のシベリア政策において、ようやくシベリアの一般ロシア人の支持を欠いた独裁政権の援助政策への反省が生まれてきたことは注目すべきことであった。そしてこのような傾向はやがて、ゼムストヴォヤ市会などの自治機関による勢力、あるいは、エス・エル派勢力への関心の増大、また接近への動きとして具体化してゆく。これら勢力を日本の反革命派擁立工作の中心に据えるべしとする見解は、すでにこの春、現地における海軍側の最高責任者、川原（袈裟太郎）第五戦隊司令官によって東京に提出されていたが、⁽²⁶⁾コルチャク支持政策の蹉跌によってようやく陸軍側のとりに上げるところとなってきたわけである。

九月になって開始された、日本のシベリア政策のデリケートな変化は、まず同月末の、ウラディヴォストークにおけるコルチャク派軍隊とエス・エル系勢力との武力衝突の危機にさいしての、大井軍司令官の態度として外部に表示された。すなわち、すでにコルチャク政権によってトムスクから追われたヤクシーエフを中心とするシベリア・デューマ勢力は、ウラディヴォストークを中心に、同地の自治団体勢力と連携して叛旗の機会を狙っていたが、コルチャク軍総崩れの情勢に、九月、国民議会 *Народный съезд* の召集を宣言し、さらにチェク軍のひそかな後援をえて、コルチャク軍の前司令官ガイダ *R. Gaida* を最高司令官とし、五統領のひとりであったポルドリエフを陸相とする政権樹立の具体化に乗り出す。この企図を察知したコルチャク政権の極東ロシア最高司令官ロザノフ *G. H. Posadob* は、先手を打って計画を粉碎すべく、ウラディヴォストーク周辺に軍隊を集結したため、次第に両派の衝突の気配が大きくなっていった。この状況に九月二六日、連合国軍事会議は中立の立場を標榜、ロザノフ軍の同市からの撤退を要求す

る決議を可決するが、大井司令官もこれに同調、軍事会議を代表してコルチャクに電報を送り、ロザノフ軍の撤退とロザノフの召還を要求し、容れられない場合には兵力使用の可能性さえ示唆したのである。⁽²⁷⁾ 厳正中立の立場を標榜したこの措置は、コルチャク側の憤懣を買ったことはいうまでもないが、セミョーノフ、カルムイコフら、親日分子にすら日本からの離叛の心情を募らしめたのである。⁽²⁸⁾

大井軍司令官は、一月一二日、東京に電報を送って、鞏固な政権を樹立するためには民意に基礎をおく必要のあることに注意を喚起し、極東ロシアで民意を代表する機関としては、州会、市会、ゼムストヴォが存在することを指摘して、これら機関に基礎をおく新政府組織について中央の考慮を求めたが、これに対し、参謀本部は、「若シコルチャク政府ニシテ瓦壊スルカ如キ場合ニ於テハ帝国ノ意図ニ合致スヘキ新政府ノ現出スル如ク予メ考慮シ置クノ要アリト認ム」と、大井を支持する回訓を行っていたのである。⁽²⁹⁾

- (1) Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 341, 346.
- (2) State Department File 180.03401/44.
- (3) Lansing to Polk, June 4, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, p. 373.
- (4) Ibid., pp. 375—378.
- (5) Ibid., p. 379.
- (6) 六月一二日の五国会議では、牧野(伸顕)代表は、コルチャクへの通告に賛意を表すると同時に、さらに一步進めてコルチャク政権承認に踏みきるよう説くが、これに対し、ロイド・ジョージ首相は、「ロシア全土を代表する政府として、コルチャク

ク政権を承認しえない」旨答えているが、しかしもはやシベリアの事実上の政権としても同政権は承認される可能性を少くしていたのである。Ibid., pp. 378—379.

- (7) 六月一九日発、内田外相から松井大使宛、講五〇八号。「オムスク政府承認」。
- (8) 六月三〇日発、松井大使から内田外相宛、講一四九六号。「オムスク政府承認」。
- (9) ソ連邦共産党史、第二巻、一九五九年、四六四—四六六頁。
- (10) 七月—四日のブリス T. H. Bliss (連合国最高軍事会議のアメリカ代表) の覚書。Bliss Papers (The Library of Congress), Box 174.
- (11) Ibid.
- (12) 外務省、「西比利亜出兵経過」第二編、一四四頁。State Department File, Paris Peace Conference 861.00/881.
- (13) 原敬日記、第八卷、二六五—二六九頁。
- (14) 外務省、前掲調書、一四七—一五〇頁。
- (15) McCormick Diary, June 23, 1919. ウィルソンとマコーミックは、この問題について、討議した末、アメリカ政府は「クレジットにもとづき、陸軍省の管理している余剰物資をコルチャク政権に買却する、ただし承認問題とは無関係とする」トウソウと結論を出した。Polk to Lansing, July 12, 1919, Wilson Papers, File II, Box 159.
- (16) McCormick Diary, June 23, 1919.
- (17) Lansing to Morris, August 12, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 412—413.
- (18) 外務省、前掲調書、一四七—一四九頁。
- (19) 前掲調書、一五三頁。

- (20) 伊東巳代治、外交調査会会議筆記。この方針は、八月七日、参謀本部で決定されている。なお、八月二日には、差当って一箇師団のシベリア増派案が、参謀本部から政府に提議されていたが、容れるところとならなかった(八月二三日)。参謀本部、前掲書、第二卷、三三〇—三四六頁。
- (21) 伊東巳代治、外交調査会会議筆記、第二一回。
- (22) 外交調査会でも、平田東助は、撤兵して、極東三州に中立地帯を設定すべしとする意見を披瀝していた。前掲筆記。原敬日記、第八卷、二九八頁。
- (23) 前掲筆記、及び前掲書、二九七—二九八頁。
- (24) 参謀本部、前掲書、第二卷、三三八—三四二頁。
- (25) 原敬日記、第八卷、三一五—三一六頁。
- (26) 川原司令官は、二月一日、「ホルワット支援ヨリ来ル悪感情ヲ一掃シテ真ノ民心ヲ収攬スル為列国ニ先シテ自治機関ノ整備ヲ主唱スルヲ急務ナリト認ム」と上申し、また五月五日には、「毫モ民意ヲ汲ムコトヲ敢テセサル旧王朝政治ノ命脈ガ到底永続シ得ルモノニアラズ故ニ該政府ニハ相当ノ同意ヲ表スルモ深入リスルコトヲ避ケ寧ロ現下一般ノ民意ヲ代表スル民主主義者ニ恩ヲ売ラハ利権ハ官僚ヨリハ却テ得易キノミナラス止ムナクハ米國ニ頼ルヨリ外ナキニ出ツヘキヲ遮ツテ日本ニ信頼セシメ一般民心ヲシテ日本側ニ傾カシメ得ヘキヲ信スルニヨリ……」と具申している。海軍省、戦時書類、卷一九三、一九八。
- (27) 一〇月一日発、松平(恒雄) 政務部長から内田外相宛。海軍省、戦時書類、卷一九三。
- (28) 一〇月三日発、川原司令官から軍令部長宛。一〇五号。海軍省、戦時書類、卷一九三。
- (29) 参謀本部、前掲書、第三卷、一一二四—一一二五頁。なき Smith to Lansing, Nov. 15, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 596—597.

(30) 參謀本部、前掲書、第三卷、一一二六頁。

さて、西部シベリアの軍事情勢が、ポリシェヴィキ軍にとって決定的に有利に進展し、コルチャク政權の完全崩壊と、バイカル以西の全シベリアのポリシェヴィキ化が必至と観測されるにつれて、日本の政治指導者にとっては、満州、朝鮮、さらには日本の民衆に対する革命の影響力への憂慮は深まり、極東ロシア三州のポリシェヴィキ化の防止の必要が一層強く意識されるにいたる。しかし、ポリシェヴィキ化の東方への波及を阻止する目的で、日本単独の軍事力を使用するとすれば、それは參謀本部の算定したように尨大な兵力量でなければならず、そのような大軍の派兵は脆弱な日本經濟を破壊し、犬養の指摘したように国内に危険な革命情勢を現出せしめるというジレンマを孕むものであった。そのような方策をとることは、アメリカの積極的な軍事的・經濟的援助の確保されないかぎり、少くとも合理的思考様式をもつ政治指導者にとっては問題になりえなかつたのである。

しかも、積極的にポリシェヴィキ軍の破碎を企図する場合はいうまでもないことながら、現在規模の出兵を継続し、東部三州のポリシェヴィキ化に対抗する方法をとるにしても、あくまでも日米共同出兵の形式は維持されねばならず、ポリシェヴィキとの単独対抗の形態は極力回避されねばならぬことは、日本の政治指導者の多くが充分認識するところであった。というのは、アメリカ政府が英仏政府にならってシベリア派遣軍の撤退を決定し、共同出兵の形式に終止符が打たれるとすれば、シベリア政策における日本の孤立化は決定的となり、アメリカを中心とする國際世論の道義的非難が強化されることは必至と見られたからである。そればかりではなく、国内政治の面でも、原内閣にとって、次第に声を大きくしていた出兵反対の世論に対して、國際協調のシンボルを操作してこれに対抗することが不可能に

ならねばならなかった。一月二四日、内田外相からシベリア政策における日米協調の必要を訴えられたモリス大使は、会談についての國務省への報告の中で、日本政府の立場について、

「日本政府は、アメリカが道義的責任と負担を分担しないかぎり、前進する赤軍との武力衝突の危険をおかし、いわば、アジアの反ポリシェヴィズム戦争とも見られるものに深入りすることを欲してない。……日本政府は、ポリシェヴィズムの東方への波及と、アジアの不穏な大衆に対するポリシェヴィキの宣伝の結果を怖れて、殆んど心理的恐慌状態に陥っている。しかし政府は、バイカル東方に安全地域をつくるに必要な社会的・財政的負担を単独で背負う意向はもってない。……」

としるしたとき、それはまさに事態について正鵠な観測を下していたといえよう。

したがって、アメリカ政府が日本政府に抗議の覚書を送って（九月五日、アメリカ代理大使から日本外務省に手交）、その中で、日本の現地軍指揮官は、鉄道守備についての日米協定を無視して、鉄道輸送業務の円滑な運行への保障をあたえず、セミョーノフの妨害行為を黙認している点に激しい非難の言葉をつらね、もしかかる事態の継続する場合には、「アメリカ政府は、今やとるべき、唯一の実際的な方策は、シベリアにおける今後一切の協力行動から完全に離脱し、さらに必要があれば、かかる行動に導かれた理由を政府声明として発表する……」と警告したことは、日米提携を重視する原内閣の指導者に衝撃をあたえずにはおかなかった。アメリカ軍の撤退の実現を避け、対ポリシェヴィズム抗争における両国の協力関係の一層の緊密化が望ましいとすれば、現地軍に対して政府の意図を徹底せしめ、従来の《二重政策》の放棄に強硬な態度をとる必要があったわけである。九月八日、新任の大井軍司令官に原首相自ら

立会いの上で、とくに日米協調の重要性を説いたのは、右のような事態への正しい認識にたち、政府の政策の忠実な執行を求めたことに他ならなかったのである。

ウラディヴォストークに着任した大井新司令官は、日米提携強化、共同出兵継続の方針にそって、アメリカ側の不満の要因を除去する具体施策をとる。九月二二日、オムスクから帰途のモリス大使と会見した大井司令官は、日本軍の鉄道守備部隊の任務には、外部からの鉄道襲撃のみならず、一切の不合理的妨害から鉄道及び従業員を保護、援助することが含まれるとのべて、従来の派遣軍の方針を修正、セミョーノフ軍の妨害行為を取締る態度を明らかにし、⁽³⁾九月二六日には、この趣旨にそった通告を、大井司令官は麾下諸部隊に発していた。⁽⁴⁾

このように、シベリア鉄道の運行妨害の排除に、日本のシベリア派遣軍は積極的協力をしめしはじめるが、さらに派遣軍の態度に生じた注目すべき変化は、すでに見たように、東部三州における政權担当者として、ゼムストヴォ、その他の自治組織勢力を重視しはじめたことである。大井司令官は、「唯一の救済策は、ゼムストヴォ、その他の自治組織から成る政府をつくることである。……ロシアに王政を復活することは不可能である。旧体制の信奉者では大衆の信任を獲得することは不可能である。……日本はセミョーノフやカルムイコフと取引きすることで致命的な過失をおかした……」と洩らす⁽⁵⁾が、この言葉は、一月中旬、アメリカ側に伝えられており、そのような態度変化は、日米両派遣軍の協調の余地をさらに増大させるものと見られたのである。アメリカ派遣軍は、コサック勢力を蛇蝎視し、これに対して、ゼムストヴォ、その他自治組織による民主主義勢力を交友視していたことが知られていたからである。またアメリカ政府が、日本のシベリア政策に不満をもっていた重要な点は、日本の政策が、北滿から極東ロシアに

かけて、経済的に独占支配を樹立して、アメリカの経済活動に対する「門戸」を閉鎖する方向を押し進めていたと見ていたところにあるが、この点についてもアメリカ側の不満を緩和するために、日本側はシベリア住民に対する日米の共同経済援助を提唱した。また一二月二四日の日附で作成された陸軍省の「対西伯利政策」と名づける調査書には、「極東三州ニハ多大ノ富源ヲ埋藏ス 之カ開発ハ日米支協同之レニ当ルヲ可トス」という文字の見る事ができたのであるが、これは、従来の陸軍の方針にかんがみて注目すべき変化といわねばならない。

さて、一月一五日、コルチャク以下の政府首脳はオムスクを撤退し、ここに同政権の没落は確定するが、この報道を入手した日本政府は、一月二一日、閣議を開催、シベリア政策を検討する。席上田中陸相は、ふたたび増兵案を提起する。今回はしかし、前回とは異り、六千名という小規模増兵案であったが、これに対しても、高橋蔵相は財政上の困難その他から反対し、アメリカとの共同増兵、もしくはアメリカの後援を確保しえないかぎりむしろ撤兵すべきことを主張したのである。民間においてもすでに撤兵論は喧しくなっており、加藤（高明）憲政会総裁は大規模減兵の実行を唱えていた。閣議は増兵案をめぐって紛糾するが、結局、原首相の「先以て現情を告げて共同動作を米國に求め米國に於て共同するならば増兵固より可なるも、否らざる場合には撤兵するか独力西伯利を維持するかを決めざるべからず」との発言で、まずアメリカ政府の意思を確認した上で、日本政府の態度を決定するとの方針が決り、問題の最終的解決は延期されたのである。一月二八日、右の方針にそった訓電が、内田外相から幣原（喜重郎）駐米大使のもとに発せられていた。

さて、アメリカ政府内部ではこの時期にシベリア政策をめぐってどのような動きが見られたであろうか。すでに六

月末、モリス駐日大使はウィルソンによってあらためてオムスク行の指示をうけ、七月二一日、オムスクに到着していた。彼がウィルソンから付与された任務は、二つあり、ひとつは、コルチャク政権の内部情勢について最新の情報をワシントンにもたらして、コルチャク援助政策の具体化に寄与することであった。他は、東部シベリアに対する日本の排他的支配にアメリカ政府が反対意思をもつ点を日本側に「強く印象せしめ」、また《門戸開放》原理の貫徹に適切な方策を献言することであった。⁽¹⁰⁾かくて、シベリア鉄道の管理状況、オムスク政府の軍事・経済力と統治組織について調査し、またオムスク政府の指導者、日本の軍官の代表らと意見交換をしたモリスは、八月二一日、彼の総括的見解をしるした報告をワシントンに送っていた。それは、第一に、コルチャク政権をめぐる情勢評価としては、同政権が軍事的危機を克服して、終局的に「ロシア国民をポリシェヴィキの圧制から救済する」可能性をそなえているものとして、連合国の援助強化を勧告するものであった。そしてアメリカ政府の実行すべき措置として、彼が勧告したのは、(a)臨時ロシア政府としての承認、(b)借款の供与による大規模の物資援助の迅速実施、(c)チェク軍と交代すべき連合国軍隊の西部シベリアへの進出、そしてこの軍隊の中枢とすべき最低二万五千名のアメリカ軍の増遣。また第二に、日本軍部の東部シベリアの支配意図に対抗し、《門戸開放》を確保する方策としては、彼は次のように報告していた。「それは東京で卒直な話し合いをしたり、形式的抗議をしたりすることではない。われわれは、日本の軍閥が理解できる唯一の言葉で、われわれの決意をのべねばならない。それは摩擦を生み出す代りに、意思の疏通増進をもたらすであろう。われわれは、ロシアの自由主義者たちに援助の手をさしのばすだけでなく、日本における自由主義的・進歩的契機の開闢に一層大きな寄与をなすべきである」⁽¹¹⁾。

モリス報告は、アメリカのシベリア政策が志向する二つの目的にふれて、重要な情報と判断を伝え、とるべき具体政策を献言した⁽¹²⁾ものとして、ワシントンの政策決定過程でただちに取り上げられる。そのうち第一の、コルチャク政権支持問題について見るとき、彼の提言したアメリカ軍の増遣と西部シベリア進出の方策については、すでにウィルソンの《武力干渉》反対の方針にてらし、考慮の余地はなかつた⁽¹³⁾が、しかし、彼のコルチャク政権存続の見通しにもとづく、承認付与と経済援助強化の意見は、國務省内部の《干渉派》の立場を強化し、アメリカ政府部内、あらためて承認論が真鍮に討議される契機として働くこととなる⁽¹⁴⁾。ところで、第二の、日本軍部のシベリア政策との対抗方策について見るとき、駐日大使として、日本の内部事情に悉しいモリスの情勢認識と見解はとくにワシントで高く評価されねばならなかつた。この時期の彼の一連のシベリアからの報告は、日本の現地軍が、セミョーノフの列車運行妨害を黙認し、協定を無視して鉄道業務の円滑化に協力しない状況について、その観察結果をしるして⁽¹⁵⁾いた。そして彼は、日本軍の方針に変更のないかぎり鉄道運行はやがて停止のやむなきにいたるものと観測し、日本軍の行動を中止せしめ、その東支鉄道、あるいは極東ロシアに対する窮極の支配意図を挫折せしめるためには、たんなる言葉でない、日本軍部に十分な圧力効果をもつ手段に訴えることを進言したのである。彼の報告は、グレイブス司令官の、あるいはステューブンス委員長の情勢報告を裏書きするものであり、ワシントンの政策決定者の前にシベリアの事態の重大さを描き出し、強硬な圧力手段を行使する必要を決意せしめるものであった。

國務省のランシング長官、ロング國務次官補らによつて、対日圧力手段として考慮されたのは、シベリア共同出兵の打切りである。そして、とくに声明という手段に訴えて、その中で日本軍の行動の結果、アメリカ軍が撤退の余儀

なきにいたった事情を説明せんとするものであった。それは、日本に対する世界世論の道義的非難を一段と喚起し、ロシア国民の憎悪感情を煽って、日本派遣軍の意図に抵抗せしめ、また日本内部の出兵反対論調を拡大し、軍部を孤立化に導くことを意図するストラテジーに他ならなかった。ロングは、その覚書の中で、世論に働きかける、この方法こそ日本に対する適切な「責め道具」であり、「日本の旧態いぜんたる外交手段に抗争すべく、実力行使をさせた、唯一の有効な近代的武器である」として、シベリアの住民に対するアメリカの援助が、日本軍の行動によって実行不能になった点を声明し、これによってシベリア住民のアメリカに対する好意をつなぎとめ、彼らの非難を日本に集中させるよう主張したのである。⁽¹⁷⁾ アメリカ軍の撤兵を日本への圧力手段とする構想は、すでに見たように、ペーカー陸軍長官によって、前年一月、しめされていたところのものであった。したがって、ペーカーは、声明書の点については、それがアメリカ派遣軍の安全を危殆ならしめるおそれあるとの理由で、撤退完了以前における公表には不賛成であったが、撤兵自体にはいうまでもなく同意を表明していた。⁽¹⁸⁾

アメリカ軍の撤兵が、あるいは撤兵の警告が、日本のシベリア政策を牽制する有効な圧力手段として機能するとの、アメリカ側の判断は、すでに見た日本政府の内部動向を考察するとき、たしかに的をいっていた。しかしながら、撤兵の措置は、反ポリシニヴィキを志向するアメリカの政策の側面にとっては後退を意味し、《干涉派》の意図に反するものであることはいうまでもなかった。したがって、國務省のロシア部長マイルズは、かかる措置は、コルチャク政権への信義のじゅうりんであり、ロシア国民すべての不信を買うものであるとして、強硬な反対論を展開した。撤兵の道義的非難を日本に負わせんとする企図についても、彼はその効果を疑い、ロングの見解に対立したのである。⁽¹⁹⁾

国務省内部の異論にもかかわらず、ランシングは八月三〇日、東京の大使館に日本政府に手交すべき覚書きを訓電する（九月五日手交）。すでにふれたように、それは、日本の軍隊指揮官が、シベリア鉄道守備の精神に背いて、セミョーノフ軍の鉄道妨害行為を黙認し、連合軍鉄道技術者の生命、財産の安全を保護する任務の遂行を拒否している点を、とくに非難して、

「アメリカ政府は、今やとるべき、唯一の実際的な方策は、シベリアにおける今後一切の協力行動から完全に離脱し、さらに必要があれば、誤解をさけるために、かかる行動に導かれた理由を説明する政府声明を発すべきかどうか、決定すべき必要に直面している事実について、日本政府の注意を喚起したい」。

と、しるしていた。⁽²⁰⁾ランシングは、同時にこの日、ウィルスンに、撤兵問題について、その意見を次のように伝えていた。

「私は、シベリアからの撤兵はすでに決定されたものと考えています。残る問題は、実行の時機を決定することだけです。アメリカ政府は、日本政府に回答を要求していませんし、かりに回答があったとしても、それはおそらくわれわれの満足すべきものではないでしょう。ウラディヴォストークが凍結するまで余り時間が残っていませんし、それまでに、日本政府がシベリアにおける行動を通じて、精神の変化を顕現することは無理でしょう。……私の意向は要するに、できるだけ早い機会に撤兵を実行するために、今ただちに撤兵への命令を下して頂きたいという点にあります」。⁽²¹⁾

右の言葉のしめすように、日本政府への通告は、たんに示威のデモンストラを意味するものではなく、撤兵はす

に國務長官によって既定のコースとみなされていたのである。

では、アメリカ軍の撤退が、ウラディヴォストークの結氷開始前に実施されず、その開始が翌年一月まで遷延された理由はどこにあったのであろうか。第一に、日本派遣軍の態度に、たとえばランシングの予想をこえた顕著な変化が生れはじめ、日本の《二重政策》が清算される兆候が看取され、アメリカ政府の文書による通告がそれだけですでに一定の効果を發揮したと判断されたことがあげられるであろう。すでに見たように、大井派遣軍司令官は、東京で政府首脳部から日米提携についての嚴重な指令をうけ、ウラディヴォストークに帰任してからは、モリス大使に鉄道協定の履行と、セミョーノフの妨害を排して鉄道業務の円滑な遂行に協力する意向を告げたのみならず、その言葉を実行に移して、麾下諸部隊に、「外部の軍隊による鉄道への攻撃に対してのみならず、鉄道運行へのいかなる不法な干渉に対しても、これから鉄道及び職員を保護すべし」とする指令を傳達していた。⁽²³⁾それは、たとえば、八月一五日、大井が連合国鉄道委員会にあてた書翰がしめした、従来の日本派遣軍の、鉄道保護についての基本態度とは明らかに相違を感じさせるものであった。⁽²³⁾日本派遣軍の新動向についての情報は、國務省に好印象を喚起し、《干渉派》の日米協力への期待を強めるものであった。フィリップス國務長官代理は、九月二十七日、モリスあてにしろした。「大井將軍の態度は明らかに、日本がシベリアで満腔の協力の意をもちはじめたことの兆候であると思つてゐる」。⁽²⁴⁾

ランシングは、九月三〇日、ベーカーやロングとシベリア問題を検討するが、この日の彼の日記は、いぜん彼が「アメリカ軍の撤兵を強硬に支持している」ことをつけている。⁽²⁵⁾さらに一〇月一〇日の日記は、彼が日本軍部への圧力手段のひとつとして、ウラディヴォストークへの艦隊回航を考慮し、この点についてたまたま訪米中の、イギリス

のグレイ Edward Grey 前外相に、共同行動の可能性を打診していることもしている。⁽²⁶⁾この時期に、彼のもとに到着するシベリアからの情報に、日本軍の行動について、東京からのモリス報告とは必ずしも同一の印象を伝えるものではなく、⁽²⁷⁾彼をして大井司令官の言動に全幅の信頼を寄せることを困難にしていたであろう。しかし、日本軍部の新しい動向についてのモリスその他の情報が、ランシングの見解にデリケートな変化を生み出していたことも疑なく、一〇月一〇日、ランシングがモリスに、「決定〔撤兵問題についての一筆者〕は、日本軍のとの態度についての理解次第にもっぱらもとづいている。それゆえ、九月五日の覚書〔八月三〇日発のもの一筆者〕に対する迅速な回答を望んでいる点について、日本政府の注意を喚起するよう指示する」と訓電したことは、⁽²⁸⁾すでに九月五日の覚書当時とは彼の立場が移行していたことを物語るものであった。

一〇月も半ばになると、アメリカ派遣軍やシベリア鉄道委員会からも、日本軍の政策変化と協調への誠意は疑いなくとする報告がワシントンに到達しはじめていた。大井司令官の指示が、末端の諸部隊にまで浸透し、《二重政策》の解消が見られてきた状況を告げるものであったろう。現地部隊のセミヨノフ支援の態度に明白な変化が見られだしたことは、グレイブスによっても、一〇月一四日、「セミヨノフの代表者がアメリカ軍のもとにやってきて、セミヨノフは日本軍と手をきり、アメリカ軍のもとに投じる用意のあることを告げた。これはおそらく日本がセミヨノフの望むだけの金をあたえてないことを意味するものと見られる……」⁽²⁹⁾と報告された。一一月に入ると、彼はさらに、「日本は、過去に支持してきた反動的な、無法な連中を放棄し、ゼムストヴォヤ共同組合が代表するような代議政府と手を組む決意を固めたものと確信する」⁽³⁰⁾旨報告し、民主主義的勢力擁立の共通目標において、日米提携の条件の成

立しはじめたことをしるすのであった。大井司令官のこのような態度変化については、鉄道委員会のスミス Charles H. Smith の報告もこれを裏書きしていた。⁽³¹⁾

一月三十一日、日本政府は、九月五日の覚書に対する正式の回答をモリス大使に行った。それは、アメリカ側の非難の多くが誤解にもとづく点をあげて反論するものであったが、全体の調子は極めて協調的であり、鉄道運行を確保する目的で日本軍が全面的に協力する意思を披瀝したものであった。⁽³²⁾ モリスは、この回答に満足し、「連合国委員会との緊密な協力が約束され、委員会の代表の身体、財産の保護が確保された」と評価し、かくて日本との協力行動を継続し、撤兵措置をさけるべきことを勧告したのである。⁽³³⁾

日本政府の回答に、ランシングは満足の意を表明した。⁽³⁴⁾ ベーカー陸軍長官は、いぜん日本軍部の行動と、《二重政策》への不信感にもとづいて撤兵論を固執していたが、⁽³⁵⁾ 国務省内部の撤兵論は次第に勢力を弱めていたことは確かであった。そして、マイルズ辞任のあとをうけてロシア部長に就任したプール DeWitt C. Poole は、一月二十六日、ランシングあてに、「明白なアメリカの線に沿って、日本との協力を発展できる、異例ともいふべき好機が出現しているものと見られる」と覚書をしるしていた。⁽³⁶⁾ 日本政府の政策転換に対する、アメリカ側の国務省の良好な反応は、ここにも典型的に表現されていた。

さて、シベリアからの撤兵をめぐる、アメリカの政策決定過程において、シベリアにおける革命・反革命両勢力の内戦の展開状況は当然重要な要因でなければならない。九月に入って、戦局がコルチャク側に一時的に好転し、また南ロシアのデニキン軍が戦局の主導権を保持して、モスコーへの進撃に著しい成功をおさめ、さらにペトログラード

を目ざすユーデニツチ軍の進出も目ざましいという状況は、国務省の《干渉派》の発言力を強め、撤兵政策にも影響を及ぼすものでなければならなかった。アメリカ軍の撤兵延期をもたらしただ上に、内戦の戦局が日本政府の政策変化と相乗効果をもって作用したということができよう。

フィリップス国務長官代理は、九月二七日、「伝えられる、過去一〇日間の軍事的成功が事実であることが判明次第、即刻コルチャクの承認問題を、ポークが英仏代表と（ヴェルサイユの連合国代表会議で……筆者）とり上げることが承認して頂きたい」と、ウィルスンに求めたが、九月末から一月にかけて、ロシアの情勢の発展は、国務省の高官の多くをコルチャク承認論に傾かせていた。マイルズやプールといった強烈な反ボリシェヴィキ派はいうまでもないことながら、⁽³⁸⁾ ロングにしても、情勢の有利さを指摘して承認論を支持していた。⁽³⁹⁾ 一月六日、ランシングがバリのポークに送った電報は、国務省内部でいぜんコルチャク承認の可能性が検討されている様子を伝えている。⁽⁴⁰⁾ そして、このような反革命派の勝利への期待の増大と干渉強化への傾向は、日本との協力政策、共同出兵の継続を支持する方向に作用することとなることはいうまでもない。⁽⁴¹⁾

アメリカ軍の撤兵遷延に働いた第三の要因は、九月末、ウィルスンが脳出血で病床に倒れた結果、政策決定機構に生じた致命的な欠陥であつたらう。多くの重要政策の決定と同じく、コルチャク承認問題も大統領の急病の影響を免れることができなかったのである。⁽⁴²⁾

ともかく、一月八日、幣原大使がシベリアへの増兵の希望と、アメリカとの共同行動を切望した、日本政府の覚書を正式にランシングに手交したときには、すでにアメリカ側においては、日本の軍部が、極東ロシアに排他的支配

圈を樹立する意図を、かりに一時的にもせよ、放棄した点は確實なものとして受けとられるにいたっており、もはやアメリカ軍撤兵のもつ対日圧力手段としてのストラテジー上の意義は失われていた。しかも、國務省内部では、日本側の協調的態度により、反ポリシェヴィズムの線における、日本との共同闘争の可能性への注目が増大していたのである。⁽⁴³⁾

さて、日本政府の焦慮にもかかわらず、⁽⁴⁴⁾アメリカ政府の回答は遅延する。日本政府の申入れをめぐるアメリカ政府内部の討議過程をしめす史料は欠けているが、おそらくポリシェヴィキ軍の東部シベリアへの進出にともなう直接接触が武力衝突を発生する危険を考慮、撤退を支持する議論と、あくまで駐兵を継続して、日米共同の武力で極東ロシアの非ポリシェヴィキ化をはかるべしとする議論とが対立したものと推定される。⁽⁴⁵⁾そして、アメリカの政策決定者にとっては、この時期に、撤兵か駐兵かをめぐって、最終態度を決定するにあたり、国内における孤立主義的傾向の増大への配慮とともに、国外状況の二つの側面についてその推移を注視する必要があると思われる。第一は、一二月一二日から開催を予定されていた英仏首相会議が、ロシア問題について、どのような決定を下すかという点である。ロイド・ジョージ首相は、一月八日、第二のプリンキポ会談の提唱を示唆するかのごとき演説をギルド・ホールで行っており、その上彼はロシア問題の收拾策として、ロシア分割案⁽⁴⁶⁾複数のロシア方式を支持していることが伝えられていたからである。しかし、英仏首相会談の結果は、英仏政府はもはやコルチャク政権の将来に一片の希望も托せず、シベリアにおける反ポリシェヴィキの共同行動については、すでに決定した軍事干渉の中止につづいて、経済援助もこれを中止する意図を明らかにした。⁽⁴⁷⁾英仏政府のかかる態度は、アメリカ政府にとって考慮されねばならぬ重要な要

困であった。第二は、シベリアの情勢の急激な発展であるが、とくに一月中旬、イルクーツクがポリシェヴィキとエス・エルの連合勢力の手中に帰し、コルチャク自身の退路が遮断されたのみならず、バイカル以西のポリシェヴィキ化が決定的な情勢として出現してきたことは、重要視されねばならなかった。ザバイカルに駐屯して、鉄道守備の任にあたっているアメリカ軍の前面にポリシェヴィキ軍がその姿を現わすことは時の問題と見られるにいたったのである。

一二月二三日、ランシングは、病床のウィルソンにあてて、アメリカ軍のシベリアからの撤退について、その承認をもとめ、事態を説明した。「ことの真相はごく簡単です。コルチャク政権は完全に崩壊しました。ポリシェヴィキ軍は東部シベリアに進出しており、彼らは寛大な振舞いをしてしていると伝えられています。一般大衆は、コルチャク派よりむしろ彼らを支持しているように見えます。さらにポリシェヴィキ軍は、アメリカ軍の駐屯地域に接近しており、両軍の接触は公然たる敵対行動と多くの紛糾をもたらすでしょう。換言すれば、アメリカ軍は撤退しなければ、ポリシェヴィキ軍との戦闘をしなければならなくなるでしょう⁽⁴⁸⁾」。アメリカ軍による、直接の《武力干渉》の回避は、ウィルソンのエイド・メモリアルによって指示され、共同出兵開始以来のアメリカのシベリア政策の基本原則のひとつであった。

グレイブスのもとには、一二月二九日附で、マーチ参謀総長から、数日中に撤兵命令を発する旨の訓電が到着し⁽⁴⁹⁾、つづいて一九二〇年一月五日附(七日着)で、「國務省は、一月七日水曜日、シベリアからの撤兵政策を正式に宣言するはずである、その間、貴官は軍隊移動を開始する権限をあたえられる。……ただし、七日前に軍隊の乗船を決定す

る場合には、最後の瞬間まで行動を秘密にせよ」との指令が送られてきた。⁽⁶⁰⁾

アメリカのシベリア撤兵方針は一月五日、最終的な決定を見ていた。⁽⁶¹⁾ところで、アメリカ政府は撤兵方針を外部に公表するにあたって、外交手続上、不信義とも見らるべき過誤をおかすこととなる。それはすでに、日本政府から増兵問題について申入れがあったにかかわらず、これに何ら回答をあたえないうちに、グレイブス司令官は撤退行動を開始し、一月八日には、日本派遣軍当局に撤兵意思を通告していたことである。⁽⁶²⁾グレイブスとしては、参謀総長の指令にしたがって行動したつもりであったが、國務省は予定していた撤兵宣言を延期しており、日本の幣原大使に回答の形式で、ランシングから撤兵意思が通達されたのは一月九日であった。⁽⁶³⁾したがって日本政府としては、正式の外交ルートを紹介して、共同派兵国から派兵中止を通告される代りに、現地の派遣軍司令官の言動によって、まず、撤兵意思を知らされたわけである。それが、国際信義の無視であり、国際慣行の違反として理解されたのは当然である。モリス大使は、グレイブスによる突如とした撤兵通告は、「日本の誇りに対してのみならず、日本における、すべての自由主義者、親米勢力に対する脳天からの一撃であり、甚大な影響力をもつこととおそれている」と、ワシントンに報告した⁽⁶⁴⁾が、それはまた原内閣の対米協調政策への「脳天からの一撃」であることも疑いなかった。

グレイブスの、尚早の通告については、國務省は日本側に釈明し、⁽⁶⁵⁾またマーチ参謀総長は、グレイブスに、「さきの指令は、ワシントンで、政策の宣言がなされるまでは、秘密にしておくべしとの趣旨であった」と遺憾の意をしめしたが、⁽⁶⁶⁾この問題については、國務省、参謀本部、派遣軍の三者の間のコミュニケーションに重大な不備があり、⁽⁶⁷⁾それが外交上の失態をもたらしただことは明らかであった。

ともかく、アメリカ政府の撤兵決定に加えるに、撤兵通告の手続きによって、原内閣の対米協調政策は、いわば二重の打撃をうけた。かくてポリシェヴィキ勢力の極東ロシアへの拡大を阻止する目的で、アメリカの軍事的協力をえられる可能性はもはや消失した。しかも自らの大軍派遣も、財政上、また世論の反対で不可能とすれば、日本政府としてはその軍事力に即応して守備線を大幅に縮小して、ポリシェヴィズムの満州、朝鮮への浸透に対抗するか、あるいは革命への武力干渉の愚をさとって、完全撤兵の断を下すか、道は二つしか残されていない。原内閣が、新しい情勢に対処してやがて決定するのは前者の道であり、東支鉄道からウラディヴォストークにいたる線で、ポリシェヴィズムの南下に対抗し、できれば極東ロシア三州を、革命ロシアと日本の勢力範囲との間の中立地帯として、その非ポリシェヴィキ化をはかるうとするものであったが、ともかく、アメリカの共同出兵からの離脱を機に、シベリアにおける対ソ武力干渉は、日本一国による単独干渉という新しい段階に入ることとなる。

- (1) Morris to Lansing, Nov. 24, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 599—601.
- (2) Lansing to Atherton, August 30, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 573—578.
- (3) 外務省、「西比利亜出兵問題経過」第二編、一〇八頁。
- (4) 前掲調書、一〇八頁。また全文は、鉄道委員会のスミスからワシントンに送られている。Smith to Lansing, Sept. 28, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 583—584.
- (5) Smith to Lansing, Nov. 15, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 596—597.
- (6) Ibid.

- (7) 海軍省、戦時書類、卷一七三。
- (8) 原敬日記、第八卷、三九四—三九五頁。
- (9) 十一月二七日、外交調査会の承認をえたのち、送られる。十一月二八日発、内田外相から幣原大使宛、八〇二号。「西比利亞共同出兵」。幣原大使は、十二月八日、ランシントンと面会、訓令を執行した。
- (10) Polk to Morris, June 30, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, p. 388. 六月二三日のパーネツクマンの懇談に、ウーナムンは、日本の勢力範囲設定を阻止し、シムリンの《門開放》の必要を力説した。McCormick Diary, June 23, 1919.
- (11) Morris to Lansing, August 11, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 401—410; Morris to Lansing, July 30, 1919, Long Papers. また、キーン報告の要旨を以下の國務院の覚悟を以て、Reports of Mr. Morris August 13, 1919, State Department File 861.00/5072.
- (12) 七月二二日から約一月にわたる、オトスタ情勢を以下の一連の報告を送る。Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 395—423.
- (13) Lansing to Morris, August 25, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, p. 421.
- (14) 八月二五日、マイルスはキーン報告を引用して、承認の政策変更の可能性を討論する。Miles to Lansing, August 25, 1919, State Department File 861.00/5127 b.
- (15) Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 565—571.
- (16) たとへば、七月五日のグレンツ報告。Graves to the War Department, July 5, 1919, AEF Records. また、八月一日のステューブンス報告。Stevens to Lansing, August 15, 1919, State Department File 861.77/1024.

- (33) Morris to Lansing, Nov. 1, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 592—594.
- (34) Lansing to Morris, Nov. 12, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 594—595.
- (35) Baker to Grayson, Oct. 19, 1919, Baker Papers.
- (36) Poole to Lansing, Nov. 26, 1919, State Department File 861.00/5741. キルニシ十二月四日、「日本は今や、アメリカが当初から追求してきたのと同じの政策をとらねばならぬ」と日本の政策変化をワシントンに報告していた。Morris to Lansing, Dec. 4, 1919, State Department File 861.00/5958.
- (37) Phillips to Wilson, Sept. 27, 1919, State Department File 861.01/142.
- (38) Miles to Long, Sept. 29, 1919, State Department File 861.01/159.
- (39) Long to Francis, Oct. 17, 1919, Long Papers. ランニングは十月九日「その日記に「國務省の内部でも、また外部でも、ロシア情勢を検討してきたすべての専門家の意見は……コルチャク政権を事実上の政権として承認することを支持してゐるよに見える」と「しるしたのさ、しかしながら自分はまだあくまで反対であるとのべてゐる。Lansing Confidential Diary (The Library of Congress), Oct. 9, 1919.
- (40) Lansing to Polk, Nov. 6, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, p. 447.
- (41) 一〇月八日「マイルズとブールは、撤兵の不可をランニングに説くべきだ。Lansing Desk Diary, Oct. 8, 1919.
- (42) ポークは一〇月一日「大統領の病気をえなかつたら、承認はあたられたであらう」とその日記に記してゐる。Polk Diary, Oct. 1, 1919.
- (43) 一二月八日、ブールはランニングに書き送っている。「日本の態度の変化は各方面で歴然たるものがある。……民主的なロシア政府と経済援助に期待をかけるはじめて……。……日本がポリシェヴィズムの伸長にはげしく動揺していることは確かだ

ある」。ポールは、日本からの協力申入れに慎重な検討をあたえるよう要望したのである。Poole to Lansing, Dec. 8, 1919, State Department File 861.00/6114.

(44) 軍部は、アメリカ政府の回答遅延に業を煮やして、増兵の急速実施をもつて政府に迫り、政府は苦境に立つ (Morris to Lansing, Jan. 7, 1920, Foreign Relations, 1920, III, pp. 486—487)。二月十九日には、政府は幣原大使に回答督促を訓令する。二月十九日発、内田外相から幣原大使宛、八七八号。「西比利亜共同出兵」。

(45) 二月一日、UPの記者は、幣原大使に、ランシングは共同出兵継続を希望するも、孤立主義的傾向の増大、あるいは大統領の病氣により、最終決定について思案中であると、アメリカ政府の内情を伝えている。二月四日発、幣原大使から内田外相宛、八七一号。「西比利亜共同出兵」。

(46) ロイド・シモーシのギンズ・ホール演説とその反響については、W. P. & Z. K. Coates, A History of Anglo-Soviet Relations, 1944, pp. 1—5; Davis to Lansing, Dec. 3, 1919, Foreign Relations, 1919, Russia, pp. 128—129, p. 1. シモーシのロシア分割案に対しては、ランシングは強硬反対を指示する。Lansing Desk Diary, Dec. 2, 1919.

(47) 二月十七日発、珍田大使から内田外相宛、五四一号。「西比利亜共同出兵」。

(48) Lansing to Wilson, Dec. 23, 1919, Foreign Relations, Lansing Papers, II, 392; State Department File 861.00/6107.

(49) March to Graves, Dec. 29, 1919, AEF Records, Box 111.

(50) March to Graves, Jan. 5, 1920, AEF Records, Box 111.

(51) Poole to Lansing, Jan. 9, 1920, State Department File 861.00/6126.

(52) 一九二〇年一月八日発、派遣軍参謀長から山梨次官宛、浦参一五号。「西比利亜共同出兵」。

- (42) Lansing to Shidehara, Jan. 9, 1920, Foreign Relations, 1920, III, 487—490.
- (43) Morris to Lansing, Jan. 11, 1920, Foreign Relations, 1920, III, pp. 492—493.
- (44) Lansing to Morris, Jan. 12, 1920, Foreign Relations, 1920, III, pp. 493—494; Morris to Lansing, Jan. 12, 1920, Foreign Relations, 1920, III, pp. 494—495; 菅原平和技師「菅原重昭」一九二五年一月廿一—廿七日。
- (45) March to Graves, Jan. 9, 1920, AEF Records, Box 111.
- (46) 陸田督憲は「バーチ參謀總長の建議及びその秘密の爲に國務會議を表明したる事」Poole to Lansing, Jan. 20, 1920, State Department File 861.00/6126.